



日本銀行ワーキングペーパーシリーズ

税務データを用いた分配側GDPの試算

藤原裕行*

hiroyuki.fujiwara@boj.or.jp

小川泰堯*

yasutaka.ogawa@boj.or.jp

No.16-J-9
2016年7月

日本銀行
〒103-8660 日本郵便（株）日本橋郵便局私書箱30号

* 調査統計局

日本銀行ワーキングペーパーシリーズは、日本銀行員および外部研究者の研究成果をとりまとめたもので、内外の研究機関、研究者等の有識者から幅広くコメントを頂戴することを意図しています。ただし、論文の中で示された内容や意見は、日本銀行の公式見解を示すものではありません。

なお、ワーキングペーパーシリーズに対するご意見・ご質問や、掲載ファイルに関するお問い合わせは、執筆者までお寄せ下さい。

商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行情報サービス局 (post.prd8@boj.or.jp) までご相談下さい。転載・複製を行う場合は、出所を明記して下さい。

税務データを用いた分配側GDPの試算*

藤原裕行[†]、小川泰堯[‡]

■要 旨■

我が国の経済の実態を把握するうえで最も重要な統計であるGDP統計を、税務データを用いて分配側から推計するとどうなるのだろうか。現行GDP統計では、「GDPにおける三面等価の原則」に従い、分配側GDPは、支出側、生産側GDPに等しくなるように、営業余剰・混合所得を調整している。本稿では、米国の例も参考にしながら、税務データ等を利用し、営業余剰・混合所得の直接推計を試みる。また、その際、現行GDP統計では毎月勤労統計、労働力統計等から推計している雇用者報酬についても、税務データから推計した。得られた結果からは、支出側、生産側GDPと、本稿で試算された分配側GDPとは大きな乖離がみられた。こうした乖離がなぜ生じているのかについてはさらに詳細な分析が必要であり、本稿で試みた直接推計の手法についてもなお改善の余地があるが、ここでの試算値は、日本経済をみるうえで、ひとつの視座を与えるものと思われる。

* 本稿の作成にあたっては、総務省自治税務局より『市町村税課税状況等の調』、『道府県税の課税状況等に関する調』に関する資料の提供を受けた。また、北村行伸氏（一橋大学）、菅幹雄氏（法政大学）、中村洋一氏（法政大学）、西村清彦氏（東京大学）、深尾京司氏（一橋大学）、宮川努氏（学習院大学）など学識経験者や日本銀行の多くのスタッフから有益なコメントをいただいた。記して感謝の意を表したい。なお、本稿の内容は、筆者たちが属する組織の公式の見解を示すものではなく、内容に関しての全ての責任は筆者たちにある。

† 日本銀行調査統計局（Email：hirokyu.fujiwara@boj.or.jp）

‡ 日本銀行調査統計局（Email：yasutaka.ogawa@boj.or.jp）

[目 次]

1. はじめに	4
2. 現行GDP三面推計の体系	5
2-1 GDPにおける三面等価の原則	5
2-2 現行の支出側・生産側GDPの推計方法と統計調査の重要性	6
2-3 現行の分配側GDPの推計方法：生産側GDPに従属した推計	8
2-4 本稿の分配側GDPの推計方法：税務データを用いた直接推計	8
3. 雇用者報酬の試算	9
3-1 現行GDPにおける推計方法	9
3-2 税務データを用いた試算	10
3-3 試算値と現行値の比較	16
4. 営業余剰の試算	18
4-1 GDP統計と法人企業統計の違い	19
4-2 法人企業統計を用いた試算と法人税等による補正	24
5. 混合所得の試算	27
6. 分配側GDPの試算結果、現行GDPとの比較	29
6-1 分配側GDPの独立推計の方法	29
6-2 試算結果と現行GDPとの比較	30
7. おわりに	34

補論 1. 米国の GDP 三面推計について	36
補論 2. 雇用者報酬の試算方法 (詳細)	38
補論 3. 営業余剰の試算に関する留意点	49
補論 4. 税務データの利用に関する留意点 (リガイジョン・ステイ)	52
補論 5. 家計、法人の純貸出／純借入の評価	55

1. はじめに

我が国の経済の実態を把握するうえで最も重要な統計であるGDP統計を、分配側から推計するとどうなるのだろうか。その際、最近、統計作成面で更なる有効活用の可能性が言われている行政記録情報を使うことはできないだろうか。本稿では、そうした問題意識のもと、税務データ等を用いて、分配側GDPを直接推計することを試みる。

分配側GDPを直接推計するというのはどういうことか。現行GDPでは、分配側GDPの合計値は、独立の推計ではなく、生産側GDPと一致するように推計されている。すなわち、現行GDPの年次確報においては、統計調査（「工業統計」、「商業統計」、「特定サービス産業統計」＜以上、経済産業省＞など）等を用いて、支出側GDPと生産側GDPを各々推計している。その一方で、分配側GDPについては、その合計値が独立には推計されておらず、生産側GDPと一致するように決定されている。その上で、分配側GDPの各内訳項目については、営業余剰・混合所得以外の各内訳項目（雇用者報酬など）を各々推計し、残る部分（残差）を営業余剰・混合所得としている。

「GDPにおける三面等価の原則」に立てば、分配側GDPを直接推計しても、結局は、支出側、生産側と同じ額になるはずである。現に、支出側GDPと生産側GDPの乖離はさほど大きくない。しかしながら、分配側GDPを直接推計している米国の事例をみると、基礎統計のカバレッジや推計誤差の問題から、支出側GDP、生産側GDPとは必ずしも同じ額にならないことが知られている。因みに、米国では、カバレッジが広く、高い精度が期待できる税務データ等行政記録情報を利用して、雇用者報酬や営業余剰を積み上げて分配側GDPを推計・公表している¹。

本稿では、こうした米国での取り組みを参考に、我が国の分配側GDPを試算する。具体的には、①家計の雇用者報酬の推計に個人住民税データを、②法人企業の営業余剰の推計に法人税収データを、③個人企業の混合所得の推計に申告所得データを、各々利用し、各内訳項目を積み上げて分配側GDPの合計値を試算する。こうした税務データを用いた分配側GDPの直接推計は、筆者たちが知る限り、本稿が我が国における初めての試みである。こうした試みは、統計委員会の諮問・答申を経て、閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」で掲げられている（税務データという）「行政記録情報の活用」と

¹ 米国において、税務データは、分配側GDP推計の基礎資料として用いられているほか、他の統計調査への利用も含めて、広範に活用されている（補論1を参照）。

いう意味でも有意義なものであろう²。

分配側の推計に、経済主体の所得を把握して課税を行っている税務当局が作成する税務データを用いるということは、ごく自然な発想法ではあろうが、通常、経済主体が自身の所得及び納付すべき税を過大に申告することは想定し難く、税務データで捕捉した所得が少なくとも過大になることはないと思われる。こうしたことを考えると、本稿での推計は、GDPの下限值を示すものとも考えられる。

本稿の構成は次の通りとなっている。まず2節で、現行のGDP三面推計（支出側・生産側・分配側）の体系について整理する。そこでは、三面推計のうち、主たる系列である支出側GDPならびに生産側GDPの推計では、上記の統計調査を基礎統計として用いていること、分配側GDPの推計においては、合計値について独立して推計する手法を用いておらず、生産側GDPに完全に一致させている点を示す。その上で、3～5節で順に、分配側GDPのうち雇用者報酬（賃金・俸給）、営業余剰、混合所得について、税務データ等を利用した試算を行い、現行値との比較を行う。6節で、これら試算値を踏まえ、他の項目は現行GDPのまま変わらないと仮定し、分配側GDPの合計値を試算し、現行の支出側GDPならびに生産側GDPとの比較を行う。最後に、7節で、まとめを述べる。

2. 現行GDP三面推計の体系

2-1 GDPにおける三面等価の原則

マクロ経済学の原則に、「国内総生産（GDP）における三面等価の原則」がある。これは、GDPを、支出面、生産面、分配（所得）面、いずれの観点からみても、GDPは常に同一の値となるというものである。ただし、三面の各々について、それぞれの内訳項目を独立に推計して積み上げてGDPを算出した場合、利用する基礎統計や推計方法が持つ様々な誤差の影響から、支出側、生産側、分配側のGDPの合計値は、一致した値とならないのが通常である。

現在、我が国で作成・公表されているGDPは、三面推計のうち支出側GDP中心の体系となっている。四半期別GDP速報（QE）では、生産側GDP

² 統計委員会は、公的統計の整備に関する「司令塔」機能の中核としての役割を担っており、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の審議などを行う。現行の同計画では、行政記録情報の活用に関して、「統計調査に対する国民や企業の協力が得られにくくなるなど、統計調査を取り巻く環境が更に厳しさを増している中、行政記録情報等の活用は、報告者の負担軽減や効率的な統計作成のみならず、正確な統計作成という観点からも、一層重要」と記載されている。

は作成されず、分配側GDPの一部である雇用者報酬を除いて、支出側GDPのみ作成・公表されている。年次推計では、支出側GDP、生産側GDP、分配側GDPそれぞれの合計値と内訳項目が作成・公表されているが、このうち支出側GDPと生産側GDPについては、各々合計および各項目が独立に推計されている。独立推計された支出側GDPと生産側GDPの両計数のかい離は、統計上の不突合（Statistical discrepancy）として生産側に加算され、支出側GDPの合計値が主系列のGDPの値として計上されている。一方、分配側GDPは合計値が独立に推計されておらず、その合計値は、生産側GDPと一致するように決定されている。分配側GDPの内訳項目については、営業余剰・混合所得以外の各内訳項目（雇用者報酬など）を各々推計し、生産側GDPの合計値から、各内訳項目の合計を差し引いた部分（残差）を営業余剰・混合所得としている。

2-2 現行の支出側・生産側GDPの推計方法と統計調査の重要性

次に、本稿の分析対象である年次推計について、やや詳細に三面の各推計方法をみてみよう³。

支出側GDPにおいては、コモディティ・フロー法（コモ法）を用いて、各産業によって生産される財貨・サービス（商品）の供給及び需要を推計する。具体的には、『産業連関表』（総務省）に基づく配分比率等を用い、商品ごとに「産出額」、「輸入」、「運輸・商業マージン」の合計である総供給額と、「中間消費」、「家計最終消費支出」、「総固定資本形成」、「在庫品増加」、「輸出」の需要項目の合計を一致させる。コモ法では、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者を除く「産業」における全ての商品を対象とする⁴。全商品ベースで推計することにより、後述の付加価値法による生産側GDP推計における経済活動別産出額の計数と、コモ法で推計した商品別産出額の計数は整合的となっている。以上の推計結果は、「財貨・サービスの供給と需要」（図表1（1））で示されている。この中で、需要側の「国内家計最終消費支出」、「対家計民間非営利団体最終消費支出」、「政府最終消費支出」、「総固定資本形成」、「在庫品増加」におけるそれぞれの合計値が支出側GDPを構成する。ただし、支出側GDPのうち「輸出」、「輸入」（控除項目）に関しては、別途、『国際収支統計』（財務省・日本銀行）を組み替えて推計している。

³ 現行GDPの推計方法は、内閣府経済社会総合研究所（2012）、藤原・今井（2013）を参照。

⁴ 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者によるサービスの産出と需要先別配分については、コモ法によらず、これらの生産者が非市場サービスを生産していることを踏まえて推計している。

生産側GDPは、付加価値法を用いて、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の経済活動別付加価値の合計として求められる。このうち、産業は経済的に意味のある価格での財貨・サービス（商品）の販売を目的として生産活動を行う主体である⁵。産業の付加価値は、産業別の産出額から中間投入額を差し引いて求めた産業別の付加価値額を合計することにより推計する（**図表 1（2）**）。産業別の産出額は、コモ法における産出額をコントロール・トータルとする経済活動別財貨・サービス産出表（以下「V表」）に基づき、また、産業別の中間投入額は、経済活動別財貨・サービス投入表（以下「U表」）に基づき、それぞれ推計されている。「V表」は、行に産業を、列に商品をとった産出額の行列で、各産業がどの商品をどれだけ産出したかを記録したものであり、行和は産業別産出額を、列和は商品別産出額を、それぞれ表わしている（**前掲図表 1（2）**）は、下のU表と合わせて、見やすくするため、行列を入れ替え）。「U表」は、行に商品を、列に産業をとった投入額の行列で、各産業が生産のためにどの商品をどれだけ投入したかを表示したものであり、列和は産業別中間投入額を示している。中間投入は、生産するために投入される原材料及び燃料等とサービスによって構成される。

このように、支出側GDPの推計に用いられる「財貨・サービスの供給と需要」における産出額と生産側GDPの推計に用いられる「V表」の産出額は、コントロール・トータルとして基本的に対応している。これが支出側GDPと生産側GDPのかい離が小さい理由の一つである。また、分配側GDPは、前述のとおり、その合計値を生産側GDPの合計値と一致させている。以上のことから、現行のGDP合計値の推計には、産出額の正確な把握が決定的に重要となってくるのがわかる。

GDP推計の鍵を握る産出額の推計は、近年、難しさが増していると考えられる。産出額は、産業別、商品別に、各種統計調査（「工業統計」、「商業統計」、「特定サービス産業統計」など）を基礎統計として積み上げ集計されているが、こうした統計調査は、近年、企業・家計の統計調査に対する協力度合いの低下等を背景に、調査環境が悪化しているというのである⁶。これを各種統計調査の調査対象先を決める「経済センサス」（総務省・経済産業省）でみてみよう。「経済センサス」の対象会社企業数（175万社）は、法人税申告社数（262万社）よりも、最近では80万社以上も下回っている（**図表 2**）。こうしたことが何故起こっているのか、その理由は完全に解明がついている訳ではないが、一つの可

⁵ 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の産出額、中間投入額、付加価値額及びその構成項目は、これらの生産者が非市場サービスを生産していることを踏まえ別途推計する。

⁶ 脚注 2 を参照。

能性として「経済センサス」（以前は「事業所・企業統計調査」）には捕捉漏れが存在しており、かつ長期的にみても、その捕捉率が低下傾向にあることが考えられる。その場合、各種統計調査による企業活動の捕捉が不十分となり、その分、財・サービスの産出額の把握が困難となってしまうことが懸念される。

2-3 現行の分配側GDPの推計方法：生産側GDPに従属した推計

次に、こうした支出側・生産側GDPと分配側GDPの関係をみていく⁷。分配側GDPの内訳は、(図表3)右側で示されるとおり、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、補助金（控除項目）で構成される。このうち、営業余剰・混合所得については、企業の利益等の基礎資料からは、直接推計されていない。前述のとおり、各種統計調査のデータから推計された生産側GDPの合計値から、営業余剰・混合所得以外の各内訳項目の合計を差し引いた「残差」として求められている。

営業余剰・混合所得以外の各項目については、それぞれの基礎統計を用いて項目ごとに算出される。このうち、生産・輸入品に課される税、補助金（控除項目）は、税務データなど政府の決算データに基づいており、推計精度は高いとみられる。一方、雇用者報酬、固定資本減耗は、現行、税務データをほとんど利用しておらず、各種の統計調査等（例えば、雇用者報酬については「毎月勤労統計」（厚生労働省）、「国勢調査」（総務省）、「労働力統計」（総務省）など）に基づいて推計されている。

2-4 本稿の分配側GDPの推計方法：税務データを用いた直接推計

米国では、「GDPにおける三面等価の原則」を活用し、カバレッジが広く、高い精度が期待できる税務データ等行政記録情報を利用して、雇用者報酬や営業余剰を積み上げて分配側GDPを直接推計し、公表している。また、GDP統計のユーザーサイドでも、GDPの本系列である支出側GDPの変動を速報段階で評価する（例えば、将来、速報値がリバイスされる可能性を予想する）際に、分配側GDPを補完的に分析することも広範に行われている。

本稿では、こうした米国での取り組みを参考に、各種の統計調査よりもカバレッジが広い税務データ等を活用して、我が国の分配側GDPを、雇用者報酬、営業余剰、混合所得といった各内訳項目の値を直接推計して、分配側GDPを試算する（現行と試算の推計方法の概要は(図表4)を参照）。具体的には、以下、①個人住民税データを用いて家計の雇用者報酬（賃金・俸給）を算出する（3節）。続いて、②「法人企業統計」（財務省）の営業利益データと法人税収

⁷ 本稿では、2014年度国民経済計算確報時点の計数を利用している。

データを組み合わせることで法人企業の営業余剰を算出する（4節）。さらに、③個人企業の申告所得データを用いて個人企業の混合所得を算出する（5節）。それらを受けて、最後に、他の分配側の内訳項目は現行GDPの値と変わらないとの仮定の下、これらの各内訳項目を積み上げることで分配側GDPを試算し、現行の支出側GDPや生産側GDPとの比較を行う（6節）。

3. 雇用者報酬の試算

3-1 現行GDPにおける推計方法

雇用者報酬は、賃金・俸給と雇主の社会負担に分けられる。後者は、健康保険や厚生年金等社会保障基金のほか、年金基金への雇主の負担金等となっている。これらは各制度の事業報告書等の積み上げで算出されており、その推計精度は高いとみられる⁸。このため、ここでは、雇用者報酬の大半を占める賃金・俸給の試算を行い、現行値との比較を行う。

現行の雇用者報酬（賃金・俸給）の推計方法の概要を示すと、次頁の表のとおりとなる。大部分を占める「農林水産業・公務以外のその他の産業の現金給与」については、「毎月勤労統計」（厚生労働省）から得られる「一人当たりの現金給与（賃金）」と、「国勢調査」（総務省）や「労働力統計」（総務省）等から得られる「雇用者数」を産業別にそれぞれ推計し、両者を掛け合わせて現金給与額を算出する。さらに、「毎月勤労統計」には含まれていない現物給与（給与住宅差額家賃など）を別途算出し、現金給与額に加算し、賃金・俸給を求める。

一人当たりの賃金・俸給は、「毎月勤労統計」に基づいて、実際には産業別に細かく区分したデータを利用している。現行の雇用者報酬（賃金・俸給）を雇用者数で割った一人当たり賃金と、「毎月勤労統計」全産業ベースの一人当たり賃金は水準・動きとも似通っており、一人当たり賃金は、「毎月勤労統計」の一人当たり賃金でほぼ決まり、現物給与などの寄与はごく小さい⁹。

⁸ 雇主の社会負担には、退職一時金も含まれており、その推計には、税務データである「国税庁統計年報」が利用されている。

⁹ なお、「毎月勤労統計」では、農林水産業および公務が含まれないほか、常用労働者5人以上の事業所を対象としており、5人未満の事業所分についても含まれていない。GDP推計では、この分や現物給与のほか、役員の給与なども考慮されている。

(表) 現行の雇用者報酬（賃金・俸給）の推計方法

内訳項目（2014年実額）		推計方法	
雇用者報酬 251.4兆円			
賃金・俸給 210.6兆円	現金給与	【農林水産業】	各種の農業・林業・漁業の統計調査を基に推計
		【公務】	各種決算書等を基に推計
	【鉱業、建設業、製造業、卸小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業】 (まとめて「その他の産業」)	各産業別に、 一人当たり現金給与額（毎月勤労統計） × 役員除く雇用者数（国勢調査、労働力統計等）	
	役員給与 (役員賞与は除く)	一人当たり現金給与額（毎月勤労統計） × 役員数（国勢調査、労働力統計） × 役員と従業員との給与格差（法人企業統計）	
	議員歳費等	国会議員の歳費（衆参両院の決算書） + 地方議会議員の報酬、地方公共団体の委員手当（地方財政統計年報）	
現物給与	給与住宅差額家賃は「市中家賃」 - 「社宅及び公務員住宅などの費用」（住宅・土地統計調査（総務省）等） その他は「現金給与」×「現金給与に対する現物給与の比率」（就労条件総合調査（厚生労働省）等）		
雇主の社会負担 40.9兆円		各種事業報告書等	

一方、現行の我が国の国民経済計算（SNA）における雇用者数は、調査実施年（西暦下一桁0年ないし5年）については、「国勢調査」の雇用者数（現行基準では2005年<より厳密には同年9月時点>）を、調査が実施されないその前後の時期については「労働力統計」の雇用者数を補助系列として補完し、推計している。なお、現行SNAでは、複数の勤め先を持つ雇用者については、主業分とは別に副業分についても、各々一人分としてカウント（すなわち、2つの勤め先を持つ雇用者は2人としてカウント）することになっている。複数の勤め先を持っていても、「国勢調査」および「労働力統計」では一人のみカウントされるにとどまることから、「就業構造基本調査」（総務省）で調査された副業者比率を用いて副業者数を算出し、その分を「国勢調査」および「労働力統計」から得られる雇用者数に加算することで、全体の雇用者数を算出している。

このように、現行GDPの雇用者報酬（賃金・俸給）の推計においては、対象となる産業ごとの一人当たり賃金と、複数の勤め先を持つ雇用者を正しくカウントした雇用者数、各々に関する精度の高いデータを得ることが重要である。

3-2 税務データを用いた試算

ここでは、「市町村税課税状況等の調」（総務省）および「民間給与実態統計」（国税庁）といった税務データを利用して、雇用者報酬（賃金・俸給）の試算を行う。具体的には、まず、「市町村税課税状況等の調」から、個人住民税の納税義務者、いわゆる課税対象者の給与収入額を把握する。次に、「市町村税課税状況等の調」では把握できない非納税義務者、いわゆる課税非対象者の給与収入額について、「民間給与実態統計」、「労働力統計」などを利用して、別途推計を行う。最後に、納税義務者の給与収入額に、推計された非納税義務者の給与収入額を加算することで、雇用者報酬（賃金・俸給）を推計する。

個人住民税は、個々人の前年の給与所得に応じ、市区町村において課税される。全ての給与所得者の給与支払報告書が雇用主である企業から給与所得者の住居のある各市区町村に提出されており、それを元に個人住民税の納税義務者に関する詳細なデータが各市区町村で集計され、総務省に報告される。この結果が「市町村税課税状況等の調」として公表されている。ただし、これは、納税義務者のみを対象としており、非納税義務者を含んでいない。一方、「民間給与実態統計」は、民間企業を対象とする大規模な調査であり、官公庁を含んでいない点、カバレッジが劣るが、所得税の課税対象者だけでなく、非課税対象者も含んでいる。「市町村税課税状況等の調」が地方税である個人住民税を、「民間給与実態統計」が国税である所得税を、それぞれ対象としている。個人住民税と所得税では、個人住民税の方が所得税よりも課税される給与収入の最低額や各種所得控除の額が小さくなっているため、非課税対象者の概念は両統計で異なる¹⁰。こうした様々な要因から試算方法がやや複雑となることから、本節では推計方法の概要を説明することにとどめ、詳細は補論2で紹介する。

① 「市町村税課税状況等の調」の給与収入と納税義務者数

まず、「市町村税課税状況等の調」による個人住民税の納税義務者の給与収入額と納税義務者数を、現行GDPにおける雇用者報酬（賃金・俸給）と雇用者数と、各々比較する（図表5）。両者のカバレッジや定義に違いがあることから、人数ではそのかい離は大きく、ほぼ2割程度のかい離を続けている。もっとも、金額ではかい離が小さく、かつかい離は長期的に縮小傾向を辿り、最近では両者の値はほぼ同水準となっている。

このように、近年では、個人住民税の納税義務者全体の給与収入の水準が現行GDPの雇用者報酬（賃金・俸給）にほぼ匹敵するという事は、非納税義務者の給与収入のことも考えると、現行GDPの賃金・俸給の水準が低くなっていることが予想される。そこで、次に、賃金・俸給と給与収入について、定義の違いを確認の上、個人住民税の非納税義務者全体の給与収入額を算出し、納税義務者全体の給与収入額に加算した雇用者報酬（賃金・俸給）の試算値と現行GDPにおける雇用者報酬（賃金・俸給）とを比較する。

¹⁰ 給与データの集計値としては、国税である所得税のうち源泉所得税に基づいた給与支払額を企業ごとの報告ベースで集計する「国税庁統計年報」（源泉所得税）（国税庁）も存在する。これは、個人・法人事業主による給与支払額を集計したものであり、所得税の非納税者分を含んでいるため、個人住民税の納税義務者分のみ「市町村税課税状況等の調」よりもカバレッジが広い。しかしながら、「国税庁統計年報」（源泉所得税）の給与支払総額の推移を確認すると、「市町村税課税状況等の調」のほか、「民間給与実態統計」など他の税務・給与関連統計とは水準や動きが大きく異なっており、本稿では採用しなかった。

② 雇用者報酬（賃金・俸給）の試算

現行GDPにおける雇用者報酬（賃金・俸給）と雇用者数と、「市町村税課税状況等の調」における給与収入と納税義務者数との定義・カバレッジの違いを整理すると以下のとおりである。

賃金・俸給ならびに給与収入の範囲は、両者で、概ね一致している。給与のうち現金給与以外の現物給与については、「毎月勤労統計」には含まれないが、現行GDPでは別途推計して加算している。一方、「市町村税課税状況等の調」の給与収入には、現物給与が既に含まれている。ただし、役員賞与に関しては、現行GDPでは賃金・俸給ではなく配当（財産所得）に含まれる一方、「市町村税課税状況等の調」の給与収入に含まれていることから、試算値からこれを除く必要がある。

次に、雇用者数と納税義務者数をみると、我が国のSNAでは全雇用者をカバーしているが、「市町村税課税状況等の調」では個人住民税の非納税義務者を含んでいないという違いがある。また、現行SNAの雇用者数では、主業分の雇用者数に副業分を加算し、複数の勤め先を持つ雇用者を勤め先ごとに複数カウントされている一方、「市町村税課税状況等の調」の納税義務者数では、給与収入をメインとする雇用者が副業を行う場合、複数の勤め先からの給与収入が名寄せされ、どの雇用者も一人としてカウントされている。

こうした中、個人住民税の非納税義務者をカバーする統計として、「民間給与実態統計」がある。ただし、「民間給与実態統計」は、官公庁等を含んでいないほか、同統計における納税者／非納税者の区別は所得税の納税の有無となっている（「市町村税課税状況等の調」は個人住民税の納税義務者を調査）。上記の給与収入の課税最低額等の違いから、個人住民税の納税義務者数は所得税の納税者数より多くなっていると考えられる¹¹。

（試算方法の概要）

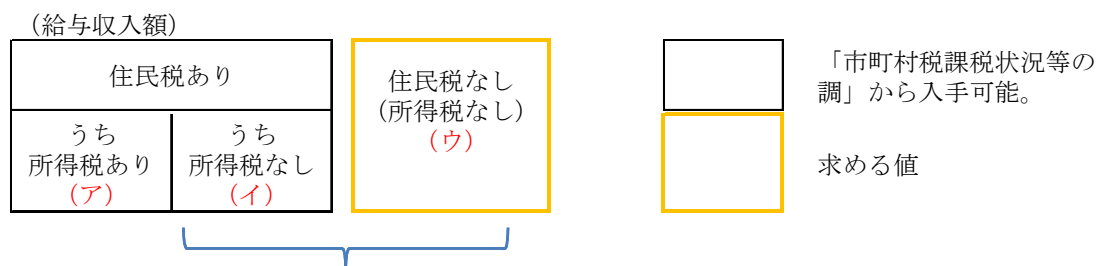
以上の定義を前提に、個人住民税の納税義務者の給与収入額に、「市町村税課税状況等の調」で捕捉されない（i）個人住民税の非納税義務者分の給与収入額を加算し、さらに（ii）給与の範囲をGDPの定義に揃えることで、雇用者報酬（賃金・俸給）の試算値を求める。（i）については、非納税義務者の一人

¹¹ 収入は給与収入のみとし、かつ扶養家族等を考慮しないケースにおいて、給与収入の課税最低額は、所得税では103万円となる一方、個人住民税（所得割）は100万円となっている。また、扶養控除等人的控除額や、基本的に所得税を対象とする住宅ローン減税など税額控除の設定においても、個人住民税と所得税に違いがみられる。ただし、個人住民税には所得割とは別に均等割が存在するため、市区町村によっては100万円未満の給与収入でも均等割分が課税される場合がある。

当たり給与収入（「民間給与実態統計」を利用）に、非納税義務者数（「労働力統計」の雇用者数と納税義務者数の差）を掛け合わせることで算出する。また、(ii)については、役員賞与の控除等の調整を行う。

ただし、実際の推計では、基礎資料ごとのデータの範囲・定義の違いから、かなり複雑な試算方法となっている。詳細は補論2に譲ることにして、以下、2014年の数値例を利用して、大まかな流れを示す（(試算概要)（1）～（4））。

(試算概要)（1）試算する給与収入の範囲



試算可能な範囲：所得税の非納税者（所得税なし）の給与収入額

「民間給与実態統計」で捕捉可能なのは、個人住民税でなく、所得税の非納税者の給与収入である。すなわち、個人住民税の非納税義務者の給与収入は直接には求められないため、所得税の非納税者の給与収入額全体を算出（上図の(イ) + (ウ)に該当）し、そこから個人住民税の納税義務者のうち所得税の非納税者分（同(イ)に該当）¹²を控除することで、個人住民税の非納税義務者分（同(ウ)）を求める。

ここで、所得税の非納税者の雇用者の給与収入額（上記の(イ) + (ウ)）は以下の式で求められる。

$$\text{所得税なしの①一人当たり給与収入額} \times \text{②雇用者数} \\ \text{(勤務期間1年以上と1年未満別)}$$

¹² 「市町村税課税状況等の調」においては、個人住民税の納税義務者のうち所得税の納税者と非納税者について、給与収入金額の階層別（100万円以下、100～110万円・・・の詳細な階層）の人数が開示されている。各階層における給与収入金額の合計も同時に公表されているので、階層別に一人当たりの給与収入金額が算出できる。そこで、この階層別の一人当たり給与収入金額と所得税の非納税者数を掛け合わせたものを、個人住民税の納税義務者のうち所得税なしの給与総額としている。また、「市町村税課税状況等の調」では納税義務者／非納税義務者別、「民間給与実態統計」では納税者／非納税者という用語で使用されている。前者が前年の所得を基に、納税の義務が生じているかどうかで区別される（実際に納税を行ったかどうかではない）のに対し、後者は源泉徴収において、当年中に納税を行ったかどうかで区別される（詳細は補論2を参照）。

(試算概要) (2) 一人当たり給与収入額 (所得税の非納税者)

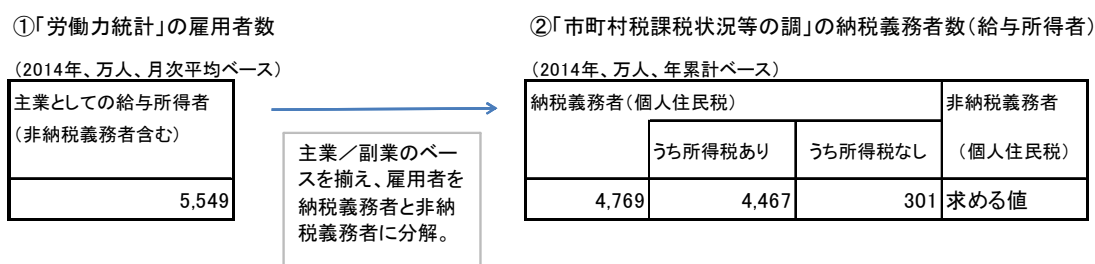
上述の式のうち、①一人当たり給与収入額については、以下のように、「民間給与実態統計」から所得税の非納税者の勤務期間別の給与が入手できる。

・所得税の非納税者の一人当たり給与 (民間給与実態統計、2014年、万円)

勤務期間1年以上	175.6
同 1年未満	47.3

(試算概要) (3) 雇用者数 (所得税の非納税者)

問題は、②所得税が非納税である雇用者数をどう求めるかである。「民間給与実態統計」で、納税者、非納税者は捕捉可能だが、この統計では官公庁等をカバーしておらず、SNAにおける雇用者の範囲と合致していない。そこで、以下のように、「労働力統計」と「市町村税課税状況等の調」を組み合わせ、計算を行う。



- ① 所得税の納税者／非納税者を含む「労働力統計」の雇用者数¹³から、「市町村税課税状況等の調」による個人住民税の納税義務者数を差し引くことによって、個人住民税の非納税義務者の人数を算出する(上図の「求める値」)。
- ② これに、個人住民税の納税義務者数のうちの所得税の非納税者(上図の「301万人」)を足し合わせることによって、所得税の非納税者の人数を求める。

その際、主業者／副業者別、勤務期間別にあん分計算を行った。あん分にあたっては、上記の「民間給与実態統計」の納税者／非納税者の勤務期間別雇用者数の比率等を活用している(詳細は補論2を参照)。その結果、以下の推計値を得る。

¹³ ①雇用者数 5,549 万人(2014年)は、「労働力統計」による雇用者数 5,595 万人のうち日雇労働者 74 万人を除いた 5,521 万人に、就業者数うち不詳の 32 万人について雇用者(除く日雇)比率をあん分して追加したもの。日雇労働者については、後述の「民間給与実態統計」の対象外で勤務期間別に分けることができないので、①「労働力統計」の雇用者分からは控除し、その分の給与は非納税義務者分とみなして別途加算している(脚注後述)。

・所得税の非納税者数（試算値、2014年、万人、年累計ベース）

勤務期間1年以上	965
同 1年未満	1,146

（試算概要）（4）試算結果（2014年）

賃金・俸給（2014年、兆円）

住民税あり			住民税なし （ウ）	試算値 A （ア）+（イ） +（ウ） 加えて 役員賞与等の調整実施	現行値 B	かい離幅 A-B
計 （ア）+（イ）	うち 所得税あり （ア）	うち 所得税なし （イ）				
211.9	202.8	9.1	13.3	224.7	210.6	14.2

所得税なしは、合計
22.4兆円

（注）現行値からは、海外分（ネット受取）を除いている。

以上から、勤務期間別に所得税の非納税者の一人当たり給与（前掲試算概要（2））と雇用者数（前掲試算概要（3））を掛け合わせることで、所得税の非納税者分の給与収入（前述の（イ）+（ウ）=22.4兆円）が求められる。また、「市町村税課税状況等の調」より、2014年の個人住民税の納税義務者のうち所得税なしの給与額（イ）が9.1兆円と算出されるので、個人住民税の非納税義務者分（ウ）は13.3兆円と算出される。

さらに、前述の（ii）役員賞与等¹⁴の調整を実施し、最終的に雇用者報酬（賃金・俸給）の試算値が求められる。2014年の値は224.7兆円に達している。これは、現行値を14.2兆円上回る水準である。

ここでの試算では、勤務期間別労働者や副業者の扱いについて、一定の前提を置いて算出を行っている。補論2（2）において、こうした前提を変更した場合における試算も行っている。その結果によると、試算の前提を変更しても、推計結果の違いは小さいことから、本稿における試算値は、かなり頑健であると考えられる。

¹⁴ 日雇労働者は、全て個人住民税の非納税義務者とみなし、その平均給与と「労働力統計」における人数をかけあわせ、加算している（2014年は0.7兆円）。また、海外からの雇用者報酬（ネット）は、雇用者を国内ベースで揃えるため、これを全額、賃金・報酬と仮定して現行GDP側に含めていない（2014年で0.1兆円）。

(試算結果：時系列データ)

同様な推計方法で過去に遡って雇用者報酬（賃金・俸給）の試算値を算出し、1994～2014年の時系列の動きをみてみよう（**図表6**）。賃金・俸給のうち、個人住民税の非納税義務者の給与収入額は10数兆円台で推移している。一方、個人住民税の納税義務者の給与収入額が200兆円を超えており、全体の大部分を占めているほか、全体の動きとほぼ平行となっている¹⁵。この全体の動きをみると、1994年以降1997年にかけて増加し、1998年以降2004年にかけて減少した後、2008年にかけて緩やかな増加傾向を辿った。リーマン・ショック後は2009年に大きく落ち込み、その後はほぼ横ばい圏内で推移していたが、ここにきてやや増加している。

次に、これを一人当たり賃金・俸給と雇用者数に分けてみると、一人当たり賃金・俸給は、個人住民税の納税義務者／非納税義務者ともに長期的に下落傾向を続けている（**図表7**）。やや細かくみると、個人住民税の納税義務者および全体（納税義務者と非納税義務者の合計）において、1995年以降1997年にかけて増加した後、2004年にかけて減少傾向を辿り、2006～2008年にかけて下げ止まったが、リーマン・ショック後の2009年に大きく減少していることがわかる。

一方、雇用者数をみると（**図表8**）、全体の雇用者数が緩やかな増加傾向を辿る中で、特に1990年代末から2000年代前半にかけて、個人住民税の納税義務者から非納税義務者へのシフトがみられたことが目立つ。その当時、一人当たり給与収入額の下落率が大きめであったのは、このように非納税義務者数が全体に占める比率が上昇したことも寄与している（**図表9**）。非納税義務者数の割合は、2005年にかけて低下したが、その後再び上昇に転じている。

3-3 試算値と現行値の比較

次に、以上の賃金・俸給の試算値と現行GDPにおける値について、水準を比較してみよう（**図表10（1）**）。これによると、1994年時点では、かい離がみられないが、その後、試算値が現行値を上回って推移し、かい離幅が2000年代初頃まで大きく拡大した。その後も2008年頃まで緩やかながら拡大を続けた後、2011年にかけて若干減少したが、このところ再び緩やかに拡大していることがわかる。

前年比でみると（**図表10（2）**）、大きな動きは両者に違いはないが、総じて

¹⁵（**図表6**）の合計は、役員賞与、日雇労働者分の調整後の雇用者全体の賃金・俸給ベースとなっている。ただし、個人住民税納税義務者および個人住民税非納税義務者に関しては、役員賞与、日雇労働者分の調整前のベースとなっている（**図表7～9**）も同様）。ただし、同調整による全体への寄与は小さい。

試算値が現行値に比べて上回って（プラス幅が大きいか、マイナス幅が小さい）推移している。また、時期によって以下のような違いがみられる。

- ① 2000 年を含むその前後 2 年において、現行値の伸び率が大きく変動しているのに対し、試算値では▲1～2%程度の安定した下落が続いた。
- ② リーマン・ショック以前の 2006～2008 年にかけて、試算値の伸び率がより堅調であった。
- ③ 東日本大震災が発生した 2011 年は試算値の伸び率がマイナスに転化した。

このように、雇用者報酬（賃金・俸給）において、試算値と現行値とでは、水準および前年比伸び率にかい離がみられる。こうした前年比のかい離の要因をみるため、試算値と現行値における①一人当たり賃金・俸給と②雇用者数について、それぞれ伸び率を比較したのが、(図表 11) である。これによると、②雇用者数のかい離は小さく、①一人当たりの賃金・俸給のかい離がその要因となっていることが確認できる。実際、1995～2014 年の平均をとると、②はともに+0.3%であるのに対し、①では試算値が▲0.4%、現行値が▲0.7%となっている。

ただし、本試算と現行推計における雇用者数のカウントの方法が異なっていることが、こうした一人当たり賃金・俸給の伸びの違いにも影響を与えている可能性に留意する必要がある。前節でみたとおり、現行 SNA の雇用者数には、副業者分が含まれている一方で、本試算の雇用者（個人住民税の納税義務者）は名寄せベースとなっている。このため、この副業者比率が変動した場合には、本試算上では一人当たり賃金・俸給の伸びに反映されることになる。すなわち、企業側からみた雇用者の一人当たり給与が同じでも、家計からみると、副業率が増えれば、副業分の給与増加が反映されて、一人当たりの給与は増加することになる。言い換えると、仮に現行 SNA の雇用者数で、実際の副業者が十分に把握できていない場合には、「市町村税課税状況等の調」を用いた本稿の試算では、雇用者数全体が上振れるのではなく、一人当たり給与の増加という形で反映されることを意味している¹⁶。

¹⁶ 前述のとおり、現行の副業者数の推計に際して、「就業構造基本調査」を利用している。同調査においては、副業について、「主な仕事以外に就いている仕事」と定義し、「副業を 2 つ以上持っている場合、就業上の地位及び産業の区分は、そのうち主なもの 1 つ」としている。ここでは、副業を 2 つ以上持っている場合（例えば主業のほか社外取締役に複数就いている場合）、副業を 1 つとしかカウントされない。また、調査票においては、「おまな仕事のほかに別の仕事をしているか」どうかを尋ねており、「別の事業主に雇われているか」という聞き方ではないため、回答者にとって、親会社と子会社との兼務などで仕事の種類自体が変わらないときは副業と認識していない可能性があると思われる（ただし、

こうした可能性まで考えると、雇用者報酬（賃金・俸給）の試算値が現行GDPに比べ大きくなっているとみられる要因については、一人当たりの賃金によるものか、雇用者数によるものかを厳密に分けることは難しい。ただし、現状の統計調査では、完全に捕捉しきれていない雇用者があり、その賃金および人数が十分に把握できていないということはいえるのではないか。

4. 営業余剰の試算

前節の家計の雇用者報酬に続いて、本節で法人企業の営業余剰（固定資本減耗を含む）、次節で家計の混合所得（個人企業の所得）を取り扱う。なお、非市場サービスを生産している一般政府、対家計民間非営利団体については、営業余剰が（定義上）ゼロとなっている¹⁷。また、家計による持ち家（帰属家賃分）の営業余剰の推計では、実際の借入家賃と持家ストックの床面積等を用いた帰属計算により推計されており、支出、生産、分配面で、基本的に同じ基礎資料を利用した現行以外の推計方法は見当たらない。さらに、法人企業の営業余剰の大部分は、非金融法人企業によるもので、金融機関分の寄与は小さいことから、以下では、非金融法人企業について推計することとする。

本節における非金融法人企業の営業余剰（純）と固定資本減耗を合わせた営業余剰（総）の試算値については、「法人企業統計」（財務省）の営業利益と減価償却費等を利用して算出する。GDPの営業余剰（純）は「法人企業統計」の営業利益に、GDPの固定資本減耗は「法人企業統計」の減価償却費に、それぞれ対応する。ただし、両者の概念は一致していないことから、必要な概念調整を実施したうえで両者の比較を行う。

前節の雇用者報酬の試算の際には、税務データ（具体的には、「市町村税課税状況等の調」）から、雇用者報酬（賃金・俸給）の概念にほぼ対応する項目である「個人住民税の課税対象となる給与収入」を直接入手することができた。しかしながら、法人税の課税対象となる所得は、企業会計上の当期利益をベースとしつつも、当該利益から、過年度の繰越欠損金や海外子会社からの配当金が控除される一方で、交際費や寄付金を加算されている。すなわち、税務上の課税所得は、GDP統計の営業余剰（純）の概念とはかなり異なるものとなって

調査票の記入方法の例示として、別の大学にも勤務している大学教員は副業として記入するとされているので、前記のような例は副業と認識する場合もあるとみられる）。このように、「就業構造基本調査」における副業者は、現行SNAの副業者の概念に必ずしも合致していないところがある。

¹⁷ なお、一般政府、対家計民間非営利団体の固定資本減耗についても、前者が政府の決算資料の設備投資等に基づく固定資本ストックから求められていること、後者は水準が小さいこと等から、現行の推計方法で問題は特に見当たらないとみられる。

いる。このため、今回の試算では、直接には税務データではなく、GDP統計の概念に近い「法人企業統計」の営業利益¹⁸を用いて、GDPベースに概念調整することで営業余剰を算出する。

なお、法人企業統計は標本調査であることから、その集計値に振れやバイアスといった誤差が発生している可能性が考えられる。そこで、法人企業統計の税科目と実際の法人税収等の値の比率を用いて、法人企業統計の営業利益から概念調整して算出された営業余剰の誤差を補正する。

4-1 GDP統計と法人企業統計の違い

まず、非金融法人企業について、現行の分配側GDPの営業余剰（純）・固定資本減耗と法人企業統計（季報）の営業利益・減価償却費とを比較する。営業余剰（純）と営業利益については、両者のかい離は小さいが、大半の時期で営業余剰（純）の方が大きい（**図表 12（1）**）。一方、固定資本減耗と減価償却費を比べると、固定資本減耗の水準が減価償却費を大きく上回っていることがわかる（**図表 12（2）**）。

こうしたかい離は、SNAに基づく分配側GDPと企業会計に基づく法人企業統計について、いくつか概念上の違いによって生じていると考えられる。次に、この概念上の違いを確認しよう。

① 設備投資の計上範囲の違い

分配側GDPの営業余剰（純）・固定資本減耗と法人企業統計の営業利益・減価償却費のかい離には、設備投資の計上範囲の違い、すなわち、法人企業の支出のうち中間投入（当期費用）に計上されるものと設備投資に計上されるものとの区分がSNAと企業会計では異なっていること、が大きく影響を及ぼしていると考えられる。設備投資の水準について、現行GDPと法人企業統計（季報）を比較すると、GDPの値が法人企業統計の値を大きく上回っている（**図表 13（1）**）。さらに、GDP統計の設備投資が法人企業統計のそれより大きくなることに起因して、各期の設備投資と減耗または償却（控除分）の累積となる実物資産残高も、我が国SNAの水準が法人企業統計の水準を大幅に上回っている（**図表 13（2）**）。

これを具体的なイメージで示したのが次表である。ここでは、各期（第一期と第二期）において、売上（産出額）が100、物品等購入費が50の法人企業（簡

¹⁸ 企業会計上の当期利益は、税務上の課税所得と同様に、金融利子やキャピタルゲイン・ロスの実現損益等（企業会計上では営業外損益や特別損益に計上）が含まれる。このため、企業会計上の営業利益は、当期利益に比べ、GDP統計の営業余剰（純）に概念上近い。

単化のため、人件費等の要素は捨象) を例に説明しよう。

(表) SNA 会計と企業会計の計上方法の違い (イメージ①)

SNA会計		企業会計	
(第一期)		(第一期)	
産出額	100	売上高	100
中間投入	30	当期費用	40
営業余剰(純)	70	営業利益	60
設備投資	20	設備投資	10
	→		→
	期末固定資産 産残高 (a)		期末固定資産 産残高 (a')
	20		10
(第二期)		(第二期)	
産出額	100	売上高	100
中間投入	30	当期費用(除く(b)')	40
固定資本減耗 (b)	10	減価償却費 (b)'	5
営業余剰(純) (c)	60	営業利益 (c)'	55
営業余剰(総) (b)+(c)	70	営業利益+減価償却費 (b)'+(c)'	60
設備投資 (d)	20	設備投資 (d)'	10
	→		→
	期末固定資産 産残高 (a)-(b)+(d)		期末固定資産 産残高 (a)'-(b)'+(d)'
	30		15

現行 SNA 会計と企業会計の計上方法の違いは、企業の支出である購入費 50 の配分方法に現れる。各期とも現行 SNA 会計では中間投入 30、設備投資 20、企業会計では当期費用 40、設備投資 10 として計上されている。

第一期においては、設備投資において SNA が企業会計を上回る分 (20 > 10)、SNA の中間投入が企業会計の当期費用を下回り (30 < 40)、SNA の営業余剰(純) が企業会計の営業利益を上回っている (70 > 60)。また、期末固定資産残高は SNA が企業会計を上回ることになる (20 > 10)。

第二期では、第一期に引き続き、設備投資において SNA が企業会計を上回る分 (20 > 10)、SNA の中間投入が企業会計の当期費用を下回っている (30 < 40)。さらに、前期末に固定資産残高が計上されているため、SNA では固定資本減耗が、企業会計では減価償却費が計上されている。第一期の期末固定資産残高で SNA が企業会計を上回っている (20 > 10) ことから、固定資本減耗は減価償却費を上回る (10 > 5)。以上の結果、第二期の SNA の営業余剰(純) は企業会計の営業利益を引き続き上回っている (60 > 55) が、第一期に比べ、その差は縮小している。

ただし、SNA の営業利益(純) に固定資本減耗を加えた営業余剰(総) と、企業会計の営業利益と減価償却費を足したものは、第一期 (固定資本減耗と減価償却費は 0)、第二期いずれでも、SNA 上の営業余剰(総) が企業会計の営業利益と減価償却費の総和を上回っており (70 > 60)、両者のかい離幅は不変と

なっている。すなわち、設備投資の計上範囲がSNAで企業会計よりも広い分、GDPの営業余剰（純）と固定資本減耗を足した営業余剰（総）が、法人企業統計の営業利益と減価償却費を足したものより大きくなる。

このように設備投資の計上範囲においてSNAの方が企業会計より広がっているのは、SNAの設備投資（総固定資本形成）は、原則として耐用年数が1年を超える固定資本形成に対する支出額を計上しているのに対して、企業会計においては、当期の利益が保守的に見積もられ、SNAで設備投資として計上されるうちの一部を設備投資ではなく当期に費用計上しているためである。例えば、無形固定資産（ソフトウェア）では、SNAでは情報サービス業（供給側）の売上高データをもとに設備投資額を推計しており、企業会計に基づく当期費用処理分を含んでいる。ソフトウェアの企業会計に関する指針¹⁹によると、ソフトウェアの資産計上は「将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるという要件が満たされているか否か」で判断されており、SNAより計上範囲は限定的である。また、有形固定資産についても、SNAで設備投資計上され、企業会計ベースで費用処理されるケースとして、1単位当たり少額のもの（特に中小企業ではリース²⁰を含め、費用処理での計上が認められる範囲が広い）などが存在する²¹。また、需要側の固定資産の購入価額について、国庫補助金等分を直接減額する（圧縮記帳を行う）ケースもみられる^{22 23}。

¹⁹ 「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会）。

²⁰ リース取引に関する会計基準について、2009年度（四半期。年度は2008年度）から取扱いが変更されている。以前は、所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース物件は、貸手側で固定資産として計上され、借手側でオフバランス処理されていたのが、変更後は、貸手側で流動資産に計上され、借手側で固定資産に計上されることとなった。ここで、貸手側と借手側では、貸手側に比べ、借手側において中小企業が多くなっているとみられる。本文のとおり、中小企業の少額リースは固定資産に計上されず、費用処理されるものが多くなるとみられるため、設備投資として把握される水準は、会計基準の変更前に比べ、小さくなっているとみられる。

²¹ 我が国GDPの設備投資推計では、企業会計の取り扱いと揃えて、原則1単位当たり10万円に満たないものは除かれることとされている。しかし、年次推計では、供給側統計のみから推計されるため、それを区別することは難しい。例えば、1台12万円のパソコンが翌年8万円に値下がりすると、企業会計上は設備投資ではなく、消耗品費等費用処理に区分変更することができるが、GDP統計の設備投資から除外するのは推計上難しいうえ、また望ましい処理とは言えないであろう。

²² 圧縮記帳では、国庫補助金等を受けた固定資産の購入価額について、その分を控除して購入価額とするほか、国庫補助金等の利益については一時的に税負担が軽減され、将来的な減価償却費も減少するので、課税の繰り延べ効果をもたらす。一方、SNA上では、設備投資への補助金等は資本移転となり、投資額はグロス計上される。

²³ 以上の要因に加えて、GDPにおける非金融法人企業の設備投資は供給側推計による設備投資合計から、他の経済主体分の残りで求められるため、他の経済主体分の積み上げ（需要側統計を利用）が小さくなることで、非金融法人企業のGDPの設備投資水準が幾分大きめとなっている可能性もある。

言い換えると、SNAにおいては、中間消費と設備投資（総固定資本形成）の区分は、当該期間内に使用されつくすか、あるいは、将来に便益をもたらすかを基準としてなされ、設備投資の範囲は企業会計よりも広がっている²⁴。

② 営業余剰（純）と営業利益との概念の違い

上記のとおり、GDPと法人企業統計における設備投資の範囲の違いが、営業余剰（純）・固定資本減耗と営業利益・減価償却費それぞれ同時にかい離をもたらすことに加えて、GDPにおける営業余剰（純）と法人企業統計における営業利益においても、概念上の違いがみられる。

具体的には、GDPにおける営業余剰（純）は、法人企業統計における営業利益から、(i) F I S I M²⁵（中間消費分）が控除されていることに加え、(ii) 在庫品評価調整額は除外されたベースで計上されている。すなわち、(i) F I S I Mについては、法人企業統計における営業利益では、資金の借り手である非金融法人企業における利子の支払いは、営業外費用であるため控除されていないが、GDPではその一部が金融サービス消費（中間投入）として営業余剰（純）から控除される。(ii) 在庫品評価調整額については、営業利益には、在庫品（棚卸資産）の評価損益が含まれるケースが多い一方、GDPの営業余剰（純）においては、評価損益が概念上除外されている（両者の計数は（**図表 14（1）**）。こうした計上方法の違いについての具体的な数値例は次表を参照）。

²⁴ なお、研究開発投資（R&D）は、現行の我が国SNA（93SNA）において、その支出による将来の便益が不確実であるとして、中間消費として扱われているが、2016年度中の移行が予定されている2008SNAにおいては、将来に便益をもたらす（GDPを増加させる）ものとみなすようになり、設備投資に含まれることになる。このように、2008SNA移行後は、GDPと法人企業統計における設備投資のかい離が一層拡大する見込みである。

²⁵ **Financial Intermediation Services Indirectly Measured** 間接的に計測される金融仲介サービス。SNAでは、金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額（預金者にはより低い利率を支払い、貸出相手にはより高い利率を課す）を推計している。

(表) SNA 会計と企業会計の計上方法の違い (イメージ②)

SNA会計	企業会計
産出額 100	売上高 100
中間投入 FISIM 50	仕入費用 50
営業余剰 45	棚卸資産評価減 10
財産所得(支払) 5	営業利益 40
在庫品評価調整額 ▲10	借入金利息 10
	経常利益 30

借入金利息の一部は金融サービスを費消。

営業余剰には含まれず、評価額勘定へ。

例えば、原油価格下落に伴い在庫評価額が下落。
営業利益の計算に含まれる。

この他、法人企業統計の営業利益は、(i) 純粋持株会社の営業利益（多くが子会社配当によるものであるが、同配当はGDPの営業余剰ではなく、財産所得に計上される）や、(ii) 在外支店の営業利益を含んでおり、国内での営業余剰を計上するGDPの概念と揃えるためには、これらを除外する必要もある。

ここでは、両者の概念を揃えるため、現行GDPにおける営業余剰（純）から、FISIMと在庫品評価調整額を加算したものを算出する（営業余剰（純）FISIM・在庫品評価調整額を加算＜図表14（2）青実線＞）。一方、法人企業統計の営業利益については、純粋持株会社や在外支店の営業利益を除外する（営業利益＜季報＞純粋持株会社・在外支店の調整を実施＜図表14（2）赤実線＞）。なお、在外支店の営業利益については、「会社標本調査」（国税庁）における外国税額が算出税額に占める比率を利用して調整している。以上の調整を行った後のGDPの営業余剰と法人企業統計の営業利益とのかい離は、FISIMの影響を主因に調整前の営業余剰（前掲図表14（2）青点線）と営業利益（前掲図表14（2）赤点線）のかい離幅と比べて拡大する。

③ 固定資本減耗と減価償却費の範囲について

GDPにおける設備投資の計上範囲が、法人企業統計における計上範囲よりも広く、その結果として、SNAにおける固定資産残高が、法人企業統計における固定資産残高を大きく上回っていることから、GDPの固定資本減耗は、法人企業統計の減価償却費を上回るのは当然である。それに加え、GDPにおける固定資本減耗は、こうした通常の減価償却分に加え、予見される滅失（災害等予想しえない規模の資産の損失は含まない）を含んでいる。一方、企業会計に基づく減価償却費は、1) 2006年度までは累計95%までに計上が制限されていたこと（残る5%分は、設備の廃棄時点で除却。ただし、2007年度以降は残存価額1円まで償却が可能に）、2) 減損会計の実施（2005年度から）などで減価償却費以外の費用項目で固定資産の減価分が計上されている（その分、減

償却費の計上分は減少)。こうした要因も、GDPにおける固定資本減耗が、法人企業統計の減価償却費を上回る一因になっていると考えられる²⁶ 27。

このように、営業余剰（純）、営業利益（ともに概念調整ベース）と固定資本減耗、減価償却費では、両者とも、GDPベースの値が法人企業統計（季報）ベースの値を上回っている。次節では、このようなGDPと法人企業統計の概念の違いを調整して、法人企業統計の営業利益から、営業余剰を推計する。

4-2 法人企業統計を用いた試算と法人税等による補正

① 法人企業統計を用いた営業余剰（純）の試算

4-1①でみたとおり、設備投資の計上範囲は、GDPの方が法人企業統計より大きくなっている。その結果、GDPの営業余剰（純）と固定資本減耗を合わせた営業余剰（総）が、法人企業統計の営業利益プラス減価償却費を上回ることになる。

以上の整理をもとに、法人企業統計（季報）を利用してGDPベースの営業余剰を試算する。具体的には、以下のような推計方法を採用する。

1) 法人企業統計から算出する営業余剰（総）：X

$$= \text{法人企業統計における営業利益} + \text{減価償却費} + \text{GDPにおける設備投資} - \text{法人企業統計における設備投資}$$

2) 法人企業統計から算出する営業余剰（純）

$$= X - \text{GDPにおける固定資本減耗}$$

1) 式では、法人企業統計における「営業利益と減価償却費との合計」に、「法人企業統計では当期費用計上されているが、GDP上は設備投資として扱うべき金額」に相当するGDPと法人企業統計における設備投資額の差額である「G

²⁶ SNAと法人企業統計とでは部門の範囲にも違いがみられる。SNAの非金融法人企業の範囲は、地方公営企業などを含むため、法人企業統計よりも広い（NTTなどが公的非金融企業に含まれるため、民間非金融法人企業は法人企業統計よりもカバレッジは狭いとみられる）。すなわち、概ね、民間非金融法人企業（SNA）＜法人企業統計（除く金融・保険）＜非金融法人企業（SNA）となっている（我が国SNAにおける部門分類については、内閣府経済社会総合研究所（2015）を参照）。さらには、本文の試算で利用している法人企業統計（季報）については、調査対象が資本金1千万円以上となっており、同1千万円未満の企業も含まれている法人企業統計（年報）よりカバレッジが小さい。

²⁷ この他、固定資産は、SNAでは全て時価で每期再評価されるのに対し、企業会計では簿価で計上されているため、この分のかい離も固定資本減耗と減価償却費のかい離に反映される。

D Pにおける設備投資 — 法人企業統計における設備投資」を加算する。さらに、法人企業統計（季報）における営業利益については、G D Pにおける営業余剰の概念との違いを考慮し、純粹持株会社ならびに在外支店分の営業利益を除外している²⁸。

また、2) 式での固定資本減耗は、現行の分配側G D Pにおける固定資本減耗の値をそのまま利用している。これは、現行S N Aの実物資産ストックを利用していることを意味するが、上記1) 式において支出側G D Pの設備投資をそのまま利用していることと平仄を揃えたものである。

なお、ここでは、本推計の初期時点である1994年度において、法人企業統計から1) 式に基づき算出された営業余剰（総）は、現行G D Pにおける営業余剰（総）（営業余剰（純）と固定資本減耗の合計）に一致していると仮定し、このかい離分（11.5兆円）を同額だけ1994年度以降の各年度に上乘せして試算している。これは、4-1③でみた通り、固定資本減耗よりも減価償却費が小さくなる傾向があるほか、S N Aにおける非金融法人企業は公的企業等を含んでおり、法人企業統計の非金融法人企業よりも広いこと等に対応したものである²⁹。

以上のような推計方法を用いて、1994年度以降の法人企業統計に基づく営業余剰（総）および営業余剰（純）の試算値を算出したのが（図表15）である。

次に、この試算値と、現行の分配側G D Pの営業余剰の値とを比較してみよう（図表16）。両者を比較するベースを揃えるため、現行G D Pにおける営業余剰については、F I S I Mと在庫品評価調整額を調整後の値となっている。また、前述のとおり、固定資本減耗の試算値を現行値と一致させているので、営業余剰（総）で比べても、営業余剰（純）で比べても、両者のかい離は同じである。このため、以下では、営業余剰（純）をみていくこととする。これによると、法人企業統計から算出した営業余剰（純）と現行G D Pの営業余剰（純）は、年によって上振れや下振れがみられるが、総じてみると比較的近い水準となっていることが分かる。1994～2014年度の21年間の両者の平均かい離幅は▲1.2兆円（平均かい離率▲2.4%）であり、かい離は小さく、両者は近い値となっている。ただし、2014年度のかい離幅は+7.4兆円と過去最大のプラスとなって

²⁸ 前述の通り、在外支店の営業利益は、「会社標本調査」による算出税額全体に占める外国税額（控除税額）の比率を利用して算出。

²⁹ 営業余剰（総）について、1994年度に公的非金融企業が非金融法人企業に占めるウェイトは1割弱であり、上記のかい離分とさほど違いはない。前節の雇用者報酬（賃金・俸給）の試算値も1994年のかい離はわずかであった。1990年代前半において、日本の各種統計の精度は現在よりかなり高かったと考えられる。ちなみに、上記の仮定（現行値と試算値の初期値は一致）に実際は若干ズレがあったとしても、その後の伸び率（成長率）への評価は基本的に変わらない。

おり、試算値が現行GDPにおける営業余剰を大きく上回っていることが目立つ³⁰。

② 法人税収を用いた営業余剰（純）（試算値）の補正

法人企業統計は標本調査であるため、その集計値に振れやバイアスなどの誤差が含まれている可能性が考えられる。実際、（前掲図表 16）をみても、法人企業統計から算出された営業余剰（純）の振れ（B）は、現行GDPの営業余剰（純）の振れ（A）より大きくなっているように見える。ここでは、法人税収の値を利用して、法人企業統計による誤差を補正した営業余剰（純）の試算値を算出しよう。

これまで利用した法人企業統計（季報）に関しては、調査項目として法人税等の項目は存在していないが、法人企業統計（年報）では、同項目が存在している³¹。営業利益について、法人企業統計の（季報）と（年報）を比較すると（図表 17（1））、前者が後者を幾分上回っている³²が、両者のかい離は小さい。（季報）の代わりに（年報）の営業利益を使用して前述の試算を行っても、営業余剰（純）の試算結果はさほど変化しないと考えられる。その上で、法人企業統計が持つ誤差を評価するため、法人税等について法人企業統計（年報）における税項目（法人税、住民税及び事業税）の値と税務データから法人税等の値³³を比較すると（図表 17（2））、両者はほぼ似た動きとなっているが、年ごとに一定のかい離が生じており、法人企業統計が一定の誤差を含んでいることを示唆している。

以上の点を踏まえ、法人企業統計（年報）の税項目データを用いて、営業利益の補正を行う。具体的には、法人税収等と法人企業統計（年報）の税項目の比較ベースが一致していない 1998～2003 年度³⁴を除いた期間について、実際の

³⁰ 営業余剰の試算に法人企業統計を用いることの更なる留意点は補論 3 を参照。

³¹ そもそもカバレッジがより広い法人企業統計（年報）でなく、法人企業統計（季報）を利用しているのは、設備投資の計上方法について、（季報）の方がGDPの推計方法と合っているためであり、（季報）では新設投資額、（年報）では減価償却費プラス固定資産の増減となっている。（年報）の場合は設備の除却等により、減価償却費として計上されない部分もあるため、設備投資はその分小さくなる。

³² 一方、減価償却費については、（年報）が（季報）を幾分上回っている。

³³ 法人税については、「国税庁統計年報」、「会社標本調査」を、法人住民税および法人事業税については、「地方税に関する参考計数資料」（総務省）、「道府県税の課税状況等に関する調」（総務省）を、各々利用して算出。いずれも金融機関分の控除等を実施している。なお、こうした税務データは、GDP年次確報値が公表される12月時点（前年値を公表）では未公表のものが少なくない。税務データの公表時期の遅さを踏まえた代替推計の方法については、補論 4 を参照。

³⁴ この時期は、企業会計において、税効果会計の導入により法人税等調整額が新設されたが、法人企業統計では調査項目として独立表章されず、法人税及び住民税に含まれていた。

法人税収等と法人企業統計（年報）の税項目とのかい離率を用いて営業利益を補正する。すなわち、以下の算式で税補正後の営業利益の値を求め、これを用いて営業余剰（純）（税補正後）の試算値を算出する³⁵。これは、法人企業統計が持つ誤差が、法人税等と営業利益とで同一比率であると仮定して、補正を行うものである。

$$\text{・営業利益（補正後）} = \text{営業利益（年報）} \times \frac{\text{（実際の法人税・住民税・事業税収）}}{\text{（法人企業統計年報での同税収）}}$$

その結果によると（図表 18）、法人税収等で補正した営業余剰（純）は、税補正前の計数より、年ごとの振れが幾分抑制されていることが分かる³⁶³⁷。また、1994～2014 年度の 21 年間の営業余剰（純）における現行値と試算値の平均かい離幅は▲0.5 兆円（平均かい離率▲1.2%）であり、税補正前の試算値と同様、かい離は小さくなっている。このように、法人税収で補正した後の営業余剰（純）の試算値は、前述の試算と同様に、現行の値と近い値となっている。また、この 10 年間（2005 年度以降）に限ってみると、試算値が現行 GDP の営業余剰（純）をリーマン・ショック前は上回り、リーマン・ショック後は下回っていることが分かる（2009 年度は▲14.8 兆円と過去最大のマイナス幅）。ただし、2014 年度については、試算値は現行値を再び上回り、かい離幅は+12.6 兆円と過去最大のプラスとなっている。

5. 混合所得の試算

本節では、家計所得のうち、個人事業主（個人企業）の報酬分である混合所

このため、実際の税収との比較ができない。

³⁵ 1994 年度の初期値のかい離は補正前の 11.5 兆円から補正後の 12.6 兆円へと若干増加。

³⁶ そもそも法人企業統計が持つ誤差が税科目と営業利益で同一比率であるとの仮定については、標本調査である以上、それ自身にも一定の誤差が残っていることに留意が必要である。そこで補論 3（2）で、ある時点で営業利益を固定して、その後は法人税収の伸び率で営業利益を算出する方法による試算を実施している。ただし、この試算では、初期値の設定時期によって各期の営業利益および営業余剰（試算値）の水準が上下することになる。

また、法人企業の決算時期にはばらつきがあり、企業の決算時期と政府の決算時期が全て一致しているわけではない（企業決算後の税の納付となるため、政府税収に遅行性がある）。ただし、企業の多くが 3 月期決算であり、国の出納整理期間（翌年度 4～6 月）に納付された税収は前年度の政府収入とされるため、こうしたズレはさほど大きくないとみられる（このほか、企業の税の納付が全て決算後というわけではなく、期中における税の中間納付も存在するため、税納付の遅行性は大きくないとみられる）。

³⁷ 標本調査による誤差のほかに、本稿における推計期間での法人企業統計の営業利益には会計基準の変更（事業税の区分変更、ソフトウェアの投資計上、退職給付会計の導入、役員賞与の区分変更）等の影響も考えられるため、営業余剰の試算値はやや幅を持つ必要がある。

得について、「国税庁統計年報」（申告所得税）を利用した試算値を算出し、現行GDPにおける混合所得の値と比較することとしよう。

なお、個人事業主の所得については、国税である申告所得税のほかに、地方税である個人事業税（「道府県税の課税状況等の調」（総務省））が存在する。もともと、個人事業税の課税額の算出の際の事業主控除（290万円）の存在から、個人事業税が課税される者より国税の申告所得税が課税される者の数が多く、「国税庁統計年報」の方がカバレッジは大きくなっている。さらに、給与所得のケースと異なり、「国税庁統計年報」においては、個人事業主1件ごとをベースとした統計となっており、精度が高いとみられる。こうした点を踏まえて、本稿では「国税庁統計年報」を利用している³⁸。

現行GDPにおける家計の混合所得の推計方法からみると、個人事業主（個人企業）を農林水産業とその他の産業に分け、農林水産業分は、農業、林業、水産業ごとに業界統計を積み上げて推計している。一方、その他の産業分については、生産側GDPの全体の値を分配側GDPと一致させ、分配側GDPのうち営業余剰・混合所得以外の雇用者報酬等の合計値と一部部門の営業余剰・混合所得を足し合わせたものを控除した残差について、民間非金融法人企業の営業余剰分とにあん分して算出されている（以下の表を参照）。このあん分の際に利用する個人事業主の営業利益の値は、産業別に「個人企業経済調査」（総務省）の事業主当たりの営業利益と「労働力統計」の自営業主数をかけあわせたものを用いている。すなわち、個人事業主の混合所得についても、法人企業の営業余剰と同様に「残差」として扱われている。

（表） 現行の家計の混合所得の推計方法

内訳項目<2014年実額>	推計方法
営業余剰・混合所得 <91.4兆円>	—
個人企業(農林水産業)	農業・林業・水産業別に各種基礎資料を積み上げ推計。
金融機関 <6.5兆円>	各種基礎資料を積み上げ推計。
家計(持ち家) <24.1兆円>	
公的非金融法人企業<0.8兆円>	
民間非金融法人企業、個人企業（その他産業）は以下の補助系列を用いて、GDP（生産側）と雇用者報酬や上記営業余剰の一部等との残差として算出された両者の合計値（年次）をあん分。	
民間非金融法人企業<46.9兆円>	「法人企業統計季報」の営業利益等による推計値を補助系列に利用。
個人企業(その他産業)	「労働力統計」、「個人企業経済調査」を用い、「産業別業主数」×「1業主当たり営業利益」等による推計値を補助系列に利用。
(合わせて) <13.1兆円>	

³⁸ なお、「国税庁統計年報」と「道府県税の課税状況等の調」の両税務データにおいて、個人事業主数や所得金額を比較したところ、整合的な結果（すなわち、国税の申告所得税データが道府県税の個人事業税データを包含するかたち）となっている。

家計の混合所得を「国税庁統計年報」を利用して推計するには、「国税庁統計年報」の個人事業主の事業所得とGDP統計の混合所得の定義の違いを調整する必要がある。具体的には、「国税庁統計年報」の事業所得に含まれる土地の賃貸料は、GDPでは混合所得ではなく財産所得に含まれることから、除外する必要があるほか、事業所得の算出前に控除されている青色申告控除などは事業所得に加算する必要がある。

こうした調整を可能な範囲で行い、現行GDPの混合所得と比較したものが(図表 19)である^{39 40}。これによると、近年、3節の雇用者報酬にみられるようなかい離は発生しておらず、4節の営業余剰と同様、試算値と現行値とのかい離は小さくなっている。

6. 分配側GDPの試算結果、現行GDPとの比較

6-1 分配側GDPの独立推計の方法

本節では、以上の試算結果を踏まえ、分配側GDPの内訳項目である雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税マイナス補助金について、以下のとおり、積み上げ推計して合計値を試算する。

家計の雇用者報酬は、賃金・俸給と雇主の社会負担に分けられるが、賃金・俸給は3節で試算した値を用いる⁴¹。雇主の社会負担は前述のとおり、現行GDP推計において、社会保障基金等の事業報告書等から算出されており、推計精度が高いとみられることから、そのまま利用する。

企業の営業余剰については、4節で算出された非金融法人企業の営業余剰の

³⁹ 個人の事業所得に含まれる土地の賃貸料はSNAにおける家計の賃貸料(受取)の全てと同額とした。青色申告分の控除額については、集計データは存在しないことから、青色申告者一事業主当たり30万円の控除額と仮定して試算した(制度上の最大控除額は65万円)。また、白色申告分の控除分も加算すべきであるが、金額が小さいとみられることから、ここでは加算していない。加えて、支払利子分の加算、FISIMの調整、減価償却費と固定資本減耗の扱いなど混合所得と事業所得の概念調整については、ここでは考慮していない。以上を踏まえると、ここでの混合所得の推計は、あくまで大まかな試算である。ただし、「国税庁統計年報」(申告所得税)では個人事業主の設備投資等のデータは入手できないが、現行GDPの個人企業の設備投資(住宅、農林水産業を除く)は2014年で1.6兆円と小さく、個人企業の設備投資について、前節でみた法人企業の設備投資における現行GDPと法人企業統計のような大きなかい離はないと考えられる。

⁴⁰ 「国税庁統計年報」(申告所得税)において、試算に必要な詳細データが公表されているのは2008年以降となっている(その前は「申告所得税のある者」のデータとなっている。2008年以降は「還付申告をした者」、「損失額のある者」のデータも含まれる)。

⁴¹ 3節の雇用者報酬(賃金・俸給)の試算値は、暦年値であるため、現行の賃金・俸給の暦年の四半期別ウエイトを利用し、試算値を四半期分割したうえで、年度値を推計している。

試算値と現行値の乖離分を、現行GDPの営業余剰に加算して求めている⁴²。営業余剰には、非金融法人企業分のほか、金融機関分、家計（個人企業）の持ち家の帰属家賃分が存在するが、前述のとおり、現行GDPにおいて、金融機関分は小さいこと、帰属家賃分は支出、生産、分配面で、基本的に同じ基礎資料を利用した現行以外の推計方法は見当たらないことから、ここでの試算においては、現行値をそのまま用いている。

家計の混合所得については、5節の試算では、水準が小さく、現行GDPとのかい離もほとんどみられなかったことから、本試算では、現行GDPの値を用いている。

残りの固定資本減耗、生産・輸入品に課される税マイナス補助金についても、現行GDPの値を用いている。4節の営業余剰の試算方法で示したとおり、非金融法人企業においては、営業余剰と固定資本減耗を合わせたものについて現行値とのかい離を試算し、固定資本減耗を現行値と一致すると仮定して、そのかい離を営業余剰に全て計上している。また、金融機関、個人企業（持ち家の帰属家賃分を除く）、対家計民間非営利団体の固定資本減耗の水準は小さく、一般政府、持ち家の帰属家賃の固定資本減耗に関しては、支出、生産、分配面で、基本的に同じ基礎資料を利用した現行以外の推計方法は見当たらない。一方、生産・輸入品に課される税マイナス補助金は、現行GDPの推計において、政府の決算資料を用いている。以上のような事実を踏まえると、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税マイナス補助金については、本稿での分配側GDPの独立推計においても、いずれも現行GDPの値を用いることで問題はないとみられる。

以上のとおり、本試算においては、家計の雇用者報酬と法人企業の営業余剰について現行GDPとは異なる本稿での試算結果を用い、残りの内訳項目は現行GDPの各内訳項目をそのまま利用している。

6-2 試算結果と現行GDPとの比較

以上の方法で試算された分配側GDPを現行の分配側GDPと比較すると（**図表 20**）、試算値は、現行値と比べ総じて上振れている。これは、試算値における雇用者報酬が現行GDPのそれと比べて上振れていることが主に寄与している。さらに時系列の動きを詳細にみると、分配側GDPの試算値と現行値の

⁴² 4節では、法人企業統計の営業利益に基づく営業余剰を試算し、現行GDPの営業余剰においてFISIM・在庫品評価調整額を加算して、両者の概念を揃えたうえで比較している。このため、現行GDPの営業余剰にこのかい離幅を加算した本節での試算値は、FISIM・在庫品評価調整額を加算を行う前の現行GDPの概念に合致したベースの営業余剰の試算値となっている。

かい離は、1994 年度にはほぼゼロとなっているが、その後次第に拡大し、1999 年度には 14 兆円台となり、その後は上下変動を示しつつ、2006、2007 年度には 16 兆円前後にまで拡大した。このかい離は、リーマン・ショック後の 2009 年度には、一時的に解消したが、その後は再び拡大に転じ、直近の 2014 年度は、約 27 兆円と過去最大となっている。このように、各内訳項目を独立に推計し、それを積み上げることで算出された分配側 GDP の試算値は、ほぼ一貫して現行の分配側 GDP よりも大きくなっている。

現行の分配側 GDP の合計値は、分配側の構成項目の積み上げでなく、生産側 GDP の推計値をそのまま利用しているため、ここでの比較は、独立に推計した分配側 GDP の試算値と現行の生産側 GDP とを比較していることと同じである。すなわち、本稿で試算された分配側 GDP は、現行の生産側 GDP と比較して大きくなっていることが分かる。

一方、我が国 GDP においては、別途、需要項目別に推計された支出側 GDP を GDP の本系列の値として採用している。生産側 GDP と支出側 GDP には一定のかい離（統計上の不突合）が存在するが、そのかい離は大きくない。そのため、本稿で試算した分配側 GDP と支出側 GDP とのかい離をみると、試算された分配側 GDP と現行の生産側・分配側 GDP とのかい離とほぼ似た水準・動きとなる（図表 21）。すなわち、分配側 GDP の試算値と現行の支出側 GDP とのかい離をみると、1994 年度にはほぼゼロとなっているが、1999 年度に約 13 兆円となり、2006、2007 年度には 14～15 兆円まで拡大した。直近のデータである 2014 年度はかい離幅が 29.5 兆円と上記と同様に過去最大となった⁴³。すなわち、生産側 GDP と同様に、現行の支出側 GDP と比較して、本稿で独立に推計された分配側 GDP は大きくなっている。

以上のとおり、現行の生産側 GDP や支出側 GDP、言い換えると名目 GDP の公表値と比較して、本稿で試算された分配側 GDP はほぼ一貫して大きい値となっており、そのかい離幅は、直近のデータである 2014 年度では 27～29.5 兆円と名目 GDP の約 6% に達している。

続いて、本稿で試算された分配側の名目 GDP を現行の GDP デフレーターを便宜的にそのまま使って実質化を試みた。このようにして試算された実質 GDP は、2013 年度に現行値と同様にリーマン・ショック前のピークを上回った後、試算値についてはさらに拡大し、2014 年度には同ピークの水準を明確に上

⁴³ なお、雇用者報酬の試算値の誤差は小さいとみられるが、4 節でみたとおり、営業余剰（純）の試算値は、法人企業統計の営業利益データに基づいているため、標本調査による誤差やこの間の会計基準の変更（事業税の区分変更、ソフトウェアの投資計上、退職給付会計の導入、役員賞与の区分変更）等も考慮すると、やや幅を持ってみる必要がある。

回るかたちとなる（図表 22（1））。実質GDPの成長率をみると、2014年度の実質成長率は、プラス成長（+2.4%）と、現行GDPにおけるマイナス成長（▲1.0%＜年次確報時＞）と比べて、大きく上振れており、かなり違った動きとなっている（図表 22（2））。2004年度以降の試算値の実質成長率の平均値を算出すると、+1.2%と現行（+0.6%）対比 0.6%ポイント高くなる。

さらに、本稿で試算した分配側GDPと現行GDPのかい離幅を、分配側を構成する内訳項目別に寄与度分解する（前掲図表 20（2）、前掲図表 21（2））。その結果によると、本稿で試算した分配側GDPの雇用者報酬は、現行GDPにおける雇用者報酬をほぼ一貫して上回っており、両者のかい離の多くが雇用者報酬のかい離による。営業余剰については、2013年度までについては、年ごとに上振れ、下振れともみられ、いずれか目立った偏りは生じていない。ただし、2014年度については、本稿で試算した分配側GDPによる営業余剰が、現行の分配側GDPの営業余剰よりも明確に大きな値となっており、両者のかい離の相当部分が営業余剰による寄与となっている。

このように、現行GDPと比べて、本稿で試算された分配側GDPが大きな値となっている要因は、必ずしも明らかではなく、今後精査の必要がある。しかしながら、とりあえず考えられるものとして、以下の点が挙げられる。

現行GDPに比べ、試算された分配側GDPが大きくなっている要因の一つとしては、現行GDP推計の基礎資料である各種統計調査において計数の捕捉漏れが発生していることが考えられる。法人企業数について、GDP統計の基礎資料である多くの統計調査の母集団情報に利用されている「経済センサス」を、実際に活動中の法人が行う法人税申告データを基礎資料として作成されている「会社標本調査」（税務データ）と比較すると、2節でみたとおり、「経済センサス」の対象会社企業数は、「会社標本調査」の法人税申告社数を大幅に下回っている⁴⁴。

具体的に、一つの推論としては、各種統計調査における消費税の扱いが影響している可能性も考えられる。2014年度は、特に現行GDPと、本稿で試算した分配側GDPとのかい離が大きくなっているが、2014年度は、年度初に消費税率が5%から8%に引き上げられており、この統計処理方法が影響している可能性である。そうした推論が成り立つ場合、産出額の基礎資料に用いられる工

⁴⁴ GDP対比でみた現行値と試算値のかい離が大きくても2014年度の約6%となっているのに対し、税務データ対比での会社企業数のかい離は3割以上に達している。これは、「経済センサス」においては、規模別にみると、中小・零細企業の捕捉漏れが大きくなっているほか、従業員がいない企業等が含まれていないことなどが考えられる。規模別にみた法人数の比較は、補論3（1）を参照。

業統計、商業統計、特定サービス産業統計等の計数は、各調査票の記載要領に定められるとおりに「消費税込み」として計算されているが、実際には、相応数の「消費税抜き」データが混入している可能性がある（例えば、2012年及び2014年の経済センサスによると、全体の4割強は売上高の計数を税抜きで回答している）⁴⁵。そうした推論が成り立つ場合、2014年度のように消費税率が引き上げられたときは、消費税抜き報告が混入している部分を消費税込みの計数に換算する調整がなされないと、産出額ひいてはGDPの伸び率も低くなる⁴⁶。⁴⁷

以上の試算結果については、本稿で試算した分配側GDPについて一定の誤差が生じ得ることを考慮すると、幅を持ってみる必要がある⁴⁸。しかし、そうし

⁴⁵ ただし、「経済センサス」の調査票の設計は、「税込み」の回答のみが指定されている「工業統計」等とは異なり、「税抜き」の回答を行う選択肢が与えられているという大きな違いがあることには留意が必要である。

⁴⁶ 2節でみたとおり、現行GDP推計は、支出側GDPは産出額（+輸入）から中間消費（+輸入）、生産側GDPは産出額から中間投入を除いたものである。ここで、産出額と中間消費や中間投入の配分において、消費税の調整割合が異なるとすると、例えば前者が調整される割合が少なく、後者が調整される割合（控除項目で消費税分を上乗せ）が多いとすると、GDPが一層小さくなる。

なお、生産側GDP推計の中間投入の基礎資料は、消費税抜きで計上される法人の決算データであり、消費税込みに調整されるケースが多い。また、この中間投入額（2014年：463.0兆円）は、支出側の中間消費額（同：463.6兆円）に近い水準となっている（中間投入および中間消費の値は、年度値はなく、暦年値の公表）。

⁴⁷ なお、GDPの試算値と現行値の乖離の変動を時系列でみると、設備投資の循環（設備投資増→乖離幅拡大、設備投資減→乖離幅縮小）にほぼ対応している。すなわち、建設・不動産等設備投資循環の動きが、支出側GDPの推計において、十分に把握できていなかった可能性が考えられる。また、時系列でみて設備投資が小さくなっていることは、家計および法人の金融面での純貸出／純借入の動きと整合的である。このことについては、**補論5**において分析している（ただし、2014年度は、消費税調整の問題から、設備投資の水準に加えて消費の水準も小さくなっている可能性が考えられる）。

⁴⁸ 2014年度は消費税率が5%から8%に引き上げられたが、このうち、国税分が4%から6.3%への引き上げ、地方消費税分が1%から1.7%への引き上げに対応する。これら消費税額は「生産・輸入品に課せられる税」に含まれている。ここで、政府の決算資料等をみると、消費税（国税分）と、地方消費税の税収の動きは、

	2013年度	2014年度	2015年度（予算）
消費税（国税分）	10.8兆円	16.0兆円	17.1兆円
地方消費税	2.6兆円	3.1兆円	4.6兆円

となっており、2014年度の税率引き上げの税収への影響は、特に地方消費税において2015年度に多く現れることになる。こうした期ズレが一部に存在しているため、2014年度の分配側GDPの試算値は、完全に発生ベースで捉えられた場合と比べて、少なめに捉えられる面がある。すなわち、分配側GDPの試算値は、この分、完全に発生ベースの現行の支出側GDPや生産側GDPに比べ、小さくなっており、完全に発生ベースで捉えると、現行GDPとのかい離が一層拡大することになる。

ただし、一方で、分配側GDPの試算値のうち、営業余剰の試算値の水準や伸び率は、前述の4節や**補論3（2）**でみるとおり、法人企業統計の標本調査の誤差の影響等も残る

た留保をつけても、本稿において、税務データを用いて各内訳項目からの積み上げによって直接試算された分配側GDPは、我が国経済をみるうえでの、ひとつの視座を与えていると言えるのではないだろうか。

7. おわりに

本稿では、①個人住民税データ（雇用者報酬（賃金・俸給））、②企業の法人税収データ（営業余剰）、③個人事業主の申告所得データ（混合所得）の3種類の税務データを利用して試算を行い、現行GDPとの比較を行った。雇用者報酬、営業余剰については、以下の結果となった。

- ① まず、雇用者報酬（賃金・俸給）については、現行の統計調査による推計（一人当たり賃金「毎月勤労統計」×雇用者数「国勢調査、労働力統計、就業構造基本調査」）でなく、納税義務者の給与収入額計を利用することで、試算値を算出したところ、試算値は、現行値と比べて、かい離がほぼゼロであった約20年前に比べ、かい離が拡大し、最近では現行値を大きく上回る結果となった。
- ② 次に、営業余剰については、法人企業統計をベースとしつつ、標本調査である「法人企業統計」に付随する振れやバイアスによる誤差を考慮して、法人税収の値を用いて誤差を補正した営業余剰（純）の試算値を算出したところ⁴⁹、試算値は、概ね現行値と近い値となっていた。ただし、直近の2014年度は、試算値が現行値を大幅に上回る結果となっていた。
- ③ この間、混合所得については、ほとんどかい離がみられなかった。

このうち、雇用者報酬、営業余剰の試算値を用いて、生産・輸入品に課せられる税マイナス補助金など他の内訳項目は現行GDPの値と変わらないとした上で、各内訳項目を積み上げることで、分配側GDPの合計値を試算すると、試算値は現行GDPと比べて、大きくなっている。また、そのかい離幅は、この約20年間において総じて拡大傾向を示している。特に2014年度においては、雇用者報酬に加え、営業余剰の試算値が現行値を大幅に上回っており、過去最大のかい離幅となった。

こうしたかい離が生じる原因については、十分に説明がついている訳ではないが、考えられる要因としては、消費税の扱いの他に、現行GDPを推計する

とみられるため、分配側GDP試算値全体でも幾分幅を持つてみる必要がある。

⁴⁹ このほか、固定資産税（法人や個人の実物資産ストックに課税）のデータといった需要サイドを課税ベースとするものも存在するため、補論3（1）では、こうした税務データを利用して、法人企業統計の設備投資のチェックを実施している。

ために基礎資料として用いる統計調査が十分なカバレッジを持っていないことがあげられる。本稿で用いた税務データは、カバレッジの広さという点では、申し分がない（納税義務者は原則として各市町村の全数調査）。こうした観点からは、今回行ったように、カバレッジが広く、高い精度が期待できる税務データを活用して、まずは分配側GDPの各内訳項目を個別に推計し、それを積み上げるかたちで分配側GDPを算出・公表すること、その後、支出側GDPや生産側GDPと比較し、整合性を取るためにどのような工夫が考えられるか検討を重ねること、が重要であると考えられる。

最後に、分配側GDPの推計における技術的な課題について述べる。本稿では、分配側GDPの年次推計について検討したが、毎年12月時点の前年度の年次確報推計に、基礎資料が全て揃っていないことへの対応と、年次推計の四半期分割値および四半期速報値の推計の検討が必要である。

まず、12月時点の年次確報推計についてみると、本試算で用いる税務データの公表時期が当該推計対象年次より1年強経た後となるため、確報推計に間に合わない。そこで、**補論4**においては、12月時点で利用可能な基礎資料に基づく代替推計値の算出を試みている。これによると、代替推計でも、基礎資料入手後の本試算結果に近い値を推計することができるが、年によっては、最終的な税務データ入手後、事後的に数兆円程度のリバイスが発生している。これは、該当する税務データがシステム対応等により早期に利用可能となれば、精度の高い分配側GDPの試算値の作成にも有用であることを示している。

また、四半期推計に関しては、本稿で提示した年次推計をベースに、まずは現行GDPの四半期分割方法および内閣府で現在検討中の分配側GDP四半期速報の推計方法を用いて、四半期分割および足元までの速報値を延長推計することが考えられる⁵⁰。この際にも、四半期速報値が年次確報値に置き換えられるときに、過去の計数がどれだけ修正されるか、リヴィジョン・スタディを行い、どの程度の推計精度が確保できるか、他の代替的な推計方法が考えられないかを検討することが重要である。速報性の高い月次の税務データを用い、さらなる四半期の補完データの推計方法の改善を検討することも考えられる。

以 上

⁵⁰ 内閣府では、2016年度中を予定している2008SNAへの移行を伴う次回基準改定の後、できるだけ速やかに参考系列として分配側GDPを含む四半期速報の公表を開始することを目指して検討を行っている。推計方法の暫定的な検討状況の詳細は、高田・竹内・吉岡（2014）を参照。

補論 1. 米国の GDP 三面推計について

各国の GDP 統計は、国連が定める基準（現在は 2008 SNA が主）に準拠したかたちで基本的に作成されている。ただし、GDP の三面推計（支出側・生産側・分配側によるアプローチ）について、全く同じ公表形式や推計方法となっているわけではなく、各国の事情に応じた違いも見受けられる。例えば、米国の GDP 統計は、我が国同様、支出側 GDP を中心に作成されている一方、英国では生産側アプローチをメインに作成されているなど、各国の GDP の三面推計の位置付けは一樣ではない⁵¹。また、米国では、我が国と異なり、分配側 GDP を従来から独立推計してきたほか、さらには 2015 年夏からは両者を単純平均した指標の公表を開始するなど、分配側 GDP を重視してきた。こうした米国の GDP 三面推計について簡単に以下で紹介しよう⁵²。

米国の国民経済勘定（the U.S. national economic accounts：我が国の SNA に対応）では、その 3 つの主要な要素として、(1) NIPAs（the national income and product accounts：① GDP <支出側 GDP に相当>、② GDI <分配側 GDP に相当>を始めとする所得・支出勘定等を計上）、(2) 産業勘定（the industry accounts：③ GDP by Industry <生産側 GDP に相当>等を計上）、(3) 金融勘定（the financial accounts of the United States：以前は資金循環勘定と呼ばれていた）、が存在している。このうち、①～③の GDP 三面推計を含む (1)、(2) が BEA（Bureau of Economic Analysis：米国経済分析局）、(3) は米国の中央銀行である FRB が作成・公表している。

米国では、3 つの GDP のうち、景気分析などには、①、②が主に使用されている。その際、支出側 GDP の①が分配側 GDP の②に比べて、推計のための基礎資料がより信頼できる” more reliable ”として、メインの系列とされており、①、②のかい離は、統計上の不突合（Statistical discrepancy）として②に乗せられ、①の合計値が GDP 合計値として計上されている。ただし、同統計の作成部局である BEA では、上述のとおり、2015 年 7 月から、① GDP と② GDI の平均値の作成・公表を開始している。これは、多くの研究結果によると、両者の平均値が、計上時期のずれや基礎資料のギャップによる両者の不整合な結果を削減し、より経済実態を反映するケースがみられると結論付けられることに対応したものである。この平均値は、米国の景気循環の転換点を決める NBER（the National Bureau of Economic Research）のマクロ指標の一つとしても利用されている。このように、米国においては、GDP（支出側 GDP）だけでなく、GDI すなわち分配側 GDP が重要視されている。

⁵¹ 各国の GDP の三面推計の位置付けについては、野木森（2011）が詳しい。

⁵² 米国 GDP の解説や作成方法に関しては、BEA（2015）を参照。

この両者の数値の推移を比較したものが（補論図表 1）である。これをみると、両者はほぼ似た水準、動きとなっているが、それなりにかい離もみられ、最近では、GDI の水準が GDP の水準を 1%程度上回っている。こうした両者の違いは、利用する基礎資料や推計方法の違いによる。支出側アプローチである GDP は、主に統計調査に基づいている一方、分配側アプローチである GDI は、営業余剰の年次推計などにおいて税務データ（米国内国歳入庁：I R S <Internal Revenue Service>）を利用している。このように両者にかい離がみられるが、その程度は本文で示した我が国における現行支出側 GDP と試算された分配側 GDP のかい離率と比較すると小さくなっている⁵³。

これは、統計作成部局である B E A が、G D P 統計における GDP と GDI の不突合問題などについて多くの指摘、批判も受ける中で、統計公表の充実を図りつつ、その推計方法について様々な工夫、整合性チェックなどの検討を進めた結果とも捉えられる。基礎資料に用いる統計調査に関しては、我が国において調査環境が悪化しつつあるとはいえ、米国での調査回収率の方が高いとは決して言えないであろう。実際、米国においては、分配側 GDP の推計段階だけでなく、統計調査の段階においても、税務データを始めとするさまざまな行政記録情報が活用されている（菅・宮川（2008）を参照）。こうした米国の取り組みは、我が国にも参考になる面があると考えられる。

⁵³ なお、米国での生産側 GDP（GDP by Industry）については、（前掲補論図表 1）で示したとおり、メイン系列である支出側 GDP と一致している。米国では、生産側 GDP の推計が支出側 GDP 推計に依存しているほか、生産側四半期 GDP の作成・公表が最近の 2014 年 4 月から始まっているが、公表時期も遅い（公表の開始が、支出側は対象四半期の翌月末近くに対し、生産側は同約 4 か月後）。

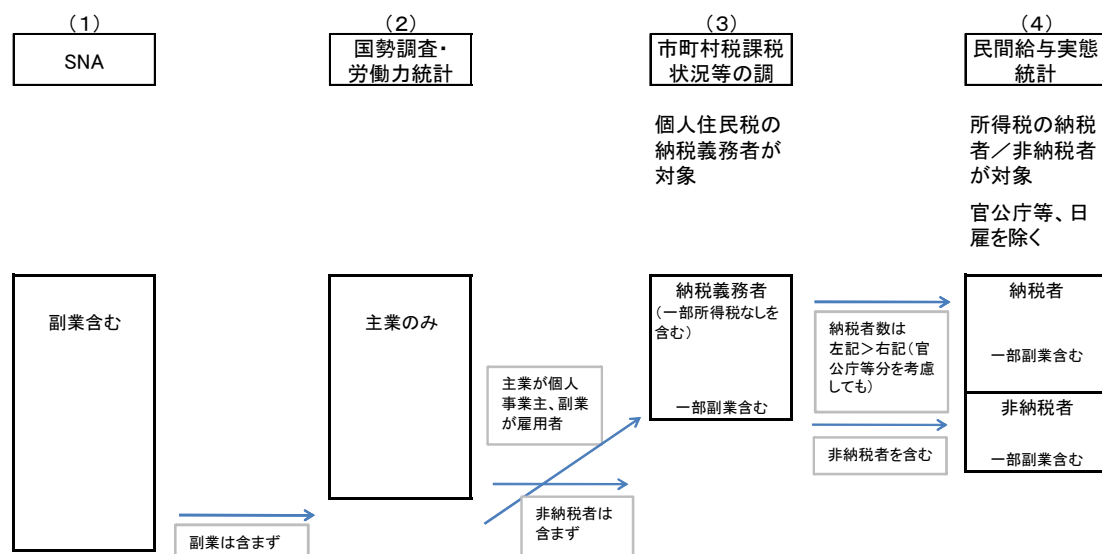
補論 2. 雇用者報酬（賃金・報酬）の試算方法（詳細）

（1）本文の試算方法（雇用者数の内訳の算出方法）の詳細

ここでは、本文で概要を示した税務データを利用した賃金・俸給の推計方法、このうち特に雇用者数（うち所得税の非納税者数）の内訳の導出方法について詳細にみていく。本文でみたとおり、所得税の非納税者の給与収入総額（一人当たり給与収入額×非納税者数）の推計に際し、「民間給与実態統計」により同一人当たり給与収入額が勤務期間別（1年以上と1年未満）に直接把握できるのに対し、所得税の非納税者の人数の推計には、その内訳として、主業者／副業者別、個人住民税の納税義務者／非納税義務者別、勤務期間別など、各統計・データの雇用者の概念調整を細かく行う必要がある。

現行推計および今回の試算に利用する各統計における雇用者の定義から確認すると（試算詳細 1）のとおりとなる。

（試算詳細 1）雇用者数の範囲



以上の統計・データを用い、以下のように種類分けし、所得税の非納税者の内訳計数を算出する。

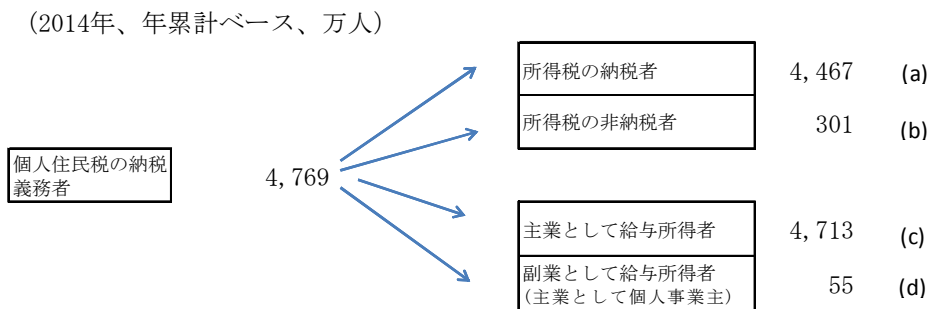
- ① 個人住民税の納税義務者数を、所得税あり／なし別、主業／副業別、勤務期間1年以上／同1年未満別に算出
- ② 所得税なしのうち個人住民税の非納税義務者数を、主業／副業別、勤務期間1年以上／同1年未満別に算出

③ ①、②から所得税の非納税者（①個人住民税の納税義務者のうち所得税なしと②の合計）の雇用者数を勤務期間別に集計

① 個人住民税の納税義務者数の内訳

個人住民税の納税義務者について、「市町村税課税状況等の調」を用いて、所得税あり／なし別、主業／副業別、さらには勤務期間別（1年以上と1年未満）に分解する（試算詳細2）。

（試算詳細2）個人住民税の納税義務者の内訳

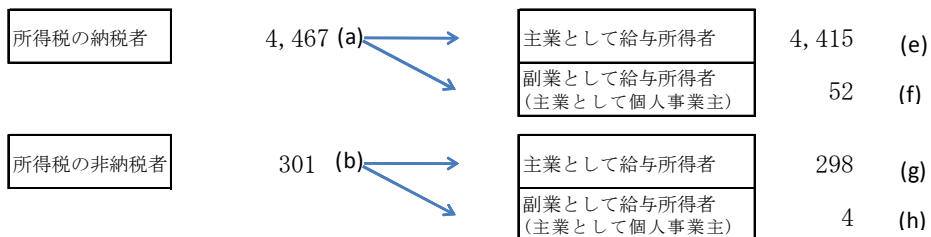


このうち、(a)と(b)は原資料から直接入手可能、(d)は給与所得がある納税義務者合計のうち給与所得メインのものを引いた残りについて、個人事業所得メインのものとその他所得メインのもの^(注)の比率を利用して算出。

(注) 公的年金等その他の所得者のうち給与収入を得ている者は雇用者（主業者分）として想定。

(c) = 4,769 - (d) で求められる。

(a)と(b)について、(c)と(d)の比率を用いて主業、副業別に分解。



(e)～(h)について、以下の比率を用い、期間別に分解。

(試算詳細3) 所得税の納税者／非納税者の比率 (期間別)

「民間給与実態統計」(2014年、万人、%)・・・年累計ベースは、12月の勤務期間1年未満の計数を2倍に。

		12月	(比率)	年累計ベース	(比率)
納税者数	勤務期間1年以上	4,026	(90.4)	4,026	(82.5)
	同 1年未満	428	(9.6)	855	(17.5)
非納税者数	勤務期間1年以上	730	(62.7)	730	(45.7)
	同 1年未満	434	(37.3)	868	(54.3)

ここで留意すべき点は、「市町村税課税状況等の調」による個人住民税の納税義務者／非納税義務者は年累計ベースとなっているのに対し、「民間給与実態統計」は12月時点での調査となっていることである。そこで、「民間給与実態統計」の1年未満の雇用者数について、年累計に変換する際は、同値を2倍している(試算詳細3)。これは、勤務期間を平均6か月とみなしていることを意味している⁵⁴。なお、「民間給与実態統計」の所得税の納税者／非納税者について、勤務期間別雇用者数の実数ではなく比率を用いているのは、同統計が官公庁などを含まず、雇用者全体をカバーしていないためである。

これにより、個人住民税の納税義務者について、所得税あり／なし別、主業／副業別、勤務期間別の雇用者数が以下のとおり求められる(試算詳細4)。

(試算詳細4) 個人住民税の納税義務者の内訳結果

年累計ベース (2014年、万人)

	個人住民税納税義務者		
	合計	うち 所得税あり	うち 所得税なし
合計	4,769	4,467(a)	301(b)
主業として給与所得者	4,713(c)	4,415(e)	298(g)
うち1年以上	3,778(i)	3,642	136
うち1年未満	935(j)	774	162
副業として給与所得者	55(d)	52(f)	4(h)
うち1年以上	44	43	2
うち1年未満	11	9	2

(試算詳細3)の所得税の納税者(勤務期間1年以上と同1年未満)の比率 82.5:17.5(年累計ベース)を利用。

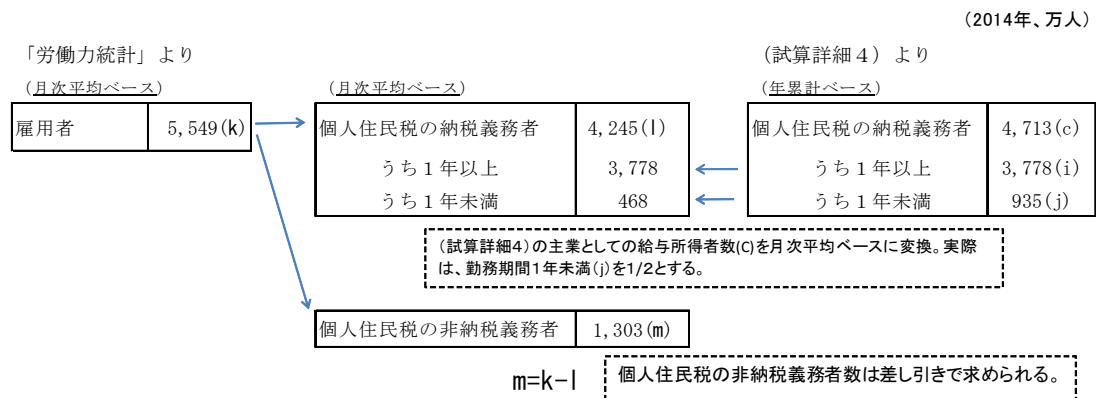
(試算詳細3)の所得税の非納税者(勤務期間1年以上と同1年未満)の比率 45.7:54.3(年累計ベース)を利用。

⁵⁴ 「労働力統計」(詳細集計、2013～2014年)における在職期間別の雇用者数の1年未満をみると、その内訳(1か月未満、1～6か月未満、6か月～1年未満)データから、平均在職期間は6か月弱となっている。

② 個人住民税の非納税義務者数の内訳

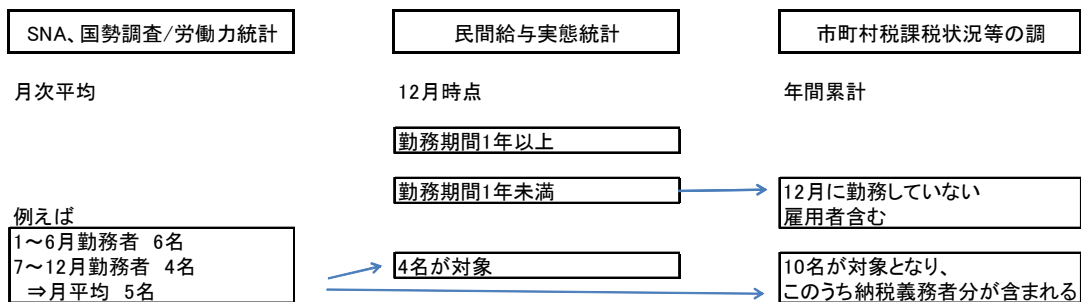
個人住民税の非納税義務者数については、上記①の個人住民税の納税義務者数と、「労働力統計」による全体の雇用者数を用いて算出する。ただし、「労働力統計」の雇用者数は、主業者分のみであるため、先に主業者分について、全体から同納税義務者分を差し引いて求める（試算詳細5）。

（試算詳細5）個人住民税の非納税義務者数（主業者分）の内訳



ここでも、留意すべき点は、「市町村税課税状況等の調」による個人住民税の納税義務者／非納税義務者は年累計ベースとなっているのに対し、「労働力統計」の雇用者数（年間）は月次平均ベースとなっていることである。（前掲試算詳細5）では、（前掲試算詳細4）で求めた年累計ベースの個人住民税の納税義務者数を月次平均ベースに変換したうえで、「労働力統計」の雇用者数から差し引くことで、個人住民税の非納税義務者数を求めている。ここで、前述の「民間給与実態統計」を含め、各統計・データの勤務期間の定義の違いのイメージ図を作成すると（試算詳細6）のとおりとなる。

（試算詳細6）雇用者の勤務期間の違い

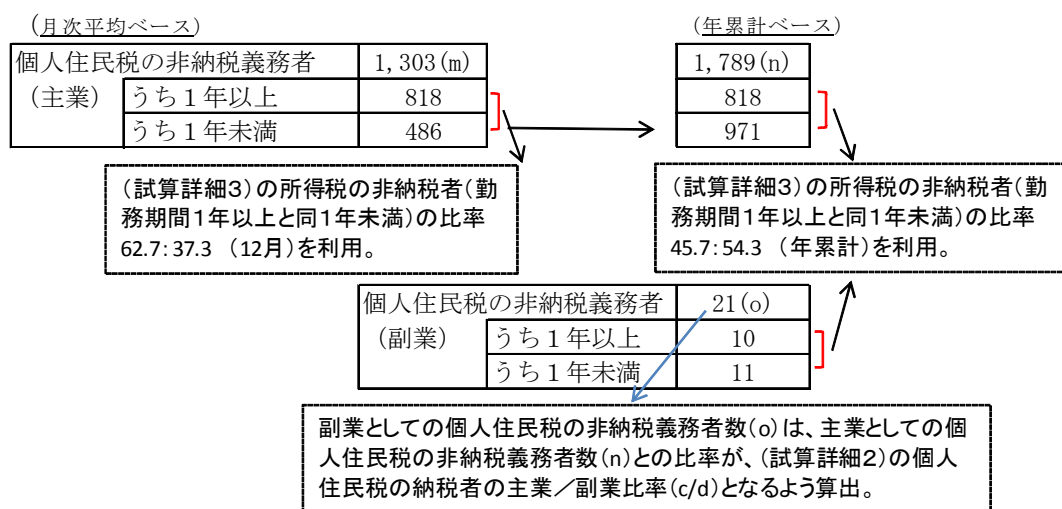


このように、主業者としての個人住民税の非納税義務者数（月次平均ベース）

が求められ、次は、これを勤務期間別に分解し、さらに年累計ベースに変換する。一方、副業者分については、同納税義務者数と同非納税義務者数の比率が主業者分と同じと仮定して算出し、同様にこれを勤務期間別に分割する（試算詳細7）。

（試算詳細7）個人住民税の非納税義務者の内訳結果

（2014年、万人）



③ 所得税の非納税者数の期間別合計

以上の雇用者数の区分ごとの内訳をまとめたのが（試算詳細8）である。このようにして所得税の非納税者の雇用者数が勤務期間別（1年以上と1年未満）に作成されたので、これと所得税の非納税者の一人当たり給与を掛け合わせると、所得税の非納税者の給与収入額が算出される。後は本文でみたとおり、この値には、個人住民税の納税義務者分も含まれていることから、これを差し引いた分が個人住民税の非納税義務者の給与収入となる。さらに役員賞与等の概念調整を実施して雇用者報酬（賃金・俸給）が算出される⁵⁵。

⁵⁵ 特別減税が実施された1998年だけは作成方法を変更している。これは、「市町村税課税状況等の調」においては、特別減税前に個人住民税の納税義務のあるものを調査する一方、「民間給与実態統計」が特別減税を反映した所得税の納税者/非納税者となっているためである。特別減税実施により、従来の所得税の非納税者よりも収入の高い層が非納税者に転化するため、所得税の非納税者一人当たり給与収入額は、特別減税前と後では、前者の方が低くなると想定される。そこで所得税の非納税者を特別減税前に揃えることが必要であるが、そのデータは存在しないため、作成方法の具体的な変更は、①特別減税前の所得税の非納税者一人当たり給与収入額の伸びを個人住民税の納税義務者の一人当たり給与収入の伸びと同じ、②特別減税前の所得税の納税者数/非納税者数の比率が勤務期間別に前年と同じと仮定することとした（計数への影響は①の寄与が大きい）。

(試算詳細8) 雇用者数の内訳 (まとめ)

雇用者数 (万人、個人住民税における計上方法<年累計ベース>、2014年)

	合計	住民税あり		住民税なし	【参考】 合計 <月平均>	
		合計	うち 所得税あり	うち 所得税なし X		Y
合計	6,579	4,769	4,467	301	1,810	5,614
主業として給与所得者	6,502	4,713	4,415	298	1,789	5,549
うち1年以上	4,595	3,778	3,642	136	818	4,595
うち1年未満	1,907	935	774	162	971	953
副業として給与所得者	77	55	52	4	21	65
うち1年以上	54	44	43	2	10	54
うち1年未満	22	11	9	2	11	11

	(別掲) 所得 税なし合計 X+Y		
合計	2,111		
主業として給与所得者	2,087		
うち1年以上	954	1年以上	
うち1年未満	1,133	1年未満	
副業として給与所得者	25		
うち1年以上	11		
うち1年未満	13		

所得税なし 給与所得者数	×	所得税なし 1人当たり給与
965万人		175.6万円
1,146万人		47.3万円

(2) 試算方法の前提条件の検討

本稿における試算方法は、個人住民税の納税義務者による給与収入額で捉えられない非納税義務者による給与収入額を、結果的に非納税義務者の一人当たり給与収入額とその人数で推計するものである。このうち、一人当たり給与収入額については、大規模統計調査である「民間給与実態統計」の所得税の非納税者の一人当たり給与収入額を利用しており、誤差は大きくないであろう。また、非納税義務者の雇用者数についても、「労働力統計」による雇用者数と納税義務者数との差で基本的に縛られているため、試算方法の変更による計算結果の乖離は大きくないと考えられる。以下では、本文試算値の頑健性を検証するため、非納税義務者の雇用者数の推計について、本文試算の前提条件を一部変更した3つのパターン(①~③)で試算を行う。

(試算方法の修正①：勤務期間別労働者数の比率の変更)

勤務期間1年未満の雇用者数については、本文の推計で用いた計数(納税者/非納税者計)が、2013年から公表されている「労働力統計」(詳細集計)の計

数より大きくなっている⁵⁶。そこで、2014年の勤務期間1年未満の雇用者数全体の値について、「労働力統計」の勤務期間1年未満の雇用者数を利用して本文の試算方法を修正したところ、雇用者報酬（賃金・俸給）の試算値と現行値の乖離は、13.4兆円と本文試算結果（14.2兆円）に比べ、▲0.8兆円（雇用者報酬（賃金・俸給）の▲0.4%）の減少にとどまった。これは、所得税の非納税者数の推計において、全体の雇用者数が縛られているなかで、本文での試算結果に比べ、勤務期間1年未満の数が減少するが、同1年以上が増加することで、全体として相殺される方向に働くためである（試算詳細9）。雇用者数について、勤務期間1年未満の減少幅に比べ、同1年以上の増加幅が小さくなる一方、一人当たり給与は、勤務期間1年以上が同1年未満を上回っているため、それぞれの掛け算の和で求められる給与収入額全体の変化が相殺される方向に働く。

（試算詳細9）所得税なしの雇用者数の推計値（年累計ベース）

	本文試算	修正
勤務期間1年以上	965万人	1,034万人
勤務期間1年未満	1,146万人	712万人

（試算方法の修正②：副業者数の変更）

本文での試算においては、雇用者による副業分については、個人住民税の納税義務者によるのみと仮定していた。これは、副業を持つ雇用者の方が平均的にみて収入金額が多く、納税者の比率も大きいことを前提としたものである。ただし、低所得者は勤務時間が短く、副業も行いやすいという例も考えられることから、ここでは、個人住民税の非納税義務者についても、同納税義務者と同率の副業者がいると仮定して、試算方法を修正してみよう。この場合は、個人住民税の非納税義務者数が増えることになる（2014年で91万人：月次平均ベ

⁵⁶ 「民間給与実態統計」と「労働力統計」（詳細集計）での雇用者数に占める勤務期間1年未満の割合において、前者が後者を上回っている要因として、調査サンプルの違いのほか、企業側からみた統計調査である前者が主業／副業、勤務期間別にかかわらず全て捉えられる（グロスベース）に対し、後者が基本的に主業のみ（勤務期間1年以上のウエイトが高いとみられる）を捉えられる（ネットベース。副業が主業に名寄せされる）ことが一つの要因として考えられる。本文の試算において、個人住民税の納税義務者は後者と同じく名寄せされており、非納税義務者には雇用者による副業は存在しないと想定しているため、所得税なしの雇用者について勤務期間1年未満の比率が縮小する修正①が真に近い可能性はあるが、上記のとおり、勤務期間1年未満の雇用者数の修正による雇用者報酬（賃金・俸給）の試算結果はさほど変わらない。また、一方で、後述の修正②のように、非納税義務者において雇用者による副業を想定しても試算結果の修正幅は小さい。

ース)。これに個人住民税の非納税義務者の一人当たり給与（同 101 万円）をかけた雇用者報酬（賃金・俸給）の上振れ額は、+0.9 兆円（雇用者報酬（賃金・俸給）の 0.4%）、合計では 15.1 兆円となる。この場合も、本文試算結果（14.2 兆円）とのかい離はさほどみられない。また、非納税義務者について、納税義務者よりも副業者比率が高いとすれば、上方修正幅はさらに上積みされる計算になるが、その幅は限定的なものにとどまるとみられる。

（試算方法の修正③：基準時点における雇用者数を「国勢調査」に変更）

本試算では、全体の雇用者数（主業分）について、「労働力統計」のみを利用した。一方、我が国 SNA では、実際は、基準時点（現行基準では 2005 年 < より厳密には同年 9 月時点 >）において、「労働力統計」ではなく、「国勢調査」を用いており、その間の変化幅を「労働力統計」を用いている。「労働力統計」と「国勢調査」における雇用者数は、「国勢調査」の方が若干少ないとみられる。そこで、本文の試算から、この段差調整を行うと、2014 年においては雇用者数が 69 万人（月次平均ベース）減少することになり、雇用者報酬（賃金・俸給）の上振れ幅は 14.2 兆円から 13.2 兆円と、上振れ幅が若干低下（▲1.0 兆円（雇用者報酬（賃金・俸給）の▲0.4%台））することになる。

以上のように、本文の試算方法にいくつか前提条件に修正を加えても、修正幅はかなり限定的とみられる⁵⁷。

⁵⁷ このほか、現行の雇用者報酬（賃金・俸給）では、2008SNA に示されているように、「現物給与」の中に、企業が負担する通勤定期券代が含まれているが、本稿試算に用いる給与収入には、通勤定期券代（大半を占める非課税分）は含まれていない。なお、筆者たちは、これは出張旅費等と同様に、雇用者報酬（賃金・俸給）に含めない（支出側からみると、最終消費支出ではなく、産出に必要な経費的支出として中間消費に含む）方が自然ではないかとみている。ただし、2013 年度の J R 等鉄道会社の通勤定期券収入の合計は約 1.4 兆円となっており（「鉄道統計年報」（国土交通省））、全体に占める金額は小さい。

(参考)「市町村税課税状況等の調」について⁵⁸

現行GDPにおける雇用者報酬が過小推計ではないかという指摘を行った論文に西沢(2005)、荒井(2006)がある。ただし、これらは国税庁の「国税庁統計年報」(源泉所得税)を利用しているが、本文で述べたとおり、「国税庁統計年報」(源泉所得税)は、「民間給与実態統計」など他の税務・給与関連データとは水準や動きが大きく異なっている。また、「国税庁統計年報」(源泉所得税)では、官公庁等とその他民間企業等の給与支払額および源泉所得税額の合計金額のみの公表系列となっている。

これに対し、本稿では、総務省の「市町村税課税状況等の調」を利用している。上記の所得税関連データではなく、個人住民税関連データを利用して、雇用者報酬(賃金・俸給)全体の推計方法を検討したペーパーは、筆者たちが知る限りこれまで存在していない。「市町村税課税状況等の調」については、全ての給与所得者の給与支払報告書が住居のある各市区町村に提出されており、個人住民税の納税義務者に関する詳細なデータが各市区町村で集計され、総務省に報告される。そこでは、給与収入関連の給与収入額と個人住民税額の合計金額のみならず、給与収入金額の階層(収入金額が100万円以下、100～110万円・・・といった詳細な階層別データ)別に、納税義務者数、給与収入額、給与所得控除額、これを給与収入から控除した給与所得金額が公表されている(参考表1①)⁵⁹。また、「市町村税課税状況等の調」においては、給与所得者のほか、個人事業主等の納税義務者に関しても、収入面から課税所得に至る所得控除および税額控除、課税所得に税率をかけた個人住民税額まで詳細に調査、集計されている(参考表1②はその一部のデータ)。

なお、(参考表1②)の所得者区分⁶⁰は以下のとおりとなっている。

給与所得者	所得金額のうち給与所得が最も大きい者
事業所得者	所得金額のうち事業所得が最も大きい者
営業等所得者	事業所得のうち農業から生ずる所得以外の所得が最も大きい者
農業所得者	事業所得のうち農業から生ずる所得が最も大きい者
その他の所得者	給与所得及び事業所得以外の所得が最も大きい者

⁵⁸ 詳細は、総務省自治税務局市町村税課(2015他)を参照。

⁵⁹ なお、給与収入金額が課税最低額(所得割の場合)である100万円以下の階層に個人住民税の納税義務者がみられるのは、給与収入のみでは給与所得控除等により課税所得が0円となる者であっても、他の所得を有することにより、個人住民税(所得割)の納税義務が発生する者を含めているためである。

⁶⁰ ここで、所得とは、収入金額から必要経費を控除した残額をいう。本稿の試算では、給与所得者を雇用者(主業者分)、事業所得者を個人事業主(主業者分)とするほか、公的年金等によるその他の所得者のうち給与収入を得ている者は雇用者(主業者分)として想定。

(参考表1)「市町村税課税状況等の調」(平成26年度分)より抜粋

① 給与所得の収入金額等に関する調

(2) 給与収入金額の段階別(調査表第14表)

区分	納税義務者数			給与所得に係る 収入金額 (A) 千円	給与所得控除額 (B) 千円	特定支出控除額 (C) 千円	給与所得金額 (A)-(B)-(C) 千円
	所得税の納税義務		計				
	あり 人	なし 人					
給与収入金額の段階							
100万円以下の金額	1,307,002	160,263	1,467,265	612,660,144	528,241,118	2,197	84,416,829
100万円を超え110万円以下	387,667	652,582	1,040,249	1,082,571,069	676,160,550	1,082	406,409,437
110万円 " 120万円 "	792,566	125,954	918,520	1,067,811,106	597,032,800	4,423	470,773,883
120万円 " 130万円 "	778,805	90,480	869,285	1,089,563,690	565,032,000	269	524,531,421
130万円 " 140万円 "	581,496	34,214	615,710	831,729,593	400,210,200	884	431,518,509
140万円 " 150万円 "	638,443	20,924	659,367	957,003,593	428,585,300	1,920	528,416,373
150万円 " 200万円 "	3,754,797	121,944	3,876,741	6,831,610,623	2,740,596,582	24,790	4,090,989,251
200万円 " 300万円 "	8,452,206	342,290	8,794,496	22,025,622,451	8,201,494,434	124,450	13,824,003,567
300万円 " 500万円 "	13,551,786	918,354	14,470,140	56,792,524,194	19,044,591,969	148,044	37,747,784,181
500万円 " 700万円 "	7,203,145	488,690	7,691,835	45,370,736,593	13,213,555,578	132,442	32,157,048,573
700万円 " 1000万円 "	4,720,373	47,165	4,767,538	38,731,266,804	9,594,079,312	259,115	29,136,928,377
1000万円 " 2000万円 "	1,747,921	885	1,748,806	22,373,722,076	4,057,216,447	353,742	18,316,151,887
2000万円を超える金額	267,410	63	267,473	9,006,027,622	655,243,458	123,902	8,350,660,262
合計	44,183,617	3,003,808	47,187,425	206,772,849,558	60,702,039,748	1,177,260	146,069,632,550

② 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

(1) 全国合計

区分	均等割を納める者		
	納税義務者数 (A) 人	均等割額 (B) 千円	(B)について 標準税率で 算出したもの (B)' 千円
所得者区分			
給与所得者	46,726,895	164,488,568	163,540,140
営業等所得者	2,535,427	8,916,810	8,874,351
農業所得者	268,513	940,408	940,336
その他の所得者	10,489,404	36,954,612	36,712,976
家屋敷等のみ	262,845	925,304	920,126
合計	60,283,084	212,225,702	210,987,929

(1) 全国合計

区分	均等割と所得割を納める者				
	納税義務者数 (C) 人	均等割額 (D) 千円	(D)について 標準税率で 算出したもの (D)' 千円	所得割額 (E) 千円	(E)について 標準税率で 算出したもの (E)' 千円
所得者区分					
給与所得者	44,496,363	156,724,813	155,735,339	5,639,079,444	5,645,631,544
営業等所得者	2,136,074	7,516,647	7,476,564	315,650,961	316,086,626
農業所得者	194,337	680,609	680,474	20,883,959	20,883,081
その他の所得者	8,754,878	30,873,300	30,642,502	822,165,954	822,948,974
家屋敷等のみ	-	-	-	-	-
合計	55,581,652	195,795,369	194,534,879	6,797,780,318	6,805,550,225

また、総務省では「市町村税徴収実績調」において、実際の課税実績についても集計・公表している。これと「市町村税課税状況等の調」のデータとをあわせてみると、個人の収入面から税の支払いに至るまで、総合的なデータとなっていることが確認できる。「市町村税課税状況等の調」の所得割と「市町村税徴収実績調」の所得割（調停済）との間で、若干の乖離があるのは、課税時期の違い（前者は6月～翌5月、後者の決算期は4月～翌3月）、調査時期の違い（個々人の事後的な修正申告など）が考えられる。

（参考表2）「市町村税課税状況等の調」と「市町村税徴収実績調」

「市町村税課税状況等の調」(平成26年度分)

(単位:兆円)

給与収入	206.77
給与所得控除	60.70
給与所得	146.07

	所得全体 A	所得控除 B	課税標準額 A-B	算出税額 C	税額控除など D	所得割額 C-D
全体	181.99	60.71	121.29	7.01	0.22	6.80
(給与所得)	(146.07)					
給与所得者	143.94	49.46	94.48	5.66	0.16	5.50

「市町村税徴収実績調」(平成26年度)

	所得割額
調停済額	6.83
収入済額	6.72
<徴収率 %>	<98.4>

補論3. 営業余剰の試算に関する留意点

ここでは、本文での営業余剰の試算について、(1) 法人企業統計を利用する上での留意点と、(2) 法人税収等を利用するうえでの留意点、を述べる。

(1) 法人企業統計を利用する上での留意点

法人企業統計の法人企業数は、会社標本調査に比べて、中堅企業や大企業は少ないが、中小零細企業が会社標本調査を上回っているため、全体では多くなっている（下表参照）。こうした法人数の違いが母集団推計値に与える影響については、分析対象の項目によって変わってくるとみられる。例えば、利益や設備投資については大企業の寄与がより大きくなるため、全体の社数ベースと異なり、法人企業統計の母集団推計値が真の値より小さくなることが有り得る。

(表) 法人企業数の比較（金融・保険業を含む。2009年度）

下段の()は会社標本調査を100とした値

	資本金 1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	不詳	合計
会社標本調査	1,569,056 (100)	1,009,756 (100)	31,247 (100)	7,005 (100)		2,617,064 (100)
経済センサス(基礎調査)	1,008,129 (64)	756,646 (75)	22,630 (72)	5,806 (83)	12,334 (-)	1,805,545 (69)
法人企業統計(年報)	1,679,808 (107)	1,108,253 (110)	29,287 (94)	6,337 (90)		2,823,685 (108)

現に、法人企業統計（季報）と短観における大企業（資本金10億円以上）の設備投資を比較すると（補論図表2）、近年は伸び率、水準ともに、法人企業統計が短観を下回っている。これは、情報通信業など一部の業種が寄与している。こうしたかい離は、法人企業統計（季報）と短観の調査票の回答率の違い（2015年12月公表の大企業の回答率<除く金融機関>：前者は89.2%、後者は99.6%）に起因するとみられる。法人企業統計においては、未回答企業分について、同一業種・資本金階層内において、他企業の平均値で補完（社数もしくは資本金ウエイトで膨らまし）していることから、計数規模の大きい企業が未回答となると、全体の推計値が小さくなってしまう。すなわち、法人企業統計では、情報通信業など一部の大企業（特に規模の大きい法人）が未回答となっているため、上記のような短観とのかい離が発生していると推測される。

この他、法人企業統計では、21世紀入り後に活発となった不動産の流動化に関して、法人企業による資産売却先である不動産投資法人（Jリート）などが

十分捕捉できていないとみられる（補論図表 3）⁶¹。

法人企業統計の調査捕捉漏れという点では、法人企業統計の固定資産残高が、税務データによる固定資産税の課税対象資産残高に比べて、近年減少ペースが大きいことにも反映している可能性がある（補論図表 4）⁶²。

このように、産出額（供給側）データをベースとする現行 GDP の設備投資と同様、本稿で営業余剰の試算値の算出に用いる法人企業統計の設備投資の水準についても、本来の値よりも低くなっている可能性が高いとみられる。

（2）法人税収等を利用する上での留意点

本文での営業余剰の推計においては、法人企業統計（年報）の営業利益を基に、法人企業統計（年報）の法人税、住民税及び事業税の値と、実際の税収の比率を用いて補正した。ただし、法人企業統計の営業利益と法人税、住民税及び事業税の値の比率においても、標本調査の誤差による振れが残るとみられることから、この補正方法を用いても、営業余剰の試算値の誤差による振れは残るとみられる。実際、6 節での GDP 全体の試算値の実質成長率でみると（本文の前掲図表 22）、現行値に比べ、振れがやや大きくなっている。これが実勢を表す面もあるとみられるが、試算値において、2005 年度のマイナス成長や、2014 年度の消費税率引き上げ（5→8%）を考慮した場合の 2013～2014 年度にかけての反動の小ささに違和感もある。そこで、本文での方法と異なり、法人税収の伸び率を用いた補正による試算を行う。この補正方法は、発射台の法人企業統計（季報）の利益水準によって営業余剰の水準が動くことから、本文の推計方法に比べ、水準を推定する方法としては一般的に劣るとみられる。しかしながら、水準の推計値の真の値からのかい離がさほど大きくならなければ、伸び率としては振れがより均されて、実勢に近づく可能性がある。

具体的には、法人企業統計（季報）の 1994 年度ならびに 2004 年度の営業利益を発射台に、法人税収（国税庁の税務データを利用）の伸び率を用い、各年度の営業利益を補正したうえで、本文 4-2 ①の 1) 式と 2) 式を用いて、営業余剰（純）を試算した（補論図表 5）。1994 年度と 2004 年度を発射台として用いたのは、両時点において、本文で行った税補正後の営業利益（年報）の値は、補正前の営業利益（季報）の値にほぼ近いためである。また、1998～2003 年度は、法人税率の引き下げ（法人税の基本税率の推移：94 年度 37.5%→98 年

⁶¹ また、本文 4 節でみたとおり、リース会計基準の変更により、2008 年度以降のリースの設備投資はそれ以前と比べ、計上範囲が小さくなっているとみられる。

⁶² 固定資産税の課税対象資産残高は、それに含まれない自動車や少額の固定資産等があるため、企業会計上の固定資産よりも金額は小さくなっている。また、課税対象の資産評価額の最低額が企業会計のそれよりも高めに設定されることにも留意が必要。

度 34.5%→99 年度 30%) や不良債権処理等に伴う繰越欠損金の当期控除額の増大により、営業利益と法人税収との関係が安定しなかったと考えられることから、本文の試算と同様に税の補正を実施していない。さらに、2012 年度以降は、法人税率の引き下げ (30%→25.5%)、復興特別法人税 (税率は法人税の 10%) の新設、課税ベースの変更等が実施されたため、「税制改正による増減収見込額」(財務省) を利用した調整を行った。これによると、1994~2014 年度の営業余剰の現行値との平均かい離幅は 1.5 兆円 (平均かい離率 2.6%) と、両者のかい離は小さいとの本文の結論に変わりはなかった。さらに、前年比の動きをみると、全体を通じて、本文の試算結果に比べやや振れが均されているほか、2005 年度はプラス成長を維持し、2013~2014 年度にかけては、消費税率引き上げ時前後の伸びとその反動が明確に表れる試算結果となっている (補論図表 6)。このように、成長率をみる場合は、ここで示した補正方法の方が、法人企業統計による標本誤差の影響が無くなり、より実勢に近づく可能性がある⁶³。

⁶³ より精緻な値を試算するには、この補論での補正方法における前年比伸び率を用い、本文の補正方法における営業余剰の平均値が一致するように、初期値を設定するという方法 (すなわち、本文と補論の試算方法を合わせたもの) が考えられる。ただし、この場合、データの期間が延びるごとに過去値が修正されるという煩雑さが残る。

補論 4. 税務データの利用に関する留意点（リガジヨン・ステイ）

GDPの年次確報値は毎年12月に公表されるが、その時点では雇用者報酬および営業余剰の試算の際に利用する税務データが一部公表されていない。そこで、ここでは、12月時点における両者の代替推計について検討してみた。

（1）雇用者報酬の代替推計

①給与階層別の給与収入額と源泉徴収税額

雇用者報酬の試算では、「市町村税課税状況等の調」（総務省）の給与収入額（雇用者報酬のうち賃金・俸給の大部分をカバー）を利用している。もっとも、同統計の公表時期が当該年の翌々年3月頃となっており、GDPの当該年分の年次確報が公表される翌年12月時点では、直近年の値を利用することはできない。各年12月時点で利用可能なデータとしては「国税庁統計年報」（給与所得の源泉徴収税額）が存在するが、同データと「市町村税課税状況等の調」の給与収入額の伸び率を比較すると、大きなかい離がみられ、給与所得の源泉徴収税額から給与収入額を直接推計するのは困難となっている（補論図表7）。

給与収入額の伸び率に比べ、源泉徴収税額の伸び率の変動が大きくなっていること的主要要因は、所得税支払の累進構造にあると考えられる⁶⁴。給与収入額の階層ごとの平均税率と給与収入額の階層分布を知ることができれば、源泉徴収税額を推計することができる。実際、前者を「民間給与実態統計」（国税庁）の給与階層別の平均税率（給与収入額に対する所得税支払額の比率）、後者は「市町村税課税状況等の調」の階層別給与収入額を利用して、所得税支払額を試算すると、試算値は実際の給与所得による源泉徴収税額に近くなることが確認できる（補論図表8）。このように、給与階層別の給与収入額から源泉徴収税額を近い値で推計することができる⁶⁵。

⁶⁴ なお、法人税率や個人住民税率は基本的に単一税率となっており、このため、営業余剰（純）の試算には利益との比率が安定する法人税収を利用している。

⁶⁵ 給与階層別の給与収入額の推移を確認すると、「市町村税課税状況等の調」による給与階層別の給与収入額の構成比については、長期的には給与収入額全体が減少傾向にある中で、年収500万円以下と2,000万円超の階層が増加する一方、特に700～2,000万円以下の階層が減少していることがわかる（補論図表9①）。また、納税義務者数の構成比は、年収300万円以下の階層が増加する一方、500～2,000万円以下の階層の減少が目立つ。2,000万円超の階層の納税義務者数も増加しているが、その構成比はわずかである（補論図表9②）。

さらに、前述のとおり、「民間給与実態統計」の給与階層別の平均税率を利用して、給与階層別の所得税額を試算すると、長期的にその構成比は、特に1,000万円以下の階層が減少する一方、2,000万円超の階層が大幅に増加していることがわかる（補論図表9③）。

なお、給与階層別の平均税率の推移をみると（補論図表9④）、2000年にかけて全階層

②代替推計の方法

以上を踏まえ、毎年12月時点で利用可能な源泉徴収税額から、給与収入額の推計を試みる。ここでは、仮に、各年の個人住民税の納税義務者の給与収入額の伸び率が給与階層別に全て同一となっていると仮定し、これによる源泉徴収税額（給与所得）の試算値の伸び率がその実績値の伸び率に一致するように、個人住民税の納税義務者の給与収入額の伸び率を求める。さらに個人住民税の非納税義務者の給与収入額を本文と同様な試算方法で求め、これらを合わせて雇用者報酬（賃金・俸給）を算出した代替推計値が（**補論図表10** 赤実線）である⁶⁶。これと、実際の個人住民税の納税義務者の給与収入額データが入手後の、すなわち「市町村税課税状況等の調」を用いた本文の試算値（**同補論図表10** 青実線）と比べると、概ね同じ水準、動きとなっている（本文試算値から代替推計値を引いた1995～2014年の平均のかい離は、金額で▲1.2兆円、前年比伸び率で▲0.5%）。しかしながら、かい離は小さくない年も存在し、例えば、直近の2014年では、源泉徴収税額の伸び率（4.6%）に対し、賃金・俸給全体の伸び率は、約1%と試算されたが、実際は約2%となっていた（金額で2兆円強のかい離）。このように、代替推計値はやや幅を持つてみる必要がある。

で低下し、2000年代以降は700万円以下で低下する一方、700万円超（特に2,000万円超）で上昇している。これは、所得税の税率構造の変化等によるものと考えられる（下の**参考表**参照）。長期的には、社会保険料の負担増大が課税ベースの縮小をもたらしている。所得税率の変化をみると、90年代は所得税率が引き下げられた。しかし、2000年代以降では、2006～7年にかけて定率減税（所得税の20%：上限25万円）が縮小・廃止されたほか、2007年は税率変更（個人住民税との配分変更：所得195万円以上は低下、695万円超は上昇）が実施された。さらに2011年からは年少扶養控除の廃止（子ども手当創設に伴うもの）が、2013年からは給与所得控除の縮減（年収1,500万円超の上限設定）が実施された。こうした見直しもあり、特に高所得者層の所得税の平均税率が上昇していると考えられる

(注)

(注) 2,000万円超の階層では、平均的な一人当たりの給与収入額も増加傾向にある。この他、世帯人員構成（扶養控除の人数）、税額控除（住宅ローン減税など）なども給与収入額に対する所得税額の比率を変化させる要因になる。

(参考表) 所得税の税率構造

税率 %、()は所得 万円				
89年～	95年～	99年～	07年～	15年～
10(～ 300)	10(～ 330)	10(～ 330)	5(～ 195)	5(～ 195)
20(～ 600)	20(～ 900)	20(～ 900)	10(～ 330)	10(～ 330)
30(～1,000)	30(～1,800)	30(～1,800)	20(～ 695)	20(～ 695)
40(～2,000)	40(～3,000)	37(1,800～)	23(～ 900)	23(～ 900)
50(2,000～)	50(3,000～)		33(～1,800)	33(～1,800)
			40(1,800～)	40(～4,000)
				45(4,000～)

⁶⁶ この時点では、個人住民税の納税義務者の人数も把握できないことから、この伸び率が「労働力統計」の雇用者数の伸び率と一致すると仮定している。

（２）営業余剰の代替推計

営業余剰の試算において、推計対象年度の翌年 12 月時点では、当該年度の「法人企業統計」および法人税収合計といった主要データが利用可能である。しかしながら、税収の一部に「会社標本調査」（翌年度の 3 月頃公表：所得税額と外国税額の控除額および金融機関の税額を利用）⁶⁷、「地方税に関する参考計数資料」（総務省。推計対象年度の翌年度の 2 月頃公表：法人住民税、法人事業税を利用）、「道府県税の課税状況等に関する調」（近年は推計対象年度の翌々年度の 4～5 月頃公表：所得税額と外国税額の控除額および金融機関の税額を利用）も利用しているが、翌年 12 月時点では、これらデータの利用が可能でないため、それへの対応が必要となる。

ここで、これらデータの代替として法人税収の計数を用い、法人住民税、法人事業税の計数を補完して代替推計を実施した結果が（補論図表 11）である。法人税収と他の税収科目との相関が大きく、外国税額および金融機関の税額が全体に占める比率は小さいことなどから、年次確報の 12 月時点で利用可能な全体の法人税収（財務省の決算データ）を用いて推計しても、本文の試算結果と概ね同じ水準、動きとなっている（本文試算値から代替推計値を引いた 1995～2014 年度の平均のかい離は、金額で 0.1 兆円、前年比伸び率で▲0.7%）。ただし、前節の雇用者報酬の代替推計のケースと同様に、数兆円程度のかい離がみられる年も存在することから、営業余剰の代替推計値もやや幅を持つてみる必要がある。

（３）まとめ

（１）、（２）をあわせ、名目 GDP について、本文の試算値と代替推計値を比較したのが（補論図表 12）である。これによると、代替推計でも、利用する税務データの相関性の高さから、本文の試算値に近い値を推計することは可能となっている。ただし、2014 年度の前年比かい離幅が 1%程度となるなど、年によっては無視できないかい離が存在する。これは、該当する税務データのシステム対応により早期に利用可能となることが、精度の高い分配側 GDP の試算値の作成に有用であることを示している。各雇用者に対して、翌年の 6 月には前年の収入額をもとに、6 月以降 1 年間の個人住民税支払いのための通知書が作成・配付されているほか、企業の法人税の申告も決算後 3 か月以内で終了している。将来的なシステム対応により、こうした税務データが早期に利用可能となれば、精度の高い分配側 GDP の試算値の早期作成にも資することになる。

⁶⁷ 具体的には、所得税額と外国税額（控除額）は企業の決算上の算出税額と実際の納付税額の調整に、外国税額と金融機関の税額は国内非金融法人企業の営業利益（在外支店の営業利益を調整）及び税額の算出に、それぞれ使用。

補論5. 家計、法人の純貸出／純借入の評価

SNA統計における推計値の整合性は、①GDPの三面等価が成立しているかに加え、②各部門における実物取引と金融取引の純貸出／純借入が一致しているかによって、チェックすることもできる。

ここでは、②の実物取引と金融取引の整合性チェックを行う。その際、純貸出／純借入は、実物取引、金融取引ともに、全部門を合計するとゼロになることから、家計部門の修正と法人部門の修正に対応がとれるように配意した⁶⁸。

なお、以下での議論は、実物取引と金融取引の純貸出／純借入の一致というSNAの整合性確保に向けて、とりあえず考えられる要因をやや大胆に仮定して整理したものであるため、今後、他の有力な要因がないかも含め、より深く精査する必要がある。

(1) 雇用者報酬の試算による家計および法人の純貸出／純借入への影響

本文3節では、現行の雇用者報酬の値が税務データを利用した雇用者報酬の試算値と比べて小さくなっており、かつ両者のかい離が長期的に拡大傾向にあることを示した。この結果を用い、家計および法人の実物取引の純貸出／純借入への影響と、金融取引との整合性チェックを行ってみよう。

家計部門について、家計の他の項目値が変わらないと仮定して、実物取引の純貸出／純借入を試算すると、雇用者報酬（収入面）の修正分がそのまま上方修正されることになり、家計部門の資金余剰幅が大きく拡大する。その結果、特に足元は、金融取引とのかい離（不突合）は縮小する（補論図表13(1)）。

次に、法人部門をみると、雇用者報酬の支払は主として法人によるものであるため、仮に、上記雇用者報酬の修正分を全て法人の支払増加に対応させると仮定すると、法人部門の純貸出／純借入は、その分下方修正されることになる（実際、純貸出／純借入は、海外部門を含めた全部門を足し合わせると実物取引、金融取引ともにゼロとなる）。この結果、法人の実物取引の純貸出／純借入を修正し、金融取引の純貸出／純借入と比較すると、法人部門の資金余剰幅が縮小し、家計部門と同じく両者の不突合は、足元は縮小している（補論図表13(2)）。

このように、本文の雇用者報酬の試算結果を用いて、家計部門と法人部門の

⁶⁸ 例えば、家計の雇用者報酬が小さいとすれば、政府の決算データ等に基づく政府等による家計への賃金等の支払の誤差は小さく、残りの法人による家計への賃金等の支払が小さくなっていることを想定している。

実物取引における純貸出／純借入を修正すると、足元は実物取引と金融取引との不突合が縮小するとの結果が得られる、すなわち足元については実物取引と金融取引の整合性が高まると判断される。

ただし、長期の時系列でみると、本文の結果を用いた修正によって、家計、法人ともに、実物取引と金融取引の純貸出／純借入の不突合が、かえって拡大する時期も存在している（前掲補論図表 13（1）、（2））。これは、現行SNAの推計において、実物取引と金融取引との間で大きな不整合をもたらす要因が、雇用者報酬の水準が小さくなっていること以外にも存在していることを意味していると考えられる。そこで、次に、上記の雇用者報酬の修正に加え、以下の2点について、やや大胆な仮定をおいて、家計と法人の実物取引と金融取引の純貸出／純借入の追加的な修正を行い、両者を比較してみることにする。

（2）家計および法人の純貸出／純借入における追加的な修正

上述の雇用者報酬以外で、実物取引と金融取引との間で大きな不整合をもたらす要因としては、取敢えず、（i）金融取引における投資信託、年金基金（いずれも法人部門に該当）の純貸出／純借入、（ii）実物取引における家計の土地の購入（純）、の二つが考えられる。

（i）については、投資信託と年金基金は、実物取引では、両部門は独立表章されていないが、純貸出／純借入は基本的にゼロと想定されている。これに対し、金融取引の純貸出／純借入について、現状、大幅にゼロからかい離している（補論図表 14（1））^{69 70}。このため、実物取引と金融取引では大きな不突合が生じている。

（ii）については、家計の土地の購入（純）（実物取引）をみると、長期にわたって大幅な売却超となっている（補論図表 14（2））。しかしながら、税務データの一つである「固定資産の価格等の概要調書」（総務省）から、個人の土地の保有状況を確認すると、個人の土地面積（固定資産税課税対象の法定免税点以上）は、1995年から2014年にかけてほぼ横這い（▲0.6%）であり、評価額の大部分を占める宅地に限っては+16.9%と大きく増加している（いずれも1月1日時点）。同期間累計で約▲83兆円（2013年末土地資産額対比では約▲12%に相当）売り越しとなっているとの現行の我が国SNAの推計結果は、こうした

⁶⁹ ただし、年金基金については、厚生年金基金の代行返上分は政府から年金基金への資本移転と捉えられるため、その分、実物取引の純貸出／純借入はゼロとなっていない。

⁷⁰ こうした要因については、詳しくは藤原（2014）参照。なお、投資信託について、正確には、これを導管であると捉え、純貸出／純借入をゼロとするのは2008SNAからの考え方であり、現行の実物取引は結果的に2008SNAを先取りしたものとなっている。

事実と整合的にはみえない⁷¹。

以上を踏まえ、前述の雇用者報酬の修正に加え、(i)、(ii)について以下のとおり修正して、家計と法人の純貸出／純借入を試算してみよう。

- (i) 法人に含まれる投資信託、年金基金の金融取引における純貸出／純借入は基本的にゼロ⁷²とし、その分、家計の純貸出／純借入を修正。
- (ii) 家計の土地の購入（純）（実物取引）をゼロとし、その分、法人の純貸出／純借入を修正。

以上の追加的な修正を実施すると、家計、法人ともに、実物取引と金融取引の不突合は全体を通じてかなり縮小する（補論図表 15）。

(i) の修正を全て家計に、(ii) の修正を全て法人に寄せることの妥当性については、それぞれ厳密な検証が必要である。実物取引と金融取引の不突合については、他の要因も存在するとみられる。また、各部門の純貸出／純借入は、受取／支払（実物取引）、資金の運用／調達（金融取引）の収支尻として求められる各取引の最終的なバランス項目であるため、推計誤差はそこに集約され、実物取引と金融取引での不一致を回避することは極めて難しい。

しかしながら、こうした様々な留保条件を考慮しても、いくつかの修正を行うことで実物取引と金融取引との整合性が高まることを単なる偶然の一致とするのも極論であろう。そうした観点からは、本文で示したように、税務データを活用して雇用者報酬をチェックするというアプローチは、一定の蓋然性をもつように思われる。

実物取引および金融取引の純貸出／純借入は、部門間の貯蓄・投資バランスや、その裏付けとなる資金の運用、調達動向を分析するために、それ自体が有用なデータである。さらに、本稿で示したように、実物取引と金融取引の不突合をみていくことにより、現行の推計方法の改善すべき点、方向性を探るうえでも、有益と言えよう。

⁷¹ 国土交通省（2014）における取引主体別の土地購入・売却金額（試算値）をみても、個人の売却超幅は、21世紀入り後は、それ以前（年間数兆円の水準）に比べ、大幅に減少しているとの試算結果が示されている。

⁷² 我が国SNAの基礎統計として利用される資金循環統計について、2016年3月に2008SNAの導入がなされ、投資信託および年金基金において大幅な推計見直しが実施された（なお、我が国SNAにおける金融取引の「純貸出／純借入（資金過不足）」は、資金循環統計では「資金過不足」と表章されている）。これに対応し、2016年度中に予定されている我が国SNAの2008SNAの導入の際には、実物取引との整合性が高まるよう金融取引の見直しが実施される見込み。ただし、2008SNAベースとなった新しい資金循環統計において、実際には、基礎資料が持つ誤差等の影響から投資信託と年金基金の資金過不足は完全にはゼロになっていない（日本銀行調査統計局（2016）を参照）。

なお、ここでの試算では、家計の純貸出／純借入の上方修正に対応して法人の純貸出／純借入を、(やや機械的に) 下方修正した。しかし、本来であれば、こうした下方修正が法人の収入(営業余剰)によるのか、法人の支出(設備投資等)によるのかまでチェックしなければならない。本文の分析においては、2014年度等を除けば、営業余剰では試算値と現行値の間で大きなかい離はみられなかった。こう考えると、法人の支出は現行値よりももっと大きかったのではないかとの推察ができる⁷³。その場合、支出側GDPでは設備投資が上振れることを通じて、本文で試算した分配側GDPとつり合いがとれるようになるというのである⁷⁴。ただし、これは一つの推論に過ぎず、設備投資の推計精度に関する考察は、分配側からみたGDP推計という本稿分析の範囲を超えており、本文でも述べた統計調査のカバレッジの狭さ、これに基づく産出額の精度検証に向けた産業別(設備投資に関連する建設・不動産業など)の動向分析など、より広い分析が必要となろう。

⁷³ (前掲本文図表 20~22) で示されるとおり、年によっては(特に景気後退期では)、分配側GDPの試算値と現行GDPとのかい離幅が小さくなっている。リーマン・ショック後の2009年度は、雇用者報酬のプラス寄与と営業余剰のマイナス寄与がほぼ相殺され、GDPの現行値と試算値のかい離はほとんどみられない。この場合は、営業余剰の減少によって、その分、法人の資金余剰幅縮小に寄与することが考えられる。

⁷⁴ 仮に設備投資が本来であればもっと大きな値であったとすると、**本文4—2①式**に従うと、営業余剰は上振れ、分配側GDPはさらに支出側GDPを上回ってしまうのではないかとの疑問がある。この点に関する筆者達の取敢えずの見立ては、**補論3(1)**で述べたように、法人企業統計(需要側統計)の設備投資についても真の値より小さくなっているのではないかということである。再び、**本文4—2①式**に戻ると、法人企業統計の設備投資もGDPの設備投資同様に上振れると、両者は相殺され、営業余剰はさほど変わらなくなる。しかし、ここでの議論は、あくまでも思想上の実験であり、実際にそうなるかどうかは、更なる精査が必要ということは言うまでもない。

【参考文献】

- 荒井晴仁（2006）「法人成りと国民経済計算 —国民経済計算と税務統計における給与所得の乖離について—」国立国会図書館調査及び立法考査局 『レファレンス』 No.668
- 菅幹雄、宮川幸三（2008）「アメリカ経済センサス研究」慶應義塾大学出版会
- 国土交通省（2014）「平成26年版土地白書」
- 総務省自治税務局市町村税課（2015 他）「市町村税課税状況等の調 記載要領」
- 高田悠矢、竹内維斗文、吉岡徹哉（2014）「分配側 GDP・家計所得支出勘定における四半期速報の検討状況について」内閣府経済社会総合研究所『季刊国民経済計算』 No.155
- 内閣府経済社会総合研究所（2012）「推計手法解説書（年次推計編）平成17年基準版」
- 内閣府経済社会総合研究所（2015）「平成25年度国民経済計算確報 参考資料」
- 西沢和彦（2005）「所得捕捉率推計の問題と今後の課題 —90年代以降格差大幅縮小との判断は早計—」日本総合研究所『ビジネス環境レポート』 No.10
- 日本銀行調査統計局（2016）「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し結果」
- 野木森稔（2011）「先進主要国の生産アプローチに基づく四半期GDPの特徴とその位置づけ —日本での導入に向けてのサーベイ」内閣府経済社会総合研究所『季刊国民経済計算』 No.146
- 藤原裕行、今井玲子（2013）「GDPデフレーター（支出側と生産側）の不突合と推計方法の見直しに向けて」内閣府経済社会総合研究所『季刊国民経済計算』 No.152
- 藤原裕行（2014）「我が国 SNA の金融機関部門における実物取引と金融取引の推計比較」内閣府経済社会総合研究所『季刊国民経済計算』 No.153
- B E A（2015）「Concepts and Methods of the U.S. National Income and Product Accounts」 Bureau of Economic Analysis U.S. Department of Commerce

図表編

図表1 支出側・生産側GDPの作成方法

(1) コモディティ・フロー法 (支出側GDP)

財貨・サービスごとに「総供給」を求め、産業連関表による比率等に基づいて各需要項目別に配分。

輸出入の名目値は、国際収支統計を用い、最終的に組み替え。

(平成17暦年、10億円)

財貨・サービス\項目	供給				総供給 (需要計)	需要 (支出側GDPの各需要項目)			
	産出額	輸 入		運輸・商業 マージン		中間 消費	国内家計 最終消費 支出	総固定資 本形成	輸出
1. 産 業	749,494.2	64,788.7	4,769.7	119,598.2	938,650.8	445,571.2	271,951.0	115,407.1	72,917.0
(1) 農林水産業	12,382.2	2,090.0	149.3	5,512.3	20,133.7	13,686.0	6,151.5	197.9	82.6
...
(3) 製 造 業	302,663.5	40,160.6	3,281.4	108,525.2	454,630.8	243,139.4	100,411.8	47,784.2	62,480.4
...
(6) 卸売・小売業	1,744.5	704.6	0.0	0.0	2,449.1	704.6	861.2	249.2	634.1
...
合 計	826,051.4	64,788.7	4,769.7	119,598.2	1,015,208.0	447,879.4	282,947.5	112,573.9	72,917.0

産業では、上記の「産出額」と「運輸・商業マージン」の合計は、下記の「産出額」に一致 (注1)。

(2) 付加価値法 (生産側GDP)

(平成17暦年、10億円)

産出表 (V表)
投入表 (U表)

財貨・サービス\経済活動	1. 産 業	(1) 農林水産業	(3) 製造業	(6) 卸売・小売業	合計
1. 産 業	869,092.5	12,423.4	301,964.3	115,294.7	869,092.5
(1) 農林水産業	12,382.2	12,329.5	13.7	7.0	12,382.2
...
(3) 製 造 業	302,663.5	46.6	299,523.0	2,358.2	302,663.5
...
(6) 卸売・小売業	106,708.8	3.7	3.6	106,382.6	106,708.8
...
合 計	869,092.5	12,423.4	301,964.3	115,294.7	948,509.7

財貨・サービス\経済活動	1. 産 業	(1) 農林水産業	(3) 製造業	(6) 卸売・小売業	合計
1. 産 業	420,574.1	6,300.9	202,048.8	40,225.2	444,874.7
(1) 農林水産業	13,293.6	1,717.8	7,969.7	1,535.8	13,516.1
...
(3) 製 造 業	226,324.7	3,431.5	148,279.4	9,046.6	232,945.6
...
(6) 卸売・小売業	788.3	0.0	0.0	786.8	788.3
...
中 間 投 入 計	423,430.1	6,315.8	202,265.7	40,480.3	447,902.1
経済活動別付加価値 (注2) (生産側GDP)	445,662.3	6,107.7	99,698.6	74,814.4	500,607.6

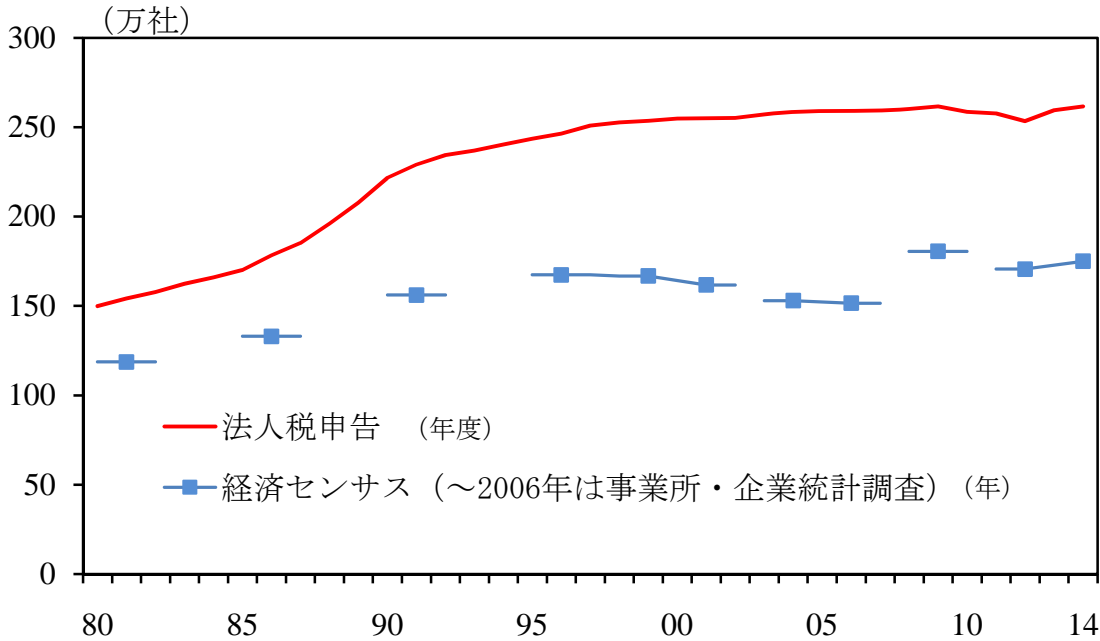
付加価値額を、産出額から中間投入額を差し引いて算出。

(注1) 基本的に財貨・サービスごとの産出額は、(1)のコモディティ・フロー法と(2)の付加価値法で一致する。ただし、「卸売・小売業」と「運輸」は、計上方法が異なる。(1)では、「産出額」にコスト的運賃とコスト的商業マージンのみを計上し、商品の流通に伴って発生する運輸・商業マージンは「運輸・商業マージン」欄に、取引される商品毎に計上される。一方で、(2)では、「産出額」に両者の合計額が計上される。

(注2) 「輸入品に課される税・関税」及び「総資本形成に係る消費税」の調整前。

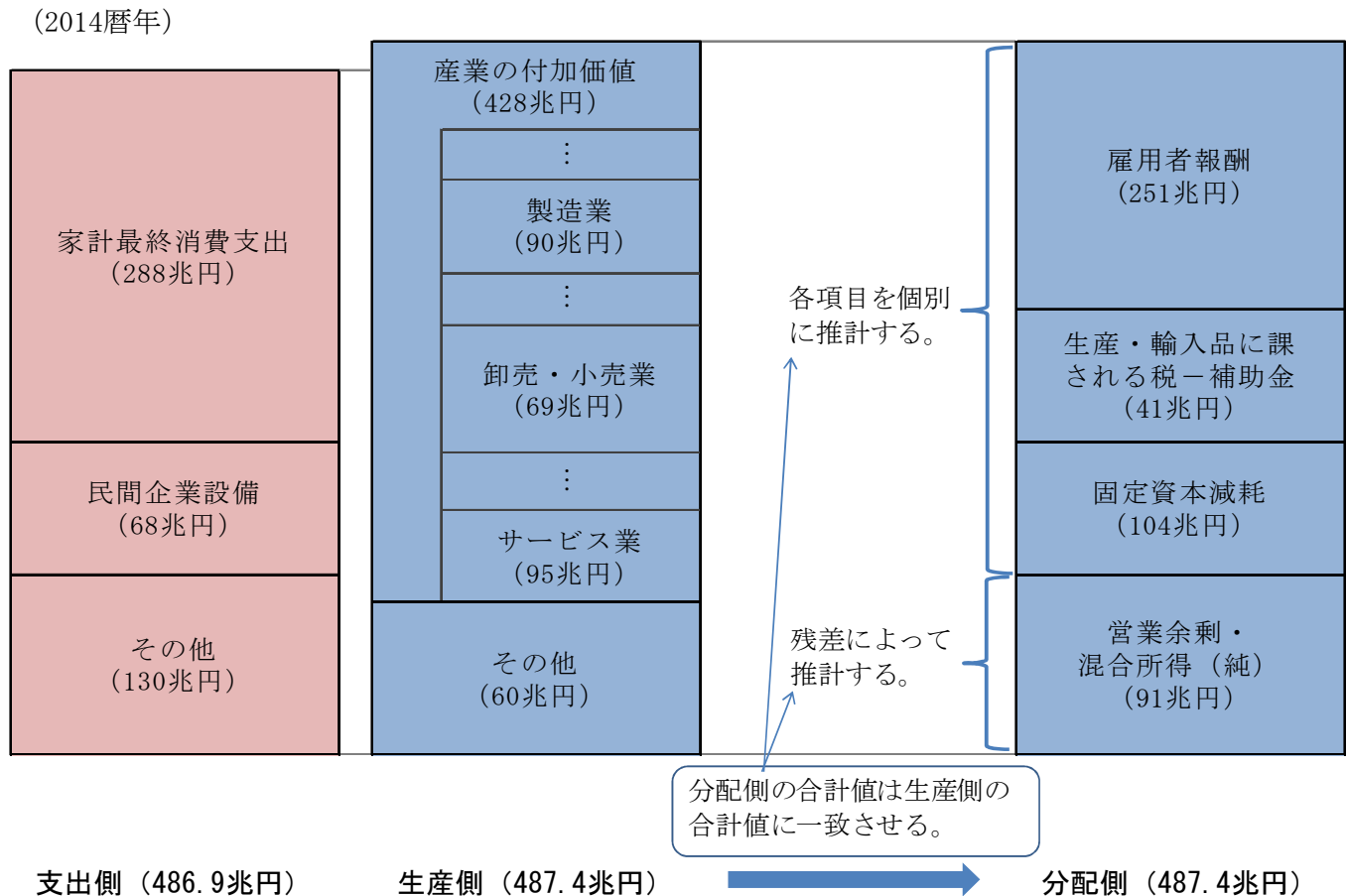
(資料) 内閣府「国民経済計算確報」((1)は「財貨・サービスの供給と需要」、(2) V表は「経済活動別財貨・サービス産出表」、U表は「経済活動別財貨・サービス投入表」)

図表2 会社企業数の比較



- (注1) 法人税申告の対象範囲は、会社のほか、一部に企業組合や医療法人などの「その他の法人」(2011年度は4.5万社となっており、全体への寄与は小さい)を含むベース。
 (注2) 経済センサス、事業所・企業統計調査の対象範囲は、会社企業ベース。
 (資料) 総務省「事業所・企業統計調査」「経済センサスー基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」、国税庁「会社標本調査」

図表3 支出側・生産側・分配側GDPの内訳



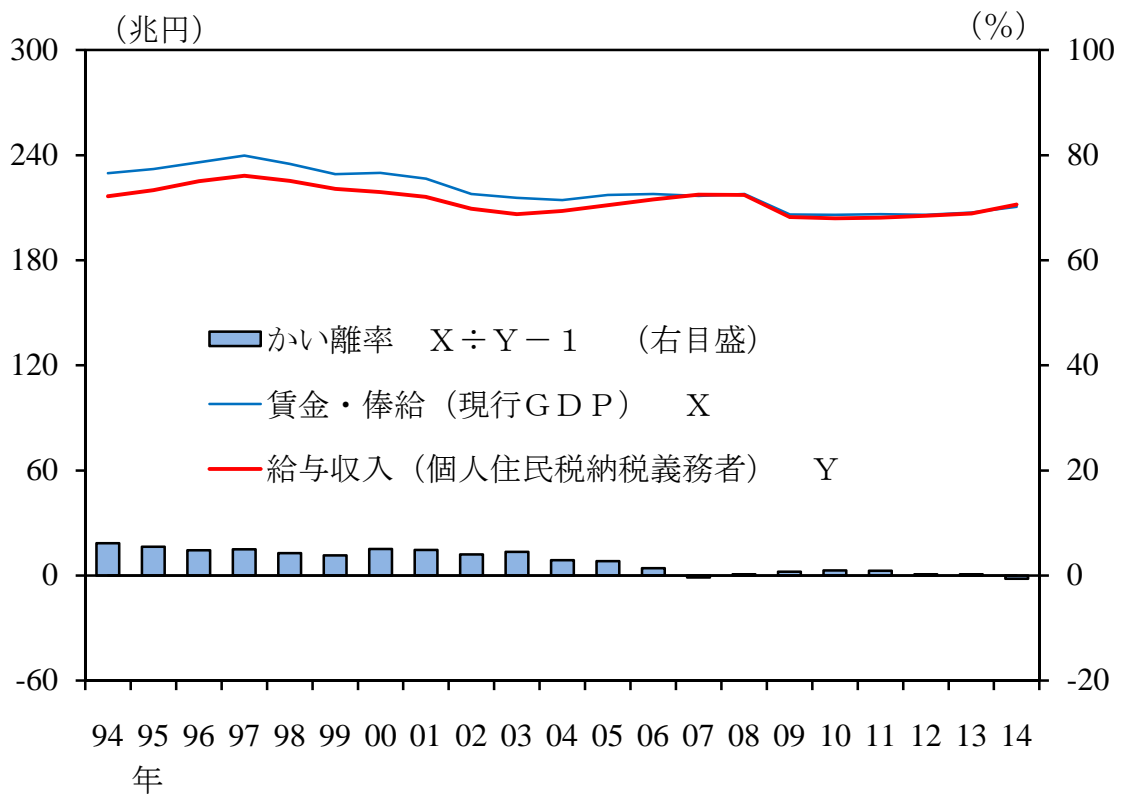
(資料) 内閣府「国民経済計算確報」
 (2014年度確報時点の計数を利用。以下の図表も同様。)

図表 4 分配側 GDP の現行値と試算値の推計方法の概要

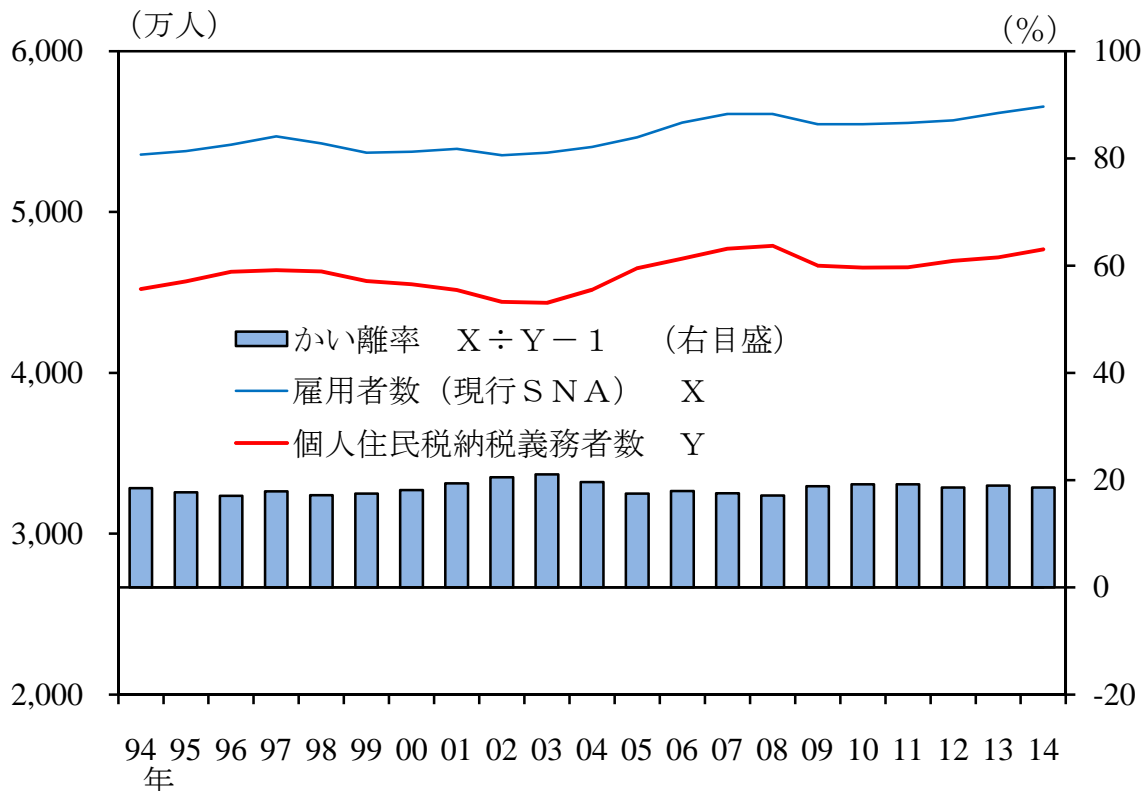
	現行値	試算値
雇用者報酬	<p>(i) <u>一人当たり賃金に、</u> (ii) <u>雇用者数を掛け合わせる</u>ことで算出。 ⇒ (i)、(ii)ともに、標本調査による誤差の発生が予想される。</p>	<p>(i) 個人住民税課税対象者の給与総額（<u>税務データ</u>）に、 (ii) 非課税対象者分は別途推計して、加算。 ⇒ (i)は全市区町村の集計値。賃金・俸給全体の大部分を占める。</p>
営業余剰	<p>生産側GDPの合計値から、雇用者報酬等の他の項目を差し引いた残差。</p>	<p>「法人企業統計」の営業利益を用い、GDP概念に合わせた調整、法人税収等（<u>税務データ</u>）を用いた誤差の補正を実施。</p>
混合所得	<p>⇒ 生産側GDPの合計値が真の値との前提。推計誤差を営業余剰・混合所得に寄せる。</p>	<p>個人事業主の申告所得（<u>税務データ</u>）を用い、GDP概念に合わせた調整を実施。</p>

図表5 現行GDPと個人住民税データ
 (賃金・俸給／給与収入と雇用者数／納税義務者数)

(1) 金額

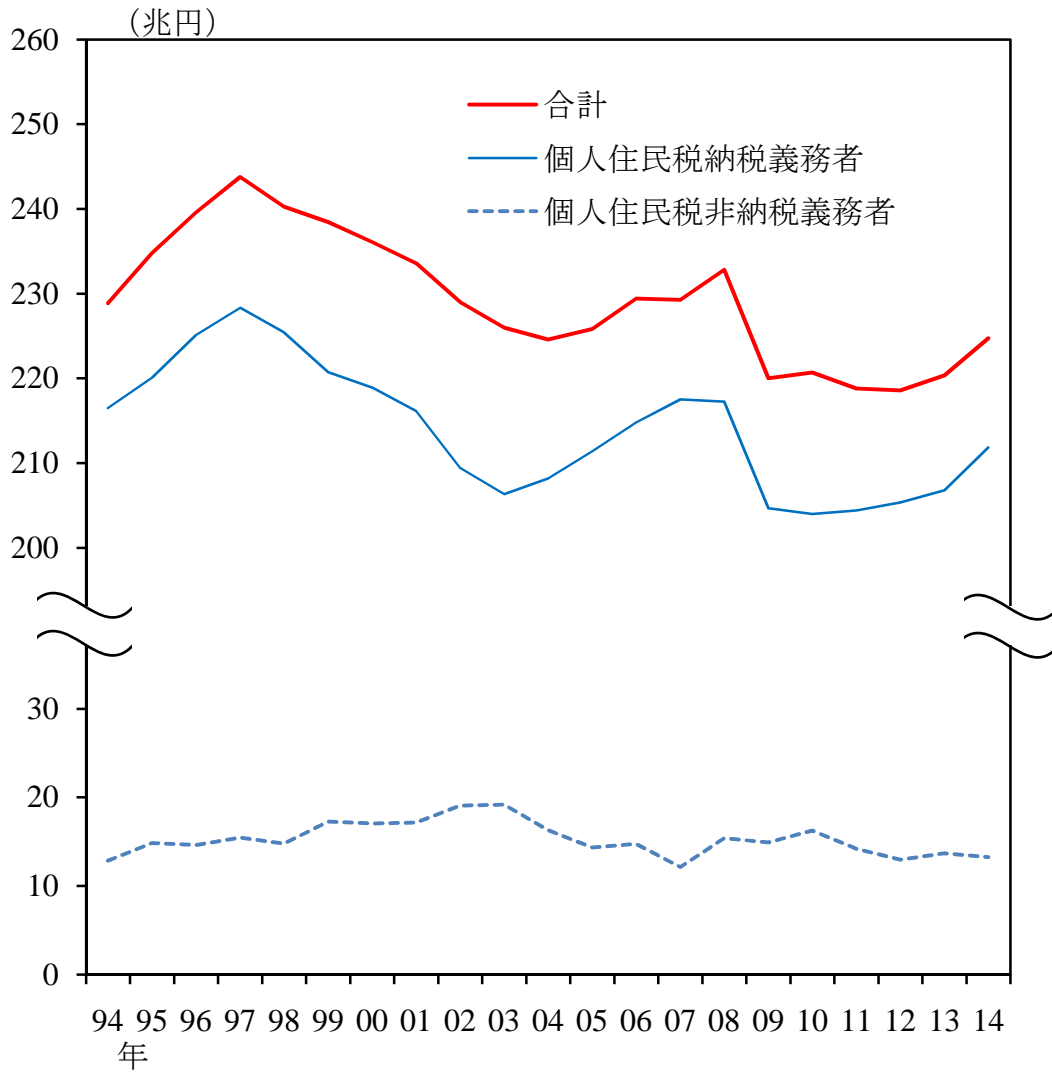


(2) 人数



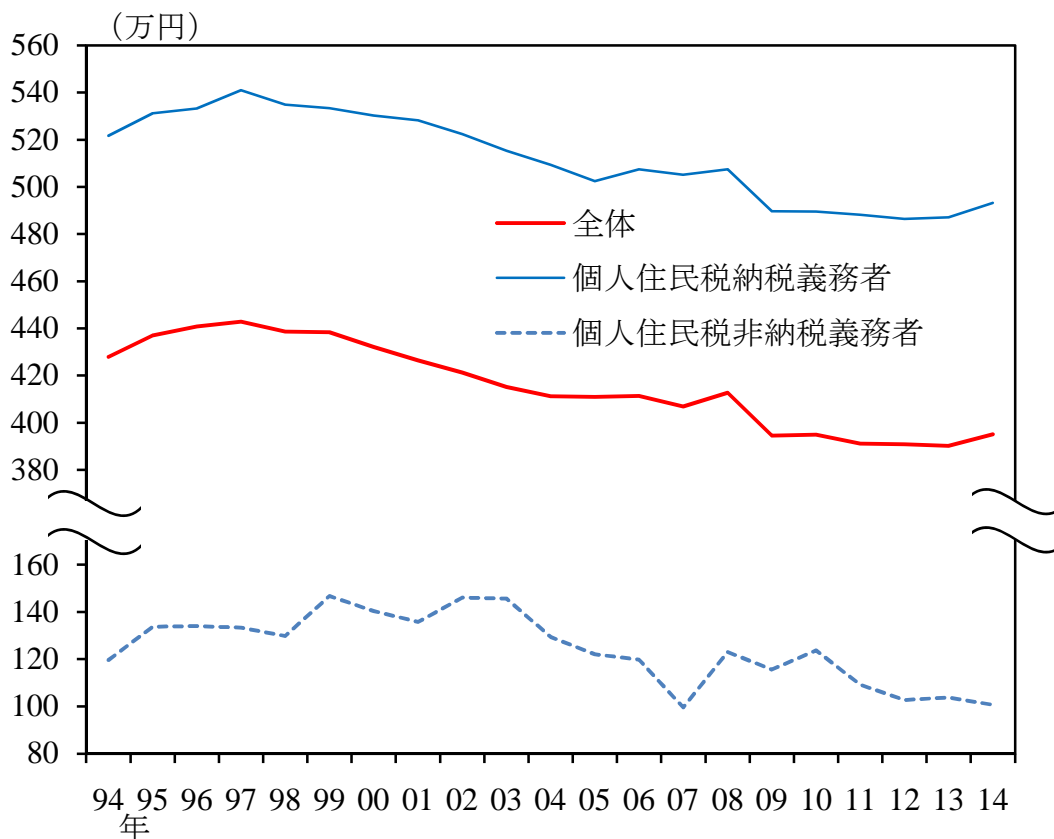
(資料) 内閣府「国民経済計算確報」、総務省「市町村税課税状況等の調」

図表6 賃金・俸給（試算値）

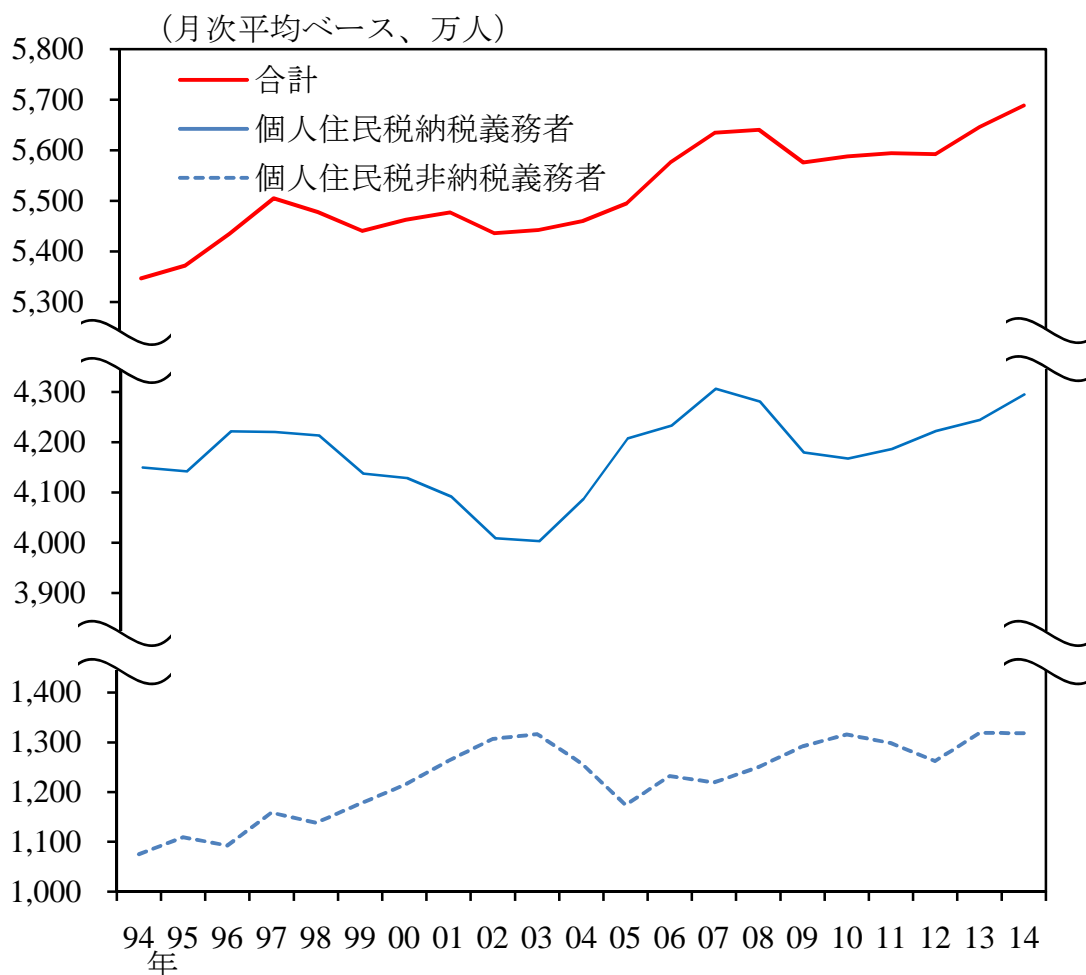


(注) 合計は、役員賞与、日雇労働者分の調整後の賃金・俸給（労働者全体ベース）。個人住民税納税義務者および個人住民税非納税義務者に関しては、役員賞与、日雇労働者分の調整前のベースとなっている（ただし、同調整分の全体への寄与は小さい）。図表7～9についても同様。

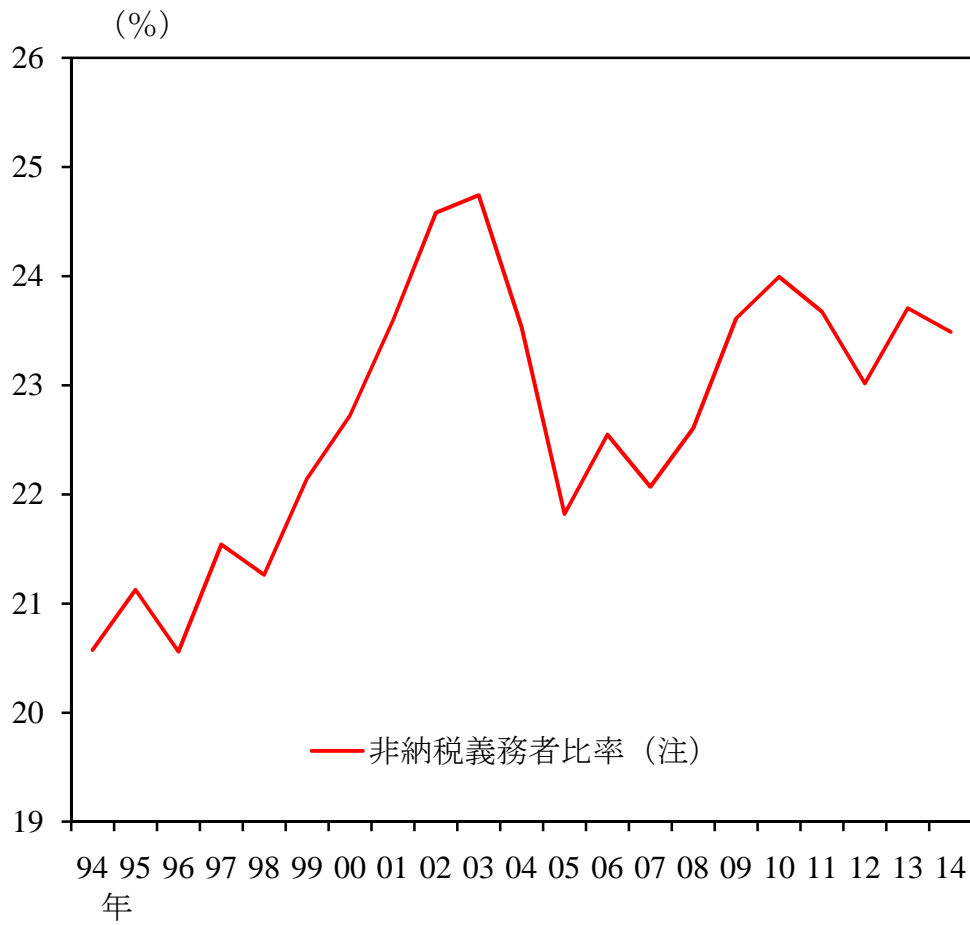
図表7 一人当たり賃金・俸給（試算値）



図表8 雇用者数（試算値）



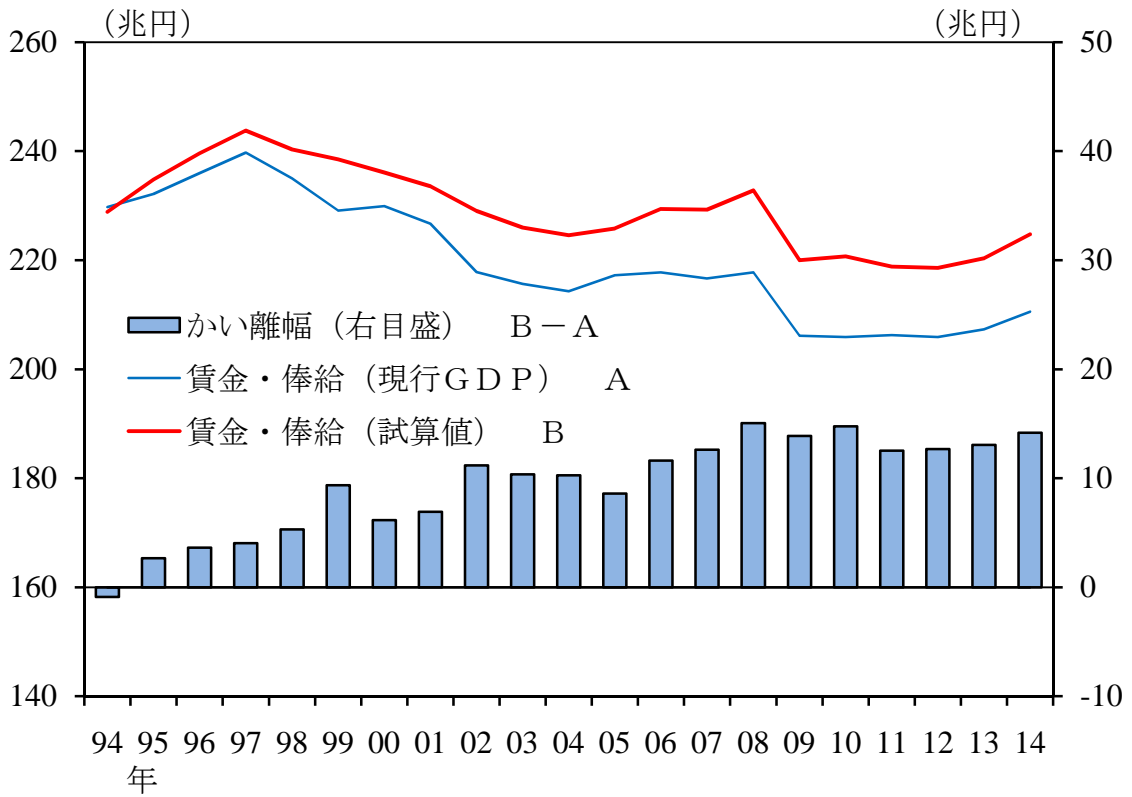
図表9 非納税義務者数の比率（試算値）



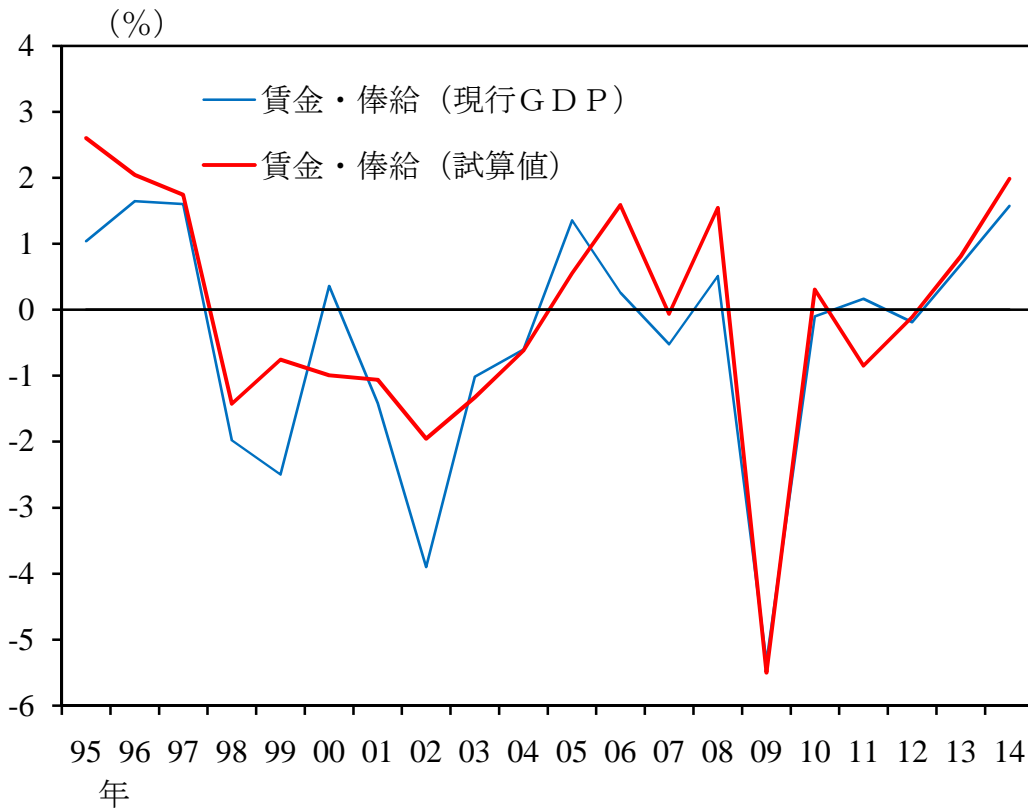
(注) 非納税義務者比率は、
「個人住民税非納税義務者 ÷ (個人住民税納税義務者 + 個人住民税非納税義務者)」
により算出（日雇労働者分は含まれない）。

図表10 賃金・俸給の試算値と現行値の比較

(1) 水準

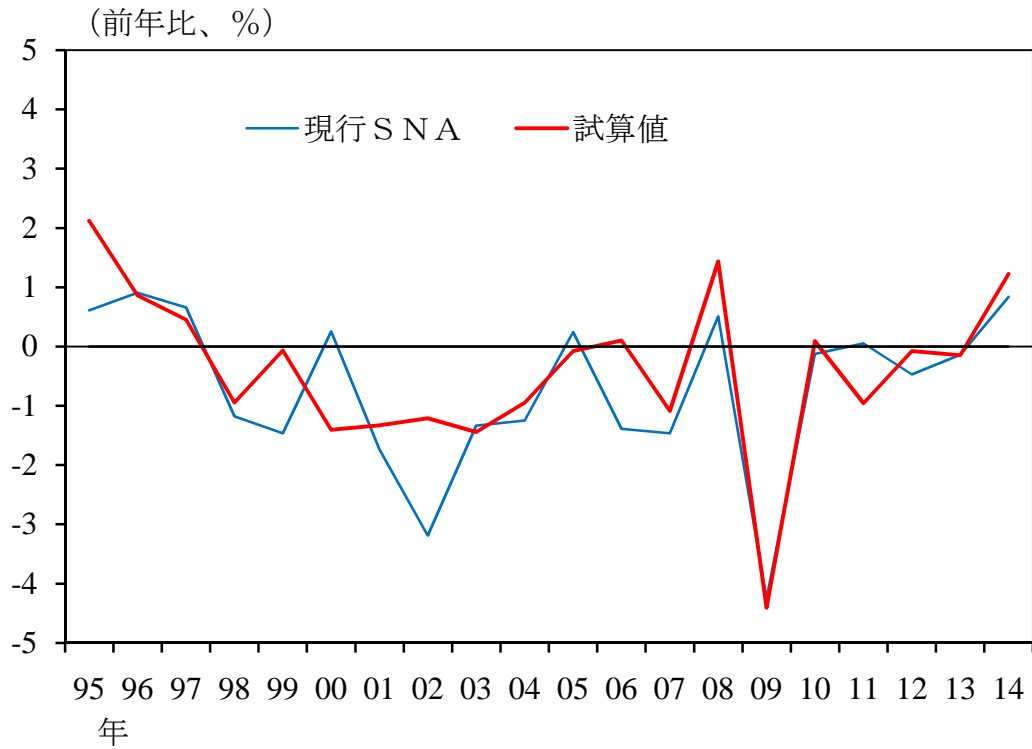


(2) 前年比

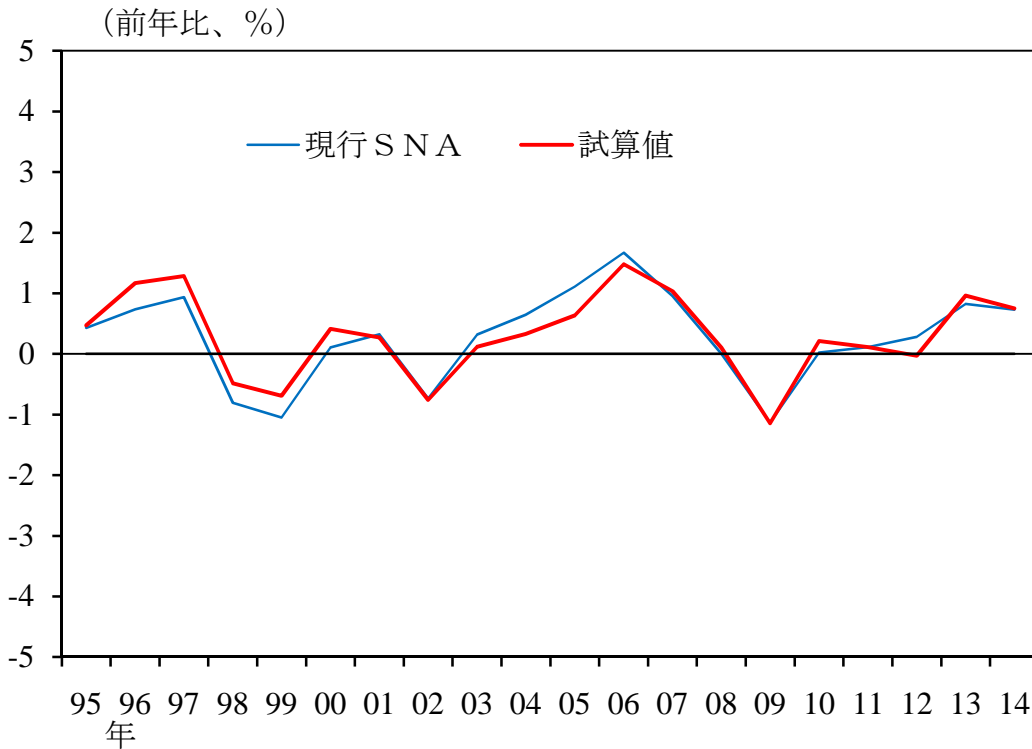


図表11 賃金・俸給の試算値と現行値の比較（前年比の要因分解）

(1) 一人当たり賃金・俸給

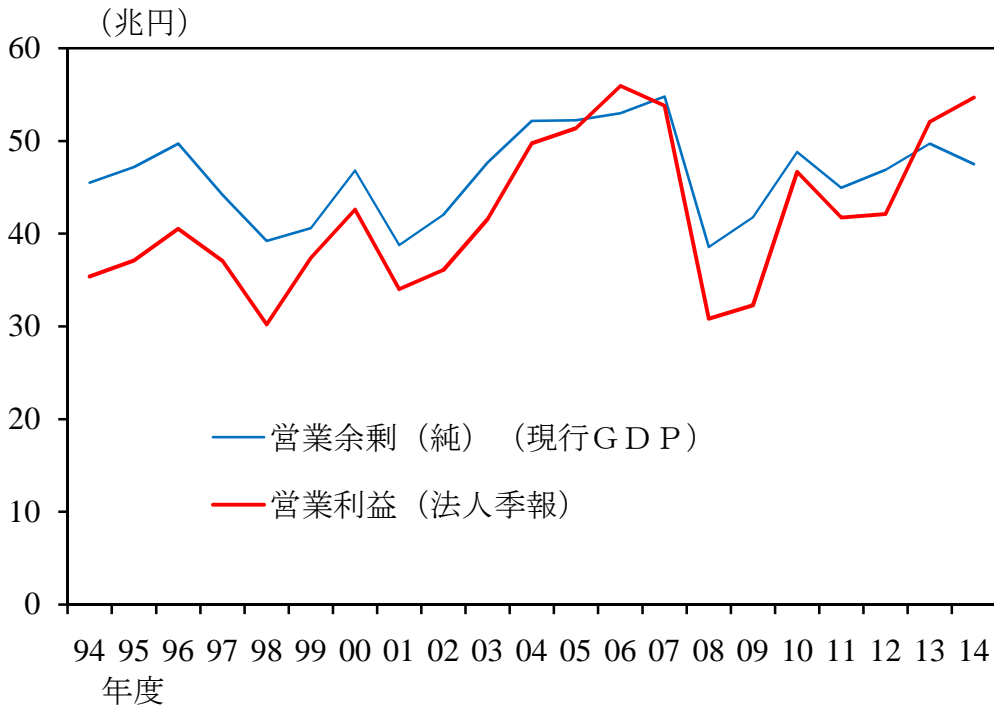


(2) 雇用者数（月次平均ベース）

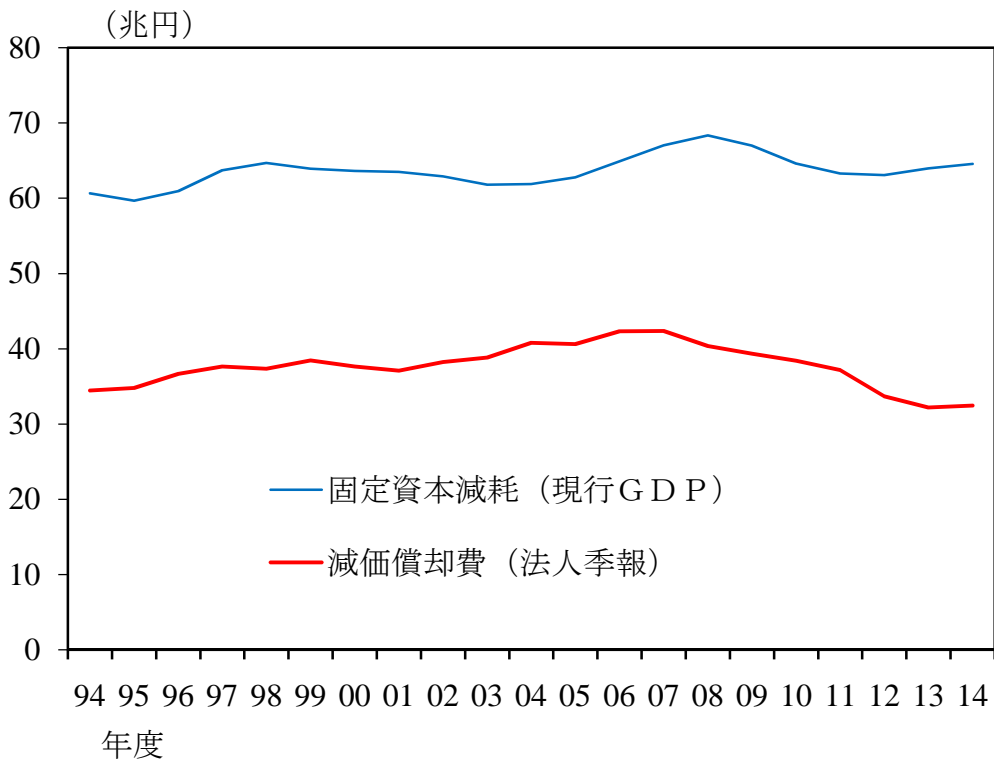


図表12 GDP統計と法人企業統計の違い①

(1) 営業余剰（純）と営業利益（非金融法人企業）



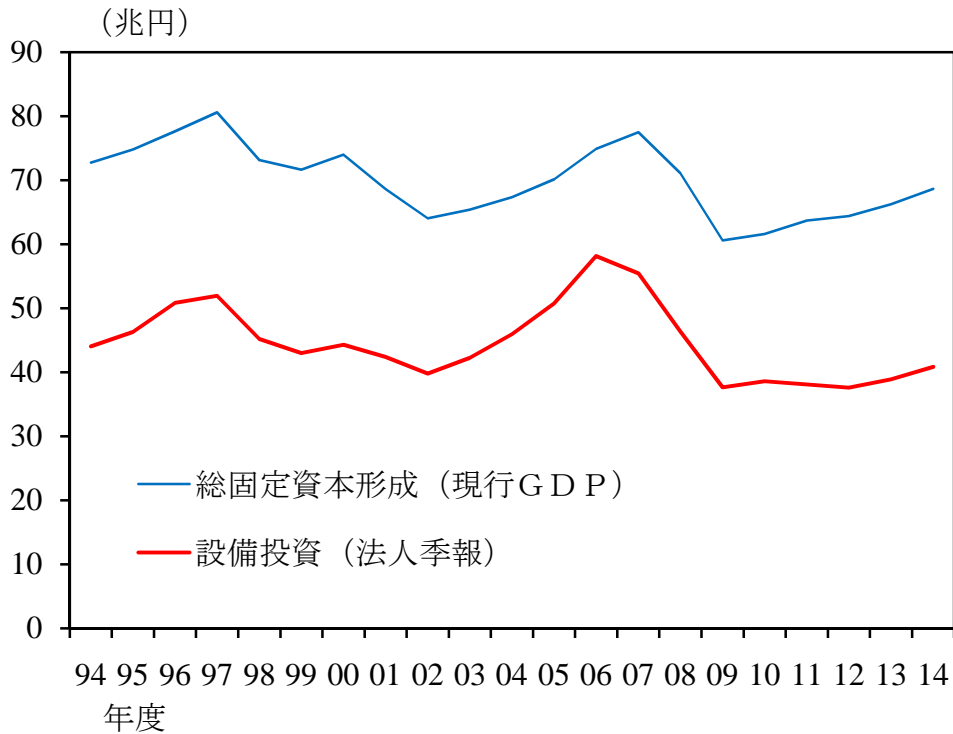
(2) 固定資本減耗と減価償却費（非金融法人企業）



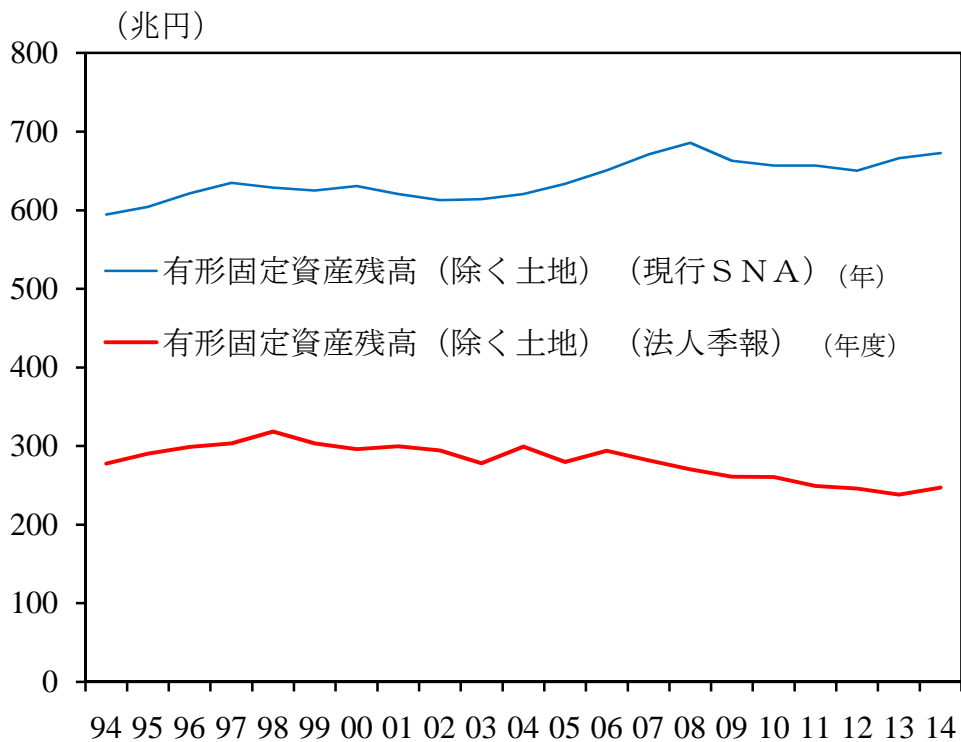
(資料) 内閣府「国民経済計算確報」、財務省「法人企業統計」

図表13 GDP統計と法人企業統計の違い②

(1) 総固定資本形成と設備投資（非金融法人企業）



(2) 有形固定資産残高（非金融法人企業）

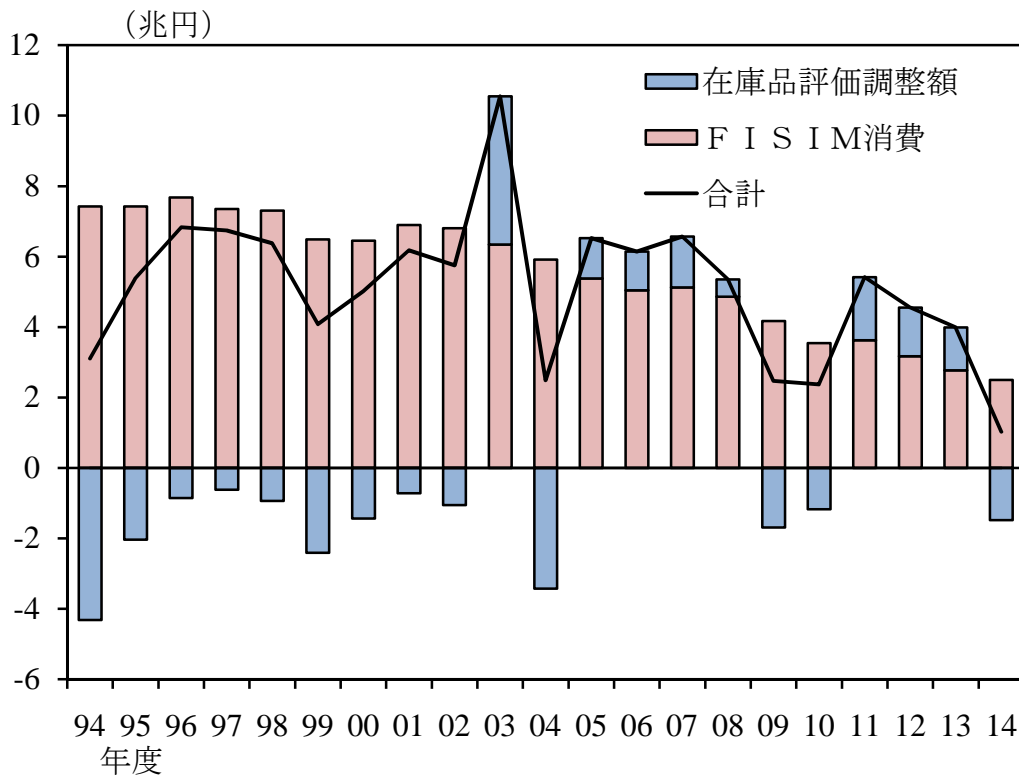


(注) 法人季報には、建設仮勘定含む。

(資料) 内閣府「国民経済計算確報」、財務省「法人企業統計」

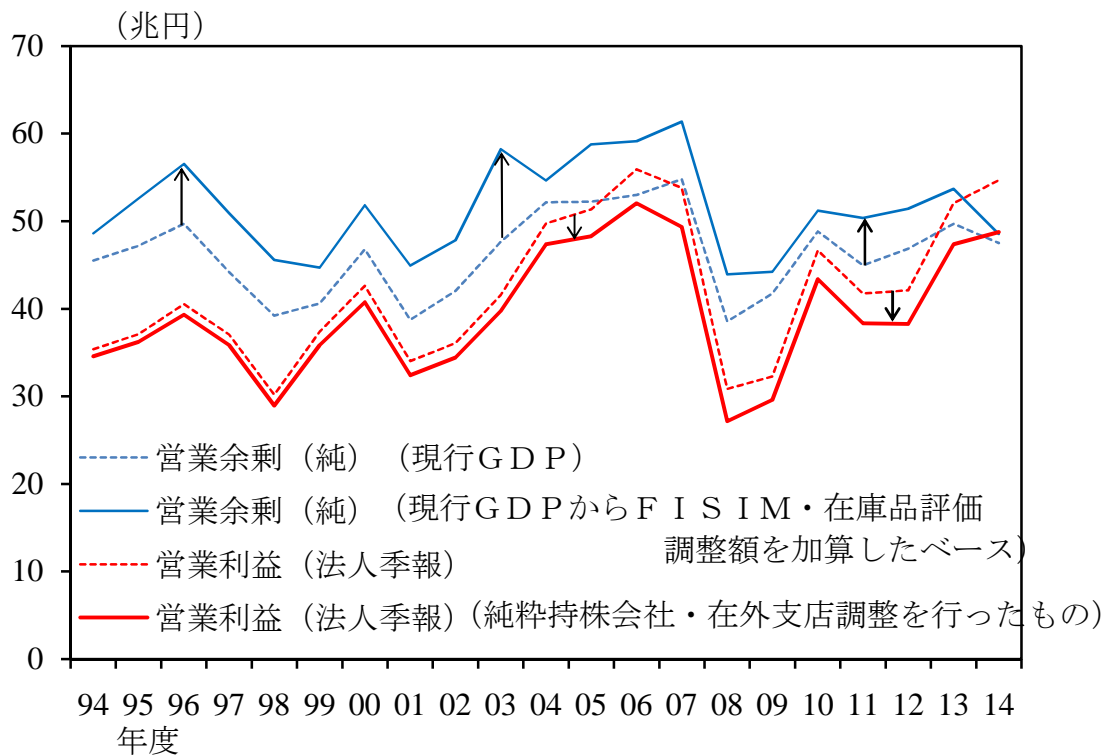
図表14 営業余剰（純）と営業利益の概念調整（非金融法人企業）

(1) 営業余剰（純）の調整（F I S I M・在庫品評価調整額^(注)）



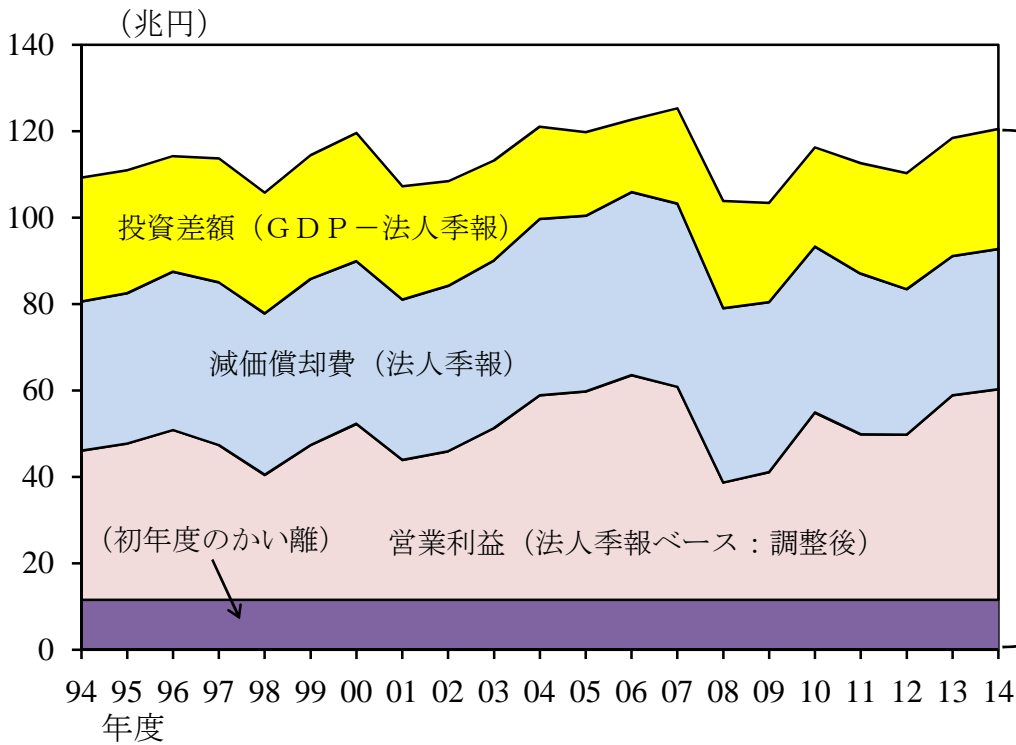
(注) 現行GDPの営業余剰から除外されている。

(2) 営業余剰（純）と営業利益（概念を調整したベース）



図表15 法人企業統計に基づく営業余剰の試算方法

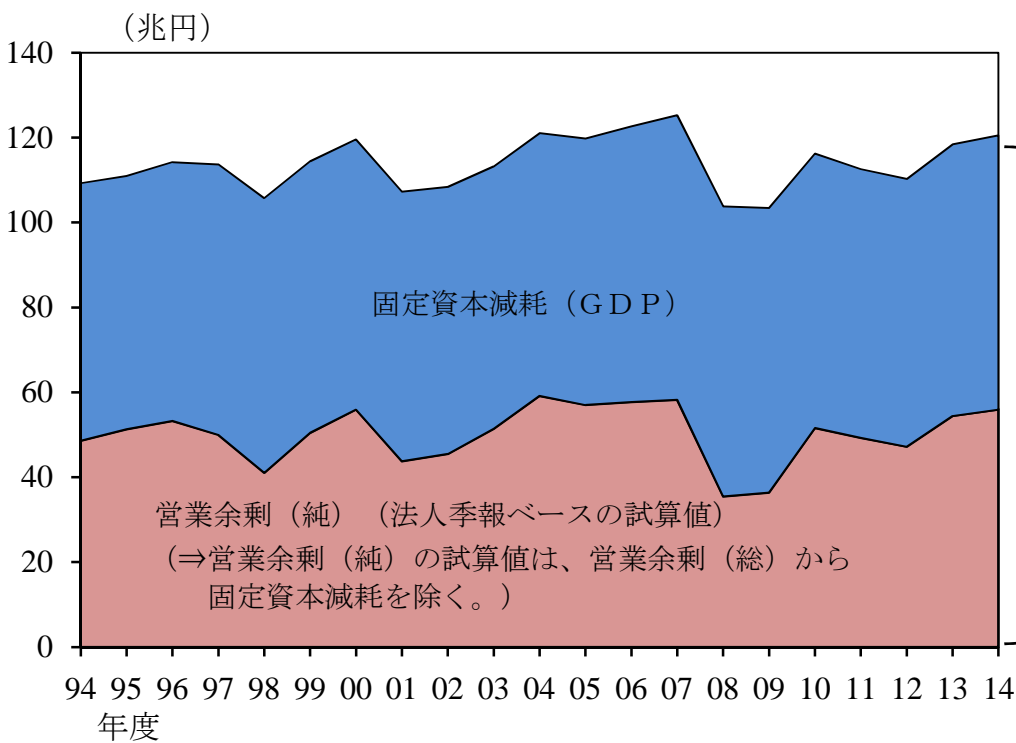
(1) 法人企業統計から算出する営業余剰（総）



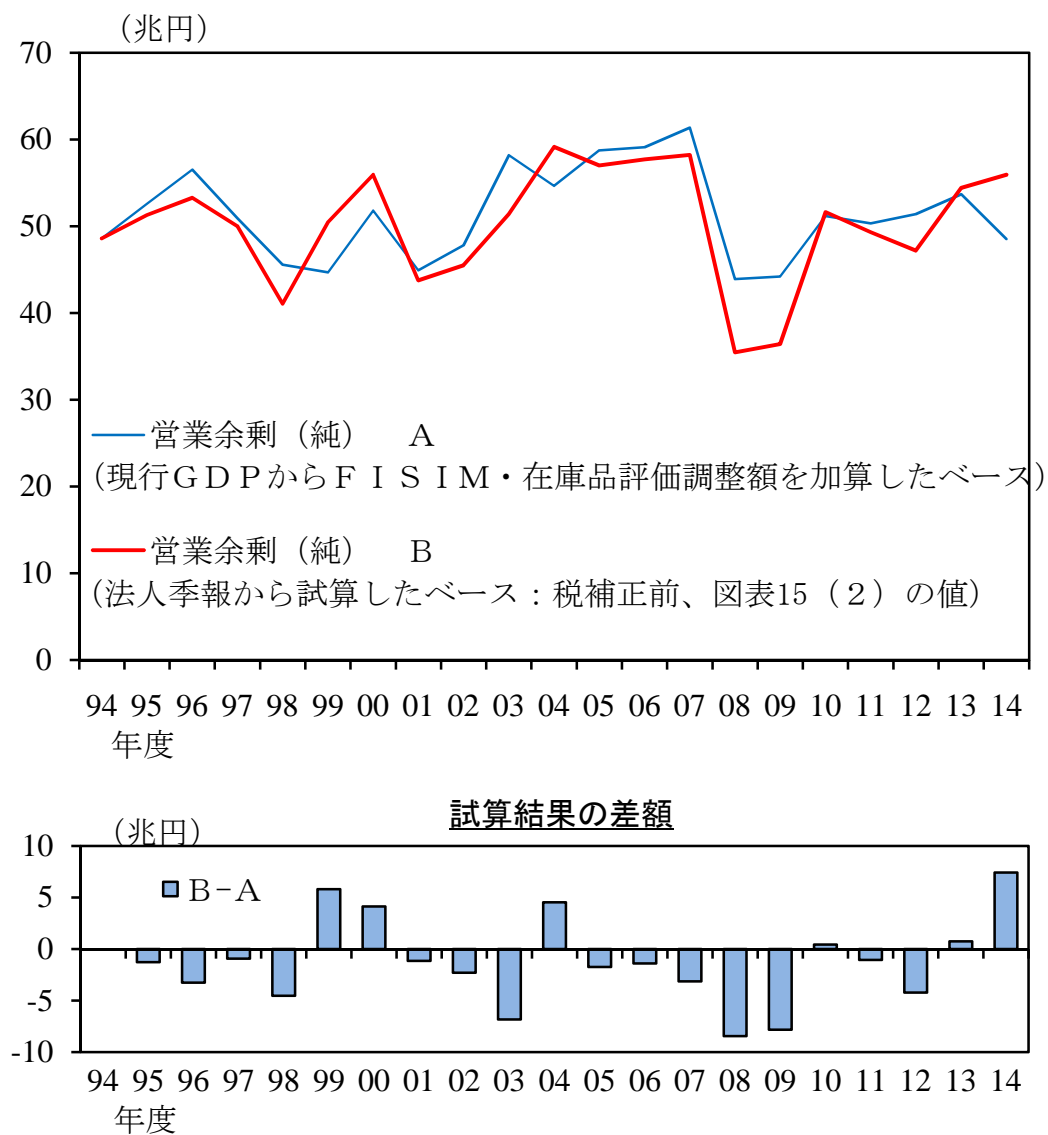
法人企業統計から算出する営業余剰（総）の試算値

(2) 法人企業統計から算出する営業余剰（純）

< (1) からGDPにおける固定資本減耗を控除 >

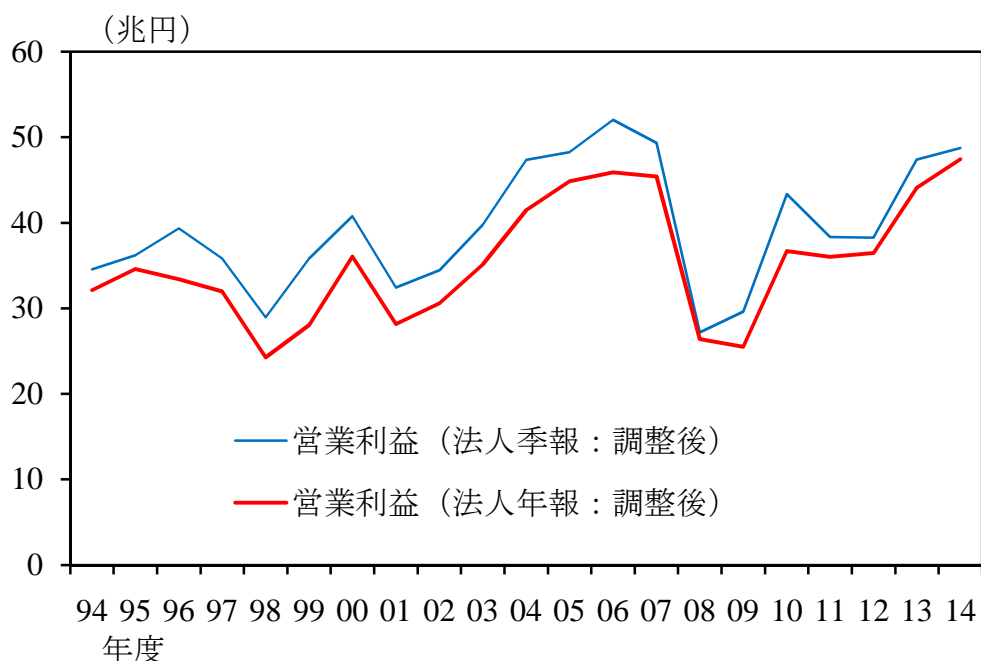


図表16 非金融法人企業の営業余剰（純）：試算値（税補正前）と現行値の比較

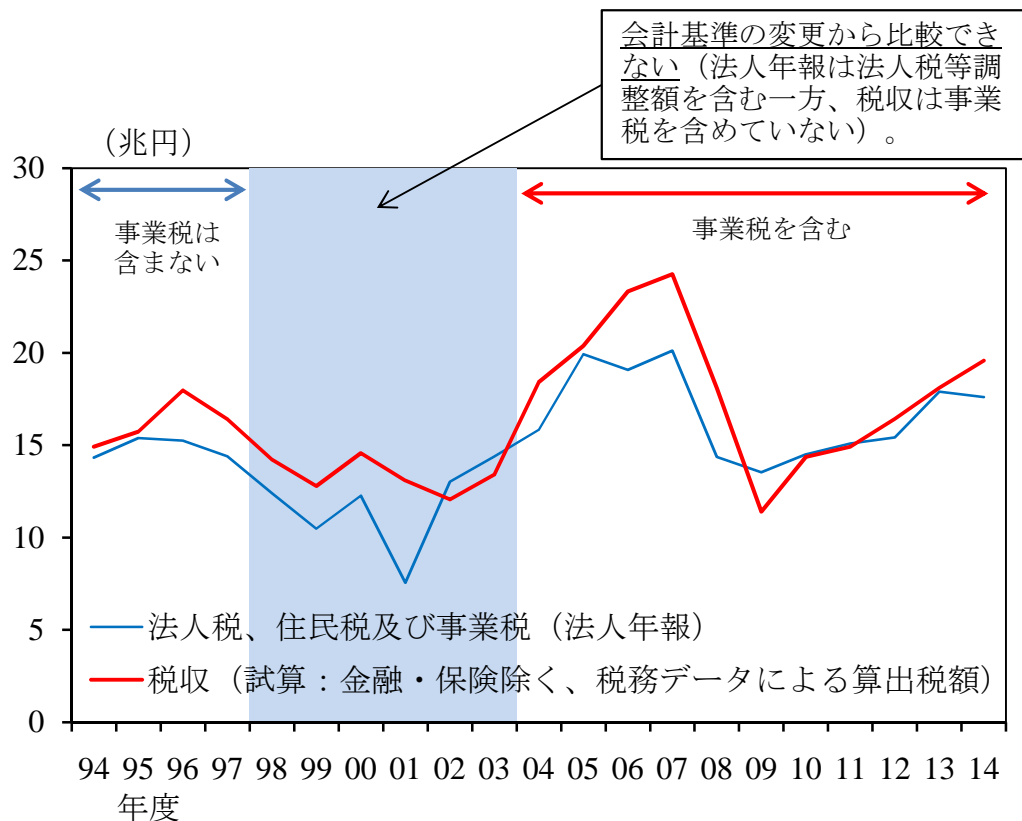


図表17 非金融法人企業の営業余剰（季報と年報）、法人税等（年報）と税収実績

(1) 営業利益（法人季報と法人年報）

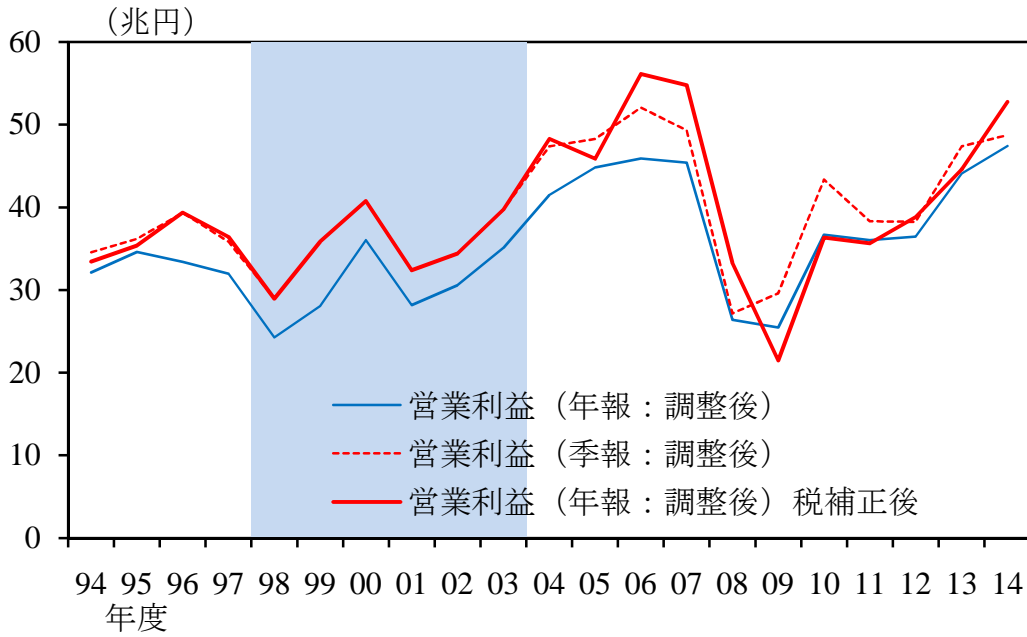


(2) 法人税等の比較（法人企業統計と税収）

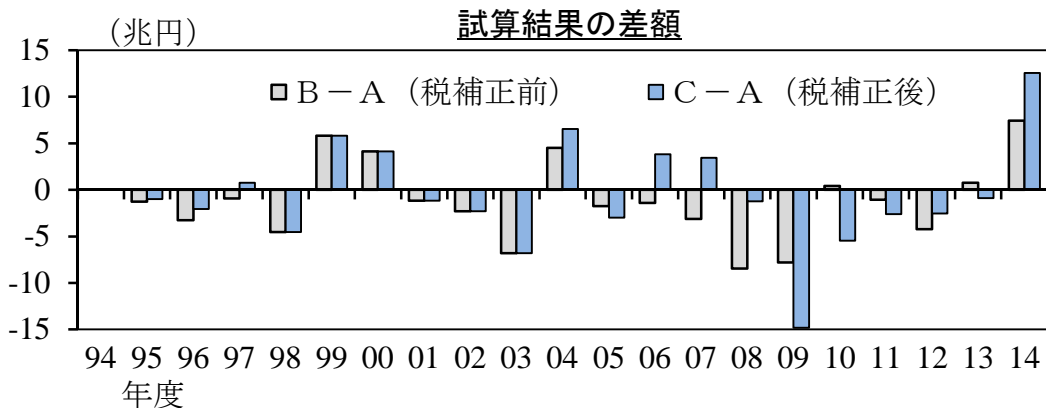
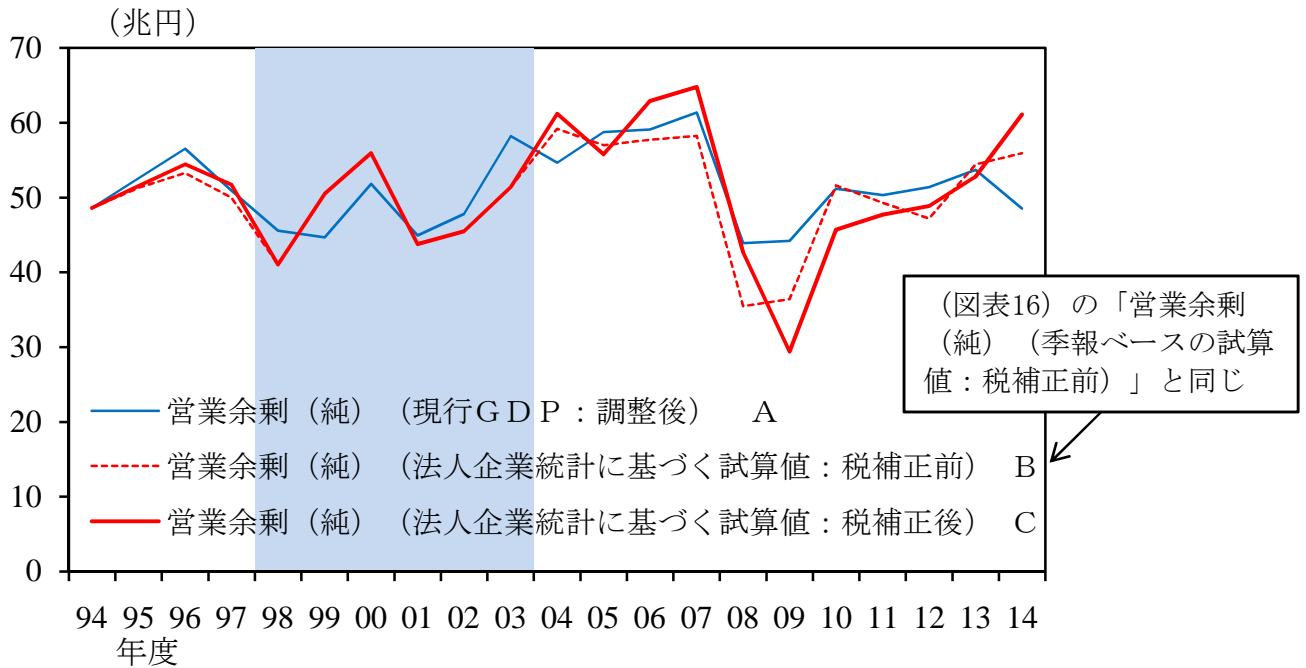


図表18 法人税収を用いた試算値の補正（非金融法人企業）

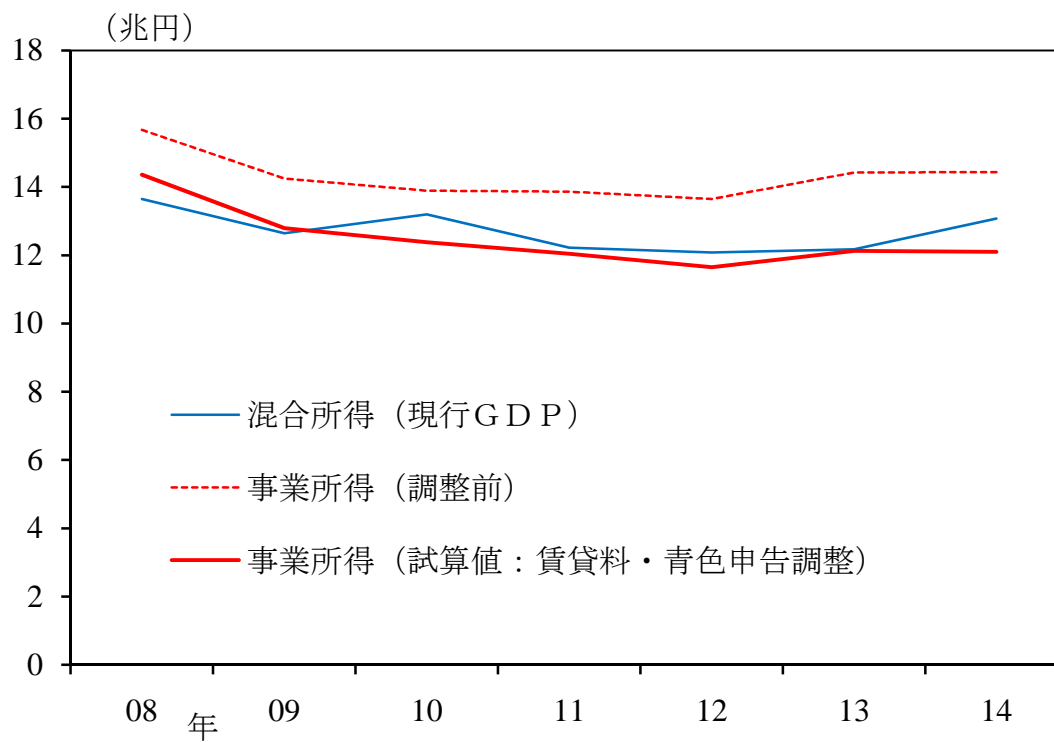
(1) 営業利益と法人税収の比較



(2) 営業余剰：試算値の比較（税補正前と後）

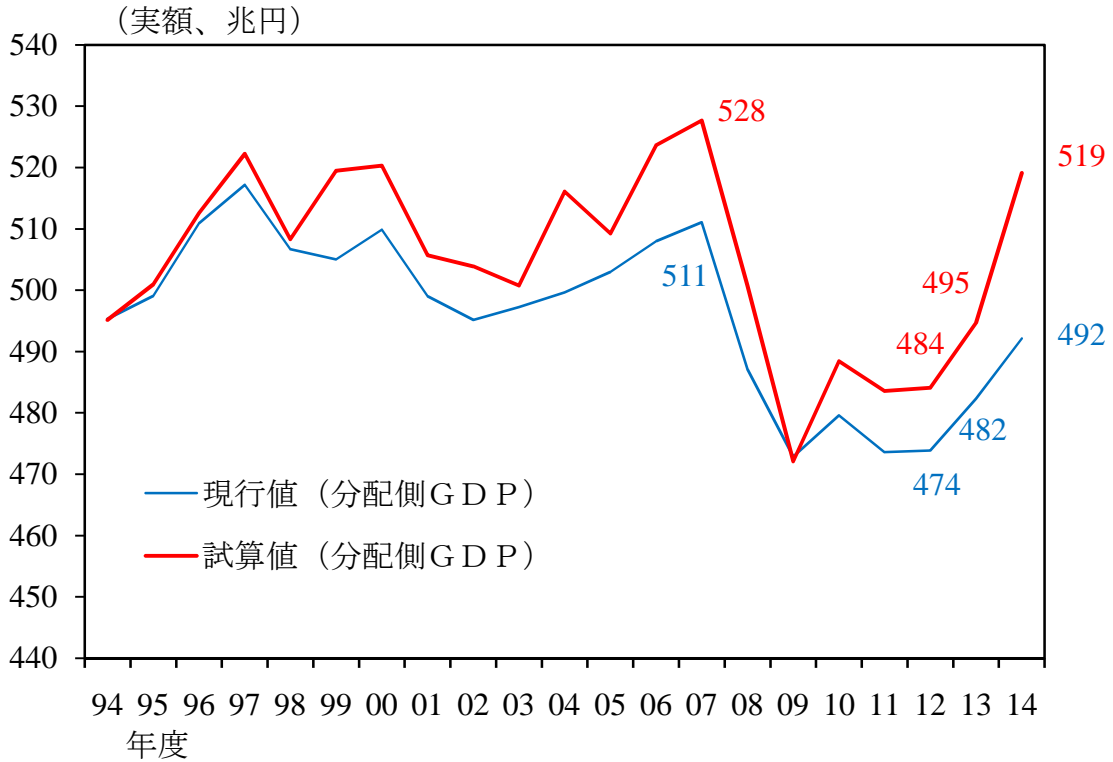


図表19 家計の混合所得（試算値と現行値）

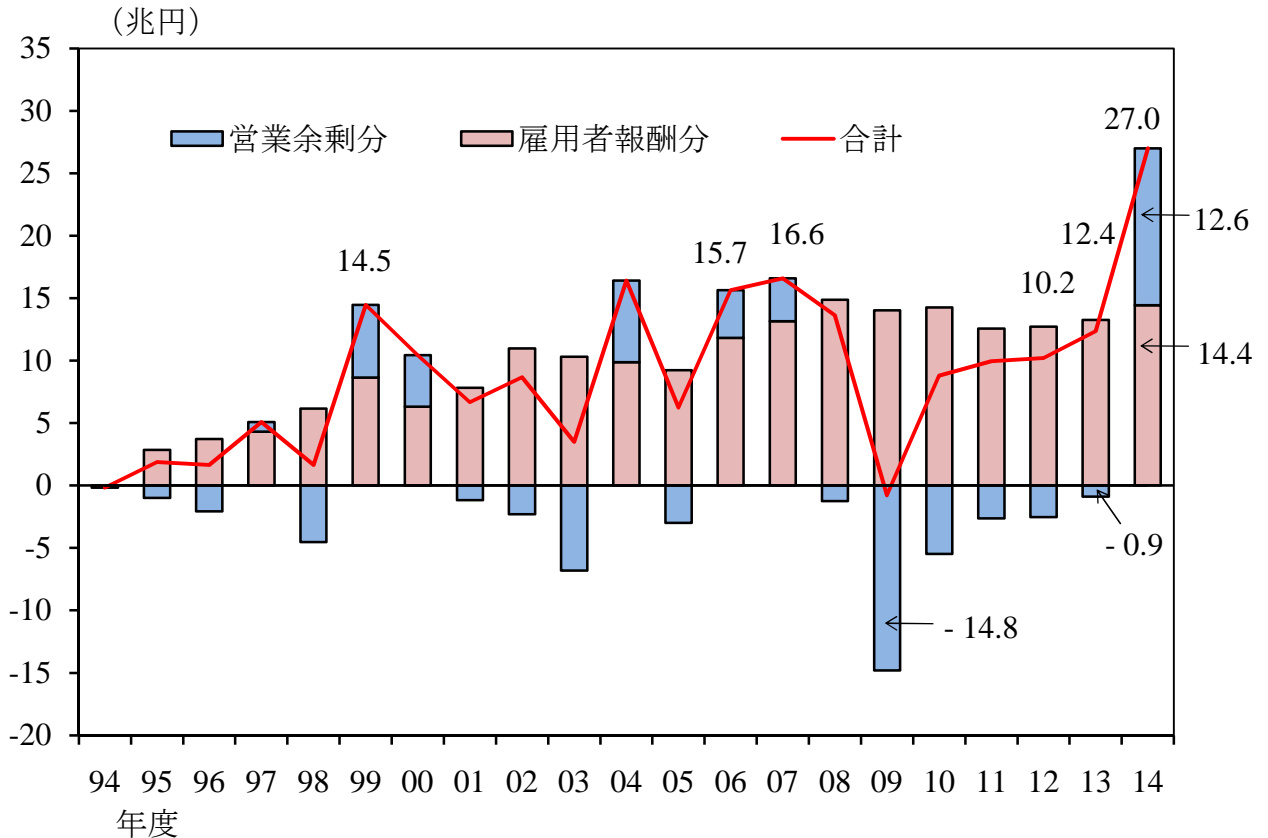


図表20 試算値と現行値（分配側GDP）

(1) 実額

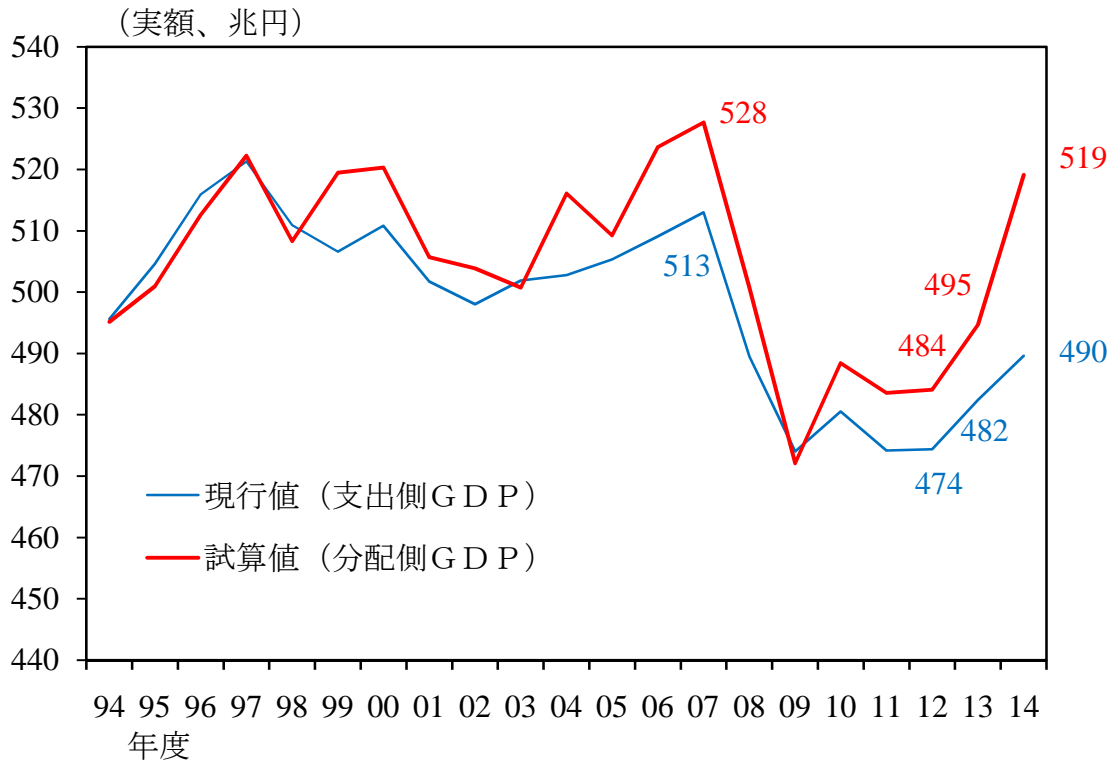


(2) 試算値と現行値のかい離の寄与

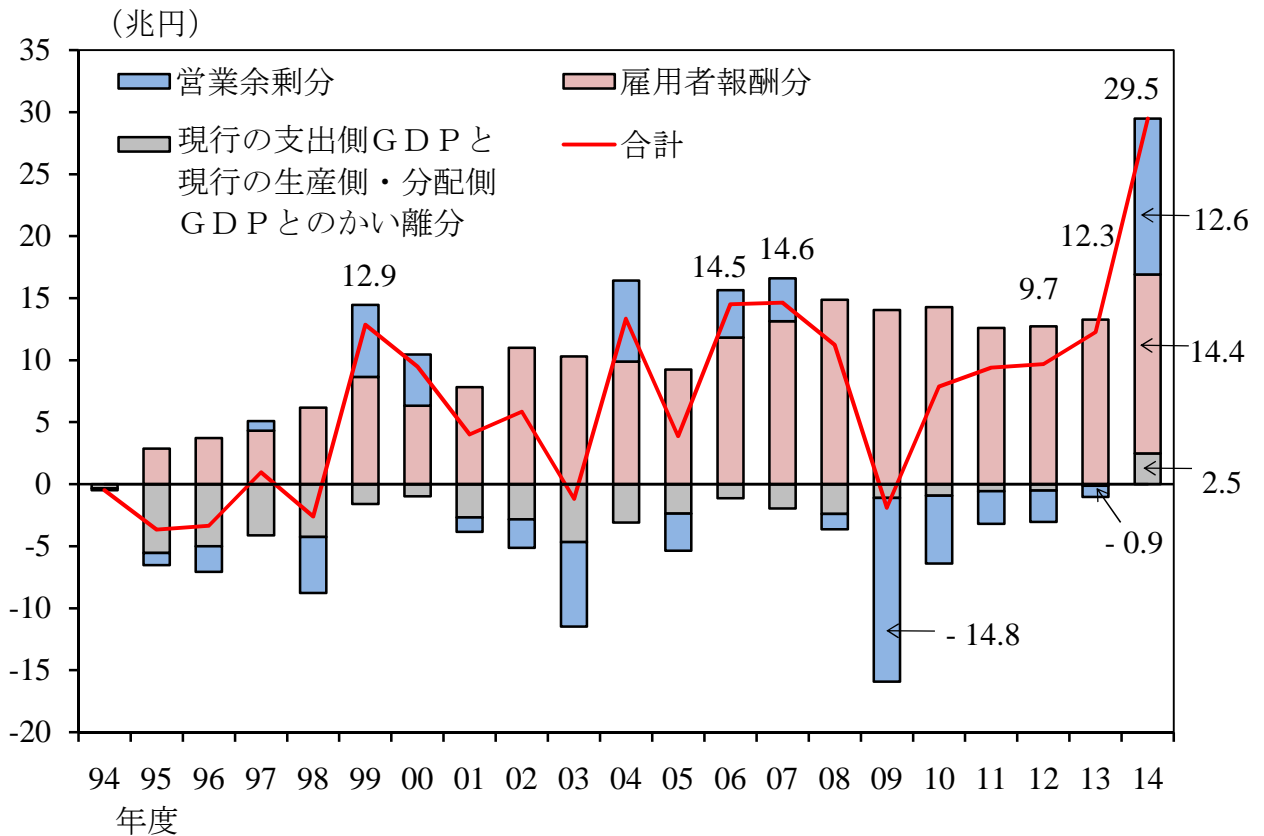


図表21 試算値（分配側GDP）と現行値（支出側GDP）

(1) 実額

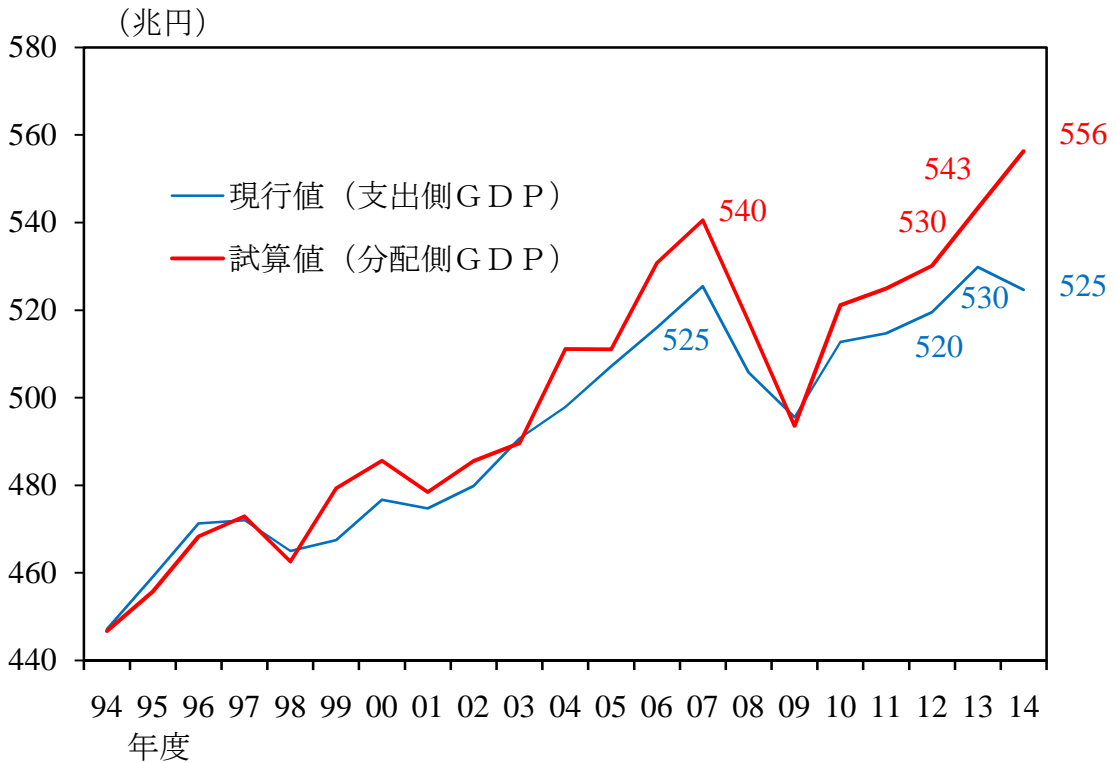


(2) 試算値と現行値のかい離の寄与



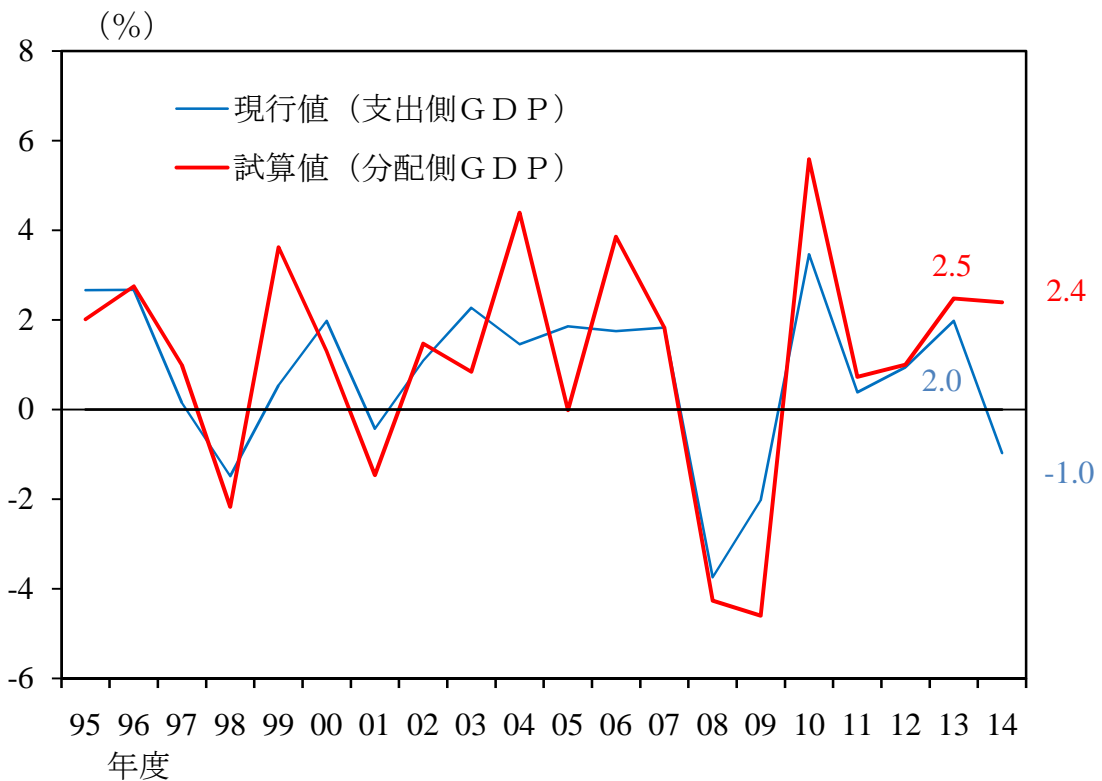
図表22 試算値（分配側GDP）と現行値（支出側GDP）（実質）

(1) 実額（実質値）



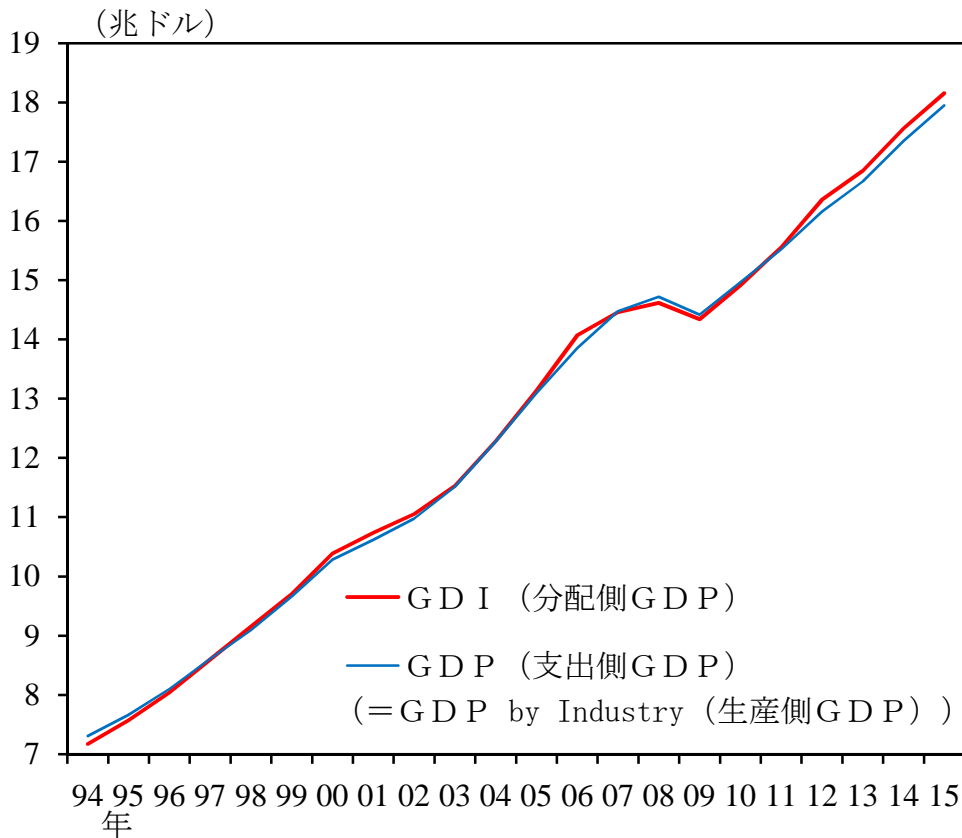
(注) 分配側GDPのデフレーターは支出側GDPのデフレーターと同じものを使用。

(2) 前年比（実質値）

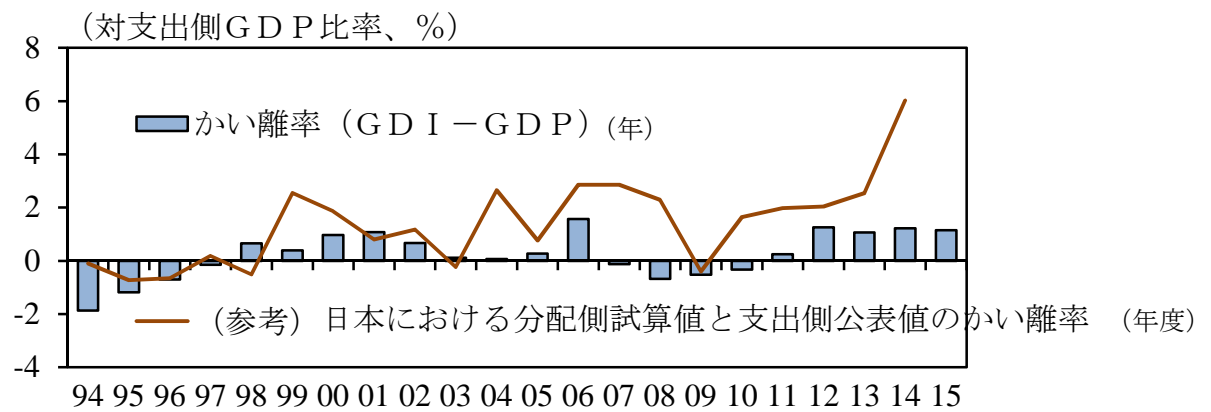


補論図表1 米国のGDP（支出側GDP）とGDI（分配側GDP）

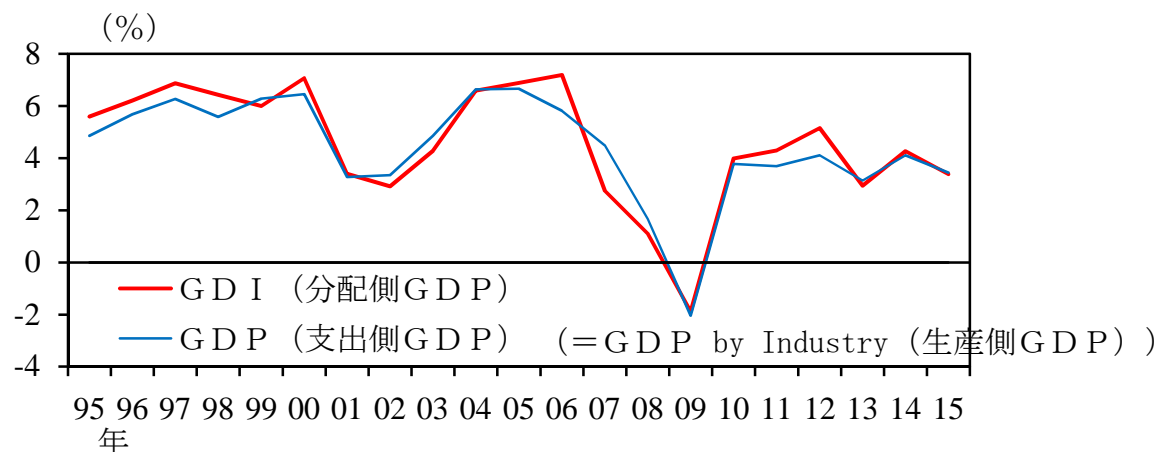
(1) 実額



(2) 実額かい離率



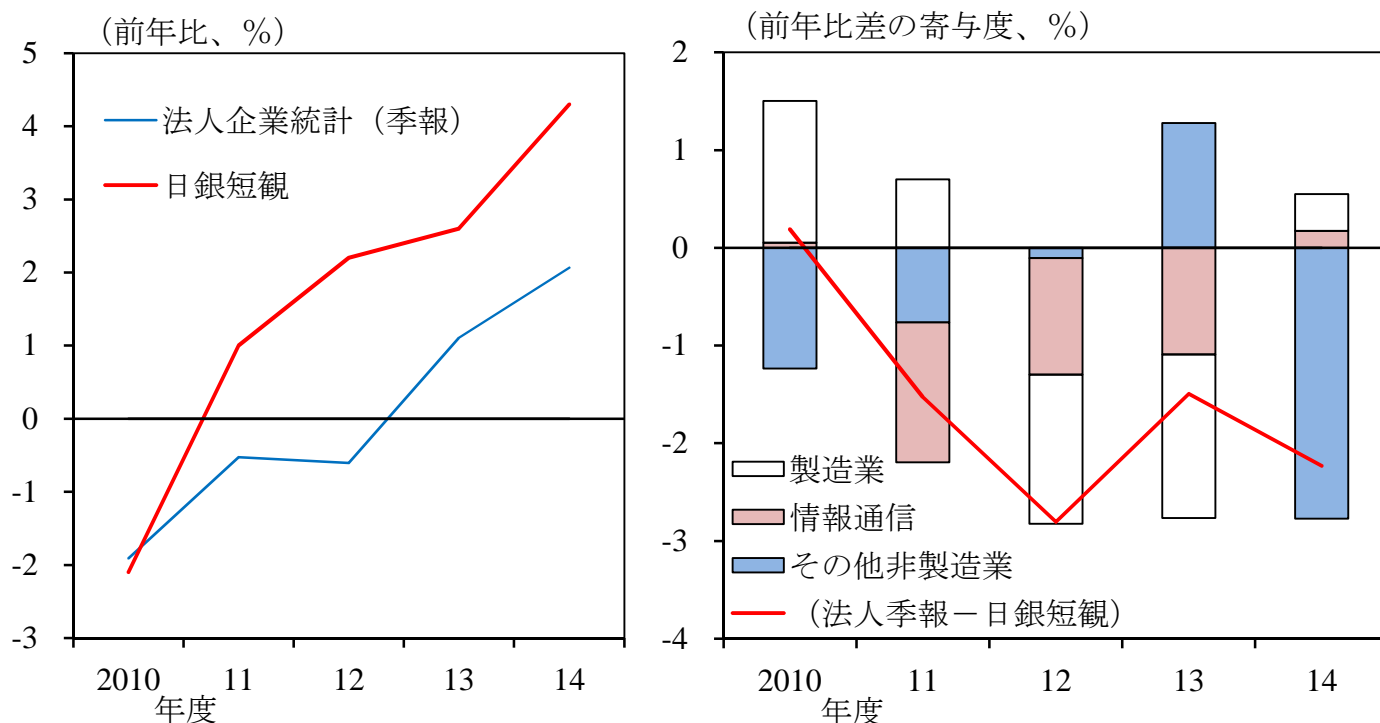
(3) 前年比



(資料) Bureau of Economic Analysis, "NIPA""GDP by Industry"

補論図表2 非金融法人企業の設備投資（法人企業統計と日銀短観）
 — 大企業（資本金10億円以上） —

(1) 設備投資の前年比<除く金融・保険>



(2) 設備投資の実額 (兆円) <除く金融・保険>

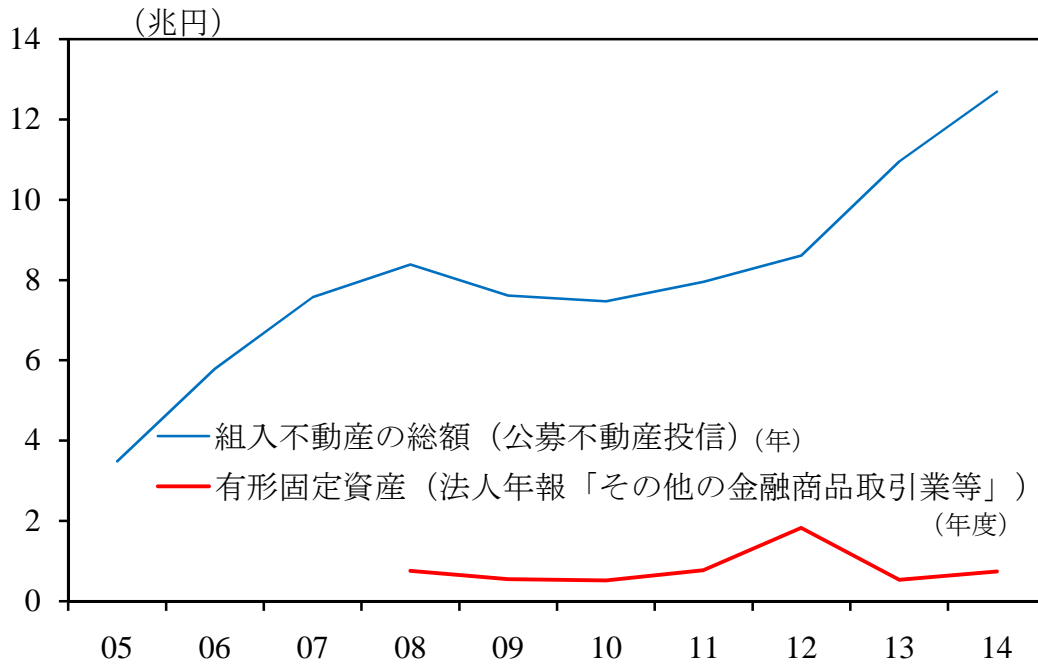
上段：法人企業統計 (季報)
 中段：日銀短観
 下段 ()：差額：法人企業統計 - 日銀短観

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
全産業	22.8	22.7	22.5	22.8	23.2
	23.5	23.7	24.3	24.9	24.4
	(-0.7)	(-1.1)	(-1.8)	(-2.1)	(-1.1)
製造業	9.0	9.1	8.9	8.4	9.0
	8.3	8.3	8.4	8.4	8.5
	(0.7)	(0.8)	(0.5)	(0.1)	(0.5)
非製造業	13.8	13.6	13.6	14.3	14.2
	15.2	15.5	15.9	16.5	15.9
	(-1.4)	(-1.9)	(-2.2)	(-2.2)	(-1.7)
情報通信	3.4	3.2	3.3	3.2	2.9
	5.1	5.2	5.6	5.8	4.7
	(-1.7)	(-2.0)	(-2.3)	(-2.6)	(-1.8)

(注) 上記 (1) 日銀短観の前年比は同一母集団によるものであり、(2) は母集団情報の変更後の実額であるため、(2) から前年比を算出しても (1) の値とは一致しない。

(資料) 財務省「法人企業統計」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

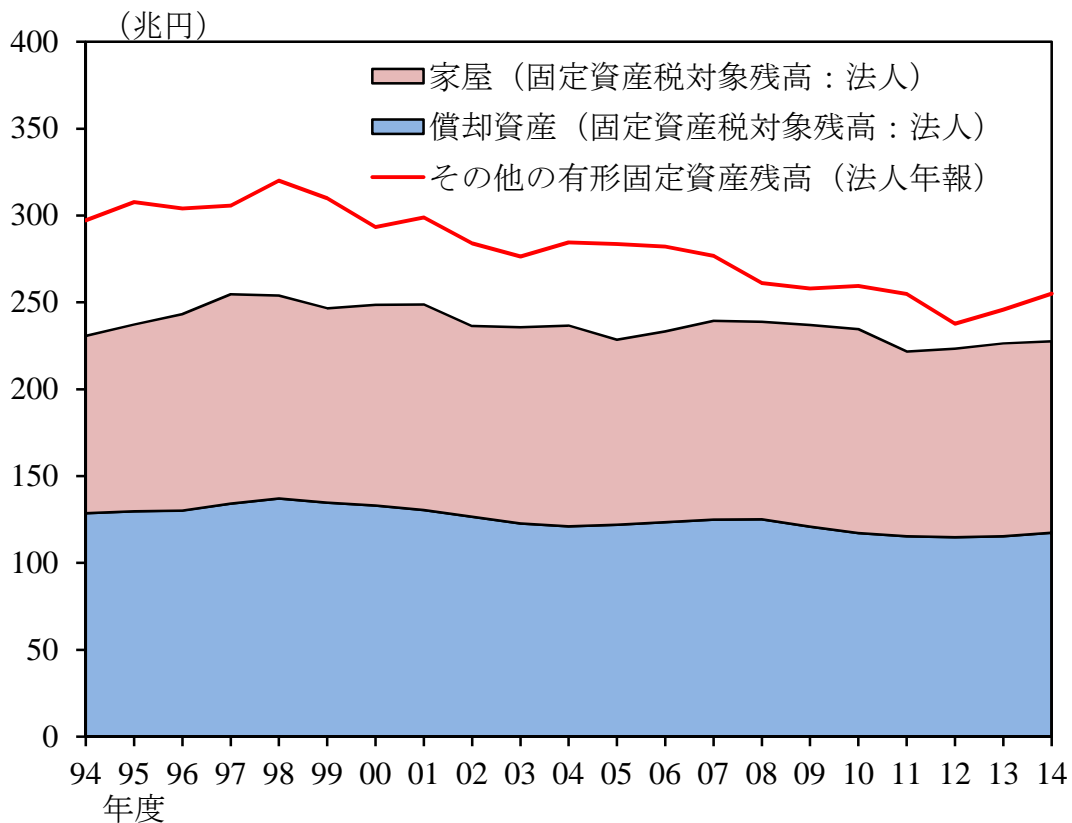
補論図表3 不動産投資法人の資産残高



(注) 不動産投資法人は、法人企業統計では金融・保険業のうち「その他の金融商品取引業、商品先物取引業」に含まれる。

(資料) 財務省「法人企業統計」、投資信託協会「不動産投資法人に関する統計」

補論図表4 固定資産残高の比較 (法人企業統計と税務データ)



(注1) 法人企業統計 (年報) は、非金融法人企業分のみ。

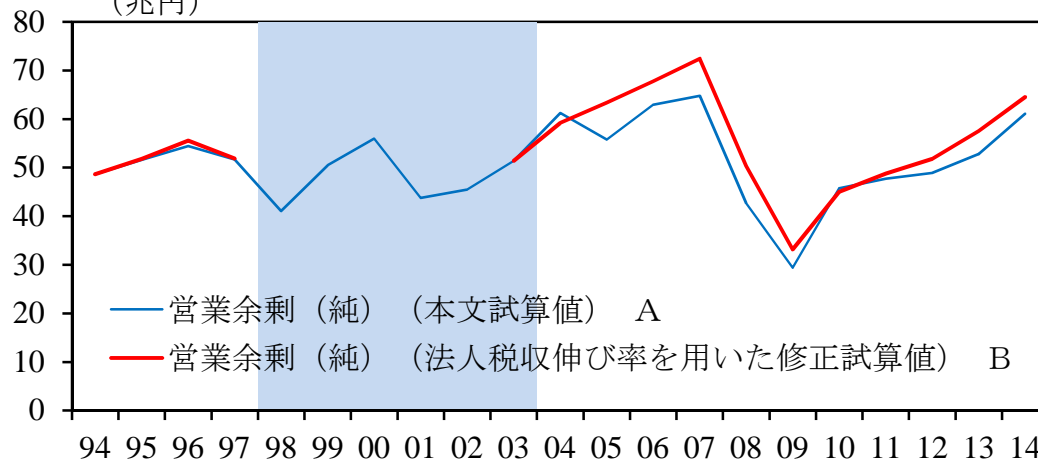
(注2) 固定資産税対象残高は、1月1日時点 (例 2014年度は2015年1月1日時点)。

(資料) 財務省「法人企業統計」、総務省「固定資産の価格等の概要調書」

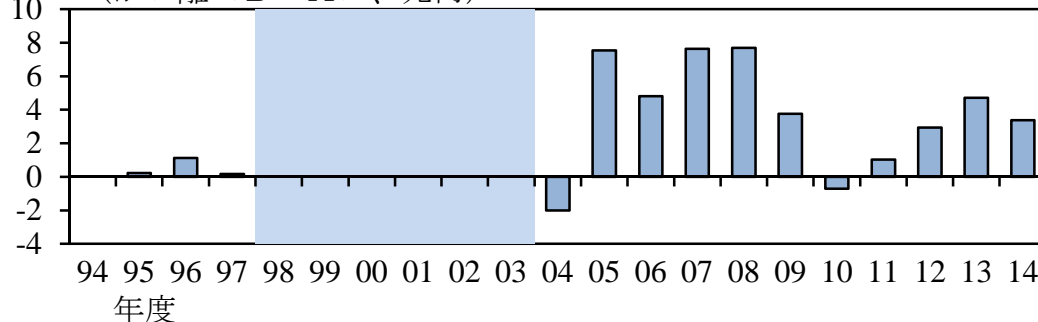
補論図表5 法人税収の伸び率を用いた営業余剰（純）の試算値

(1) 実額

(兆円)

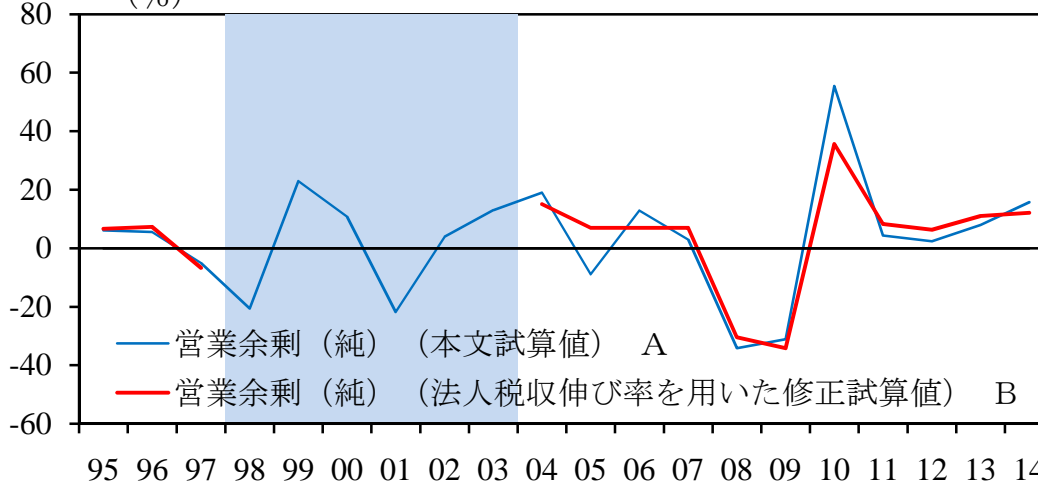


(かい離<B-A>、兆円)

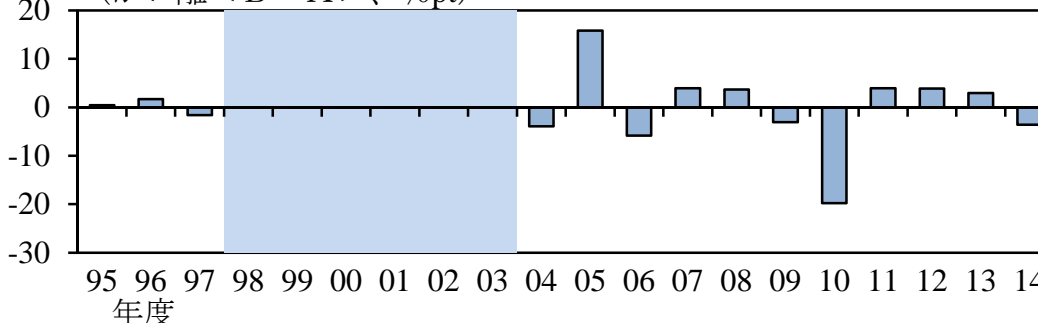


(2) 前年比

(%)



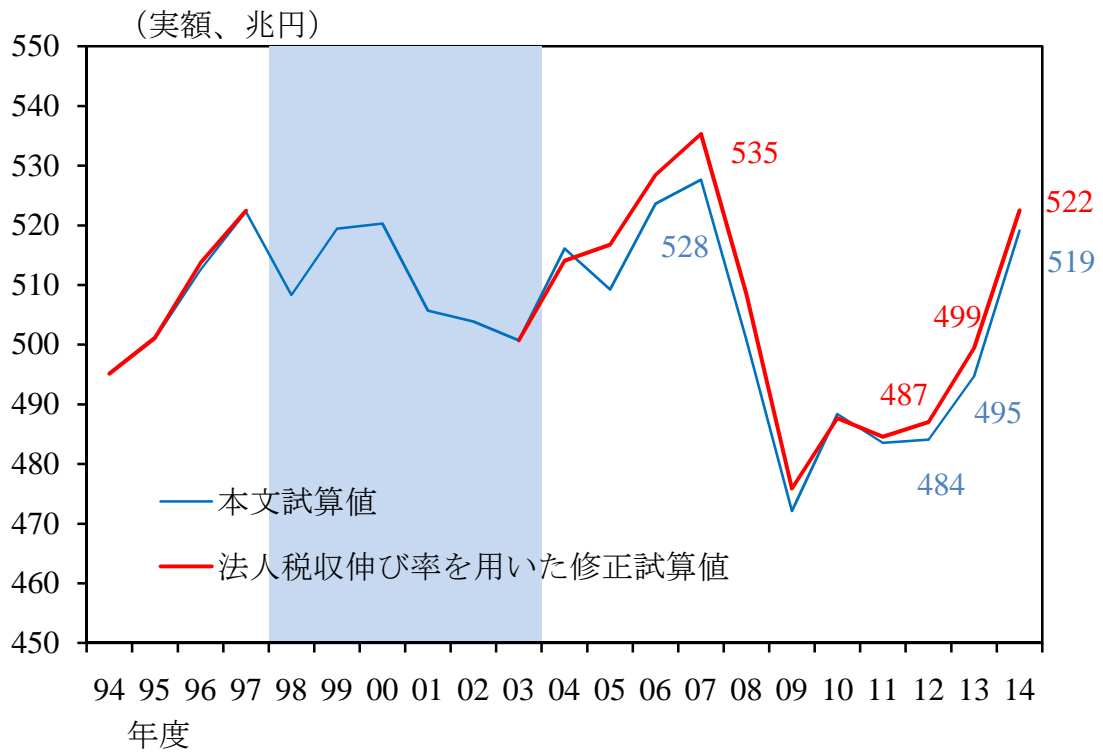
(かい離<B-A>、%pt)



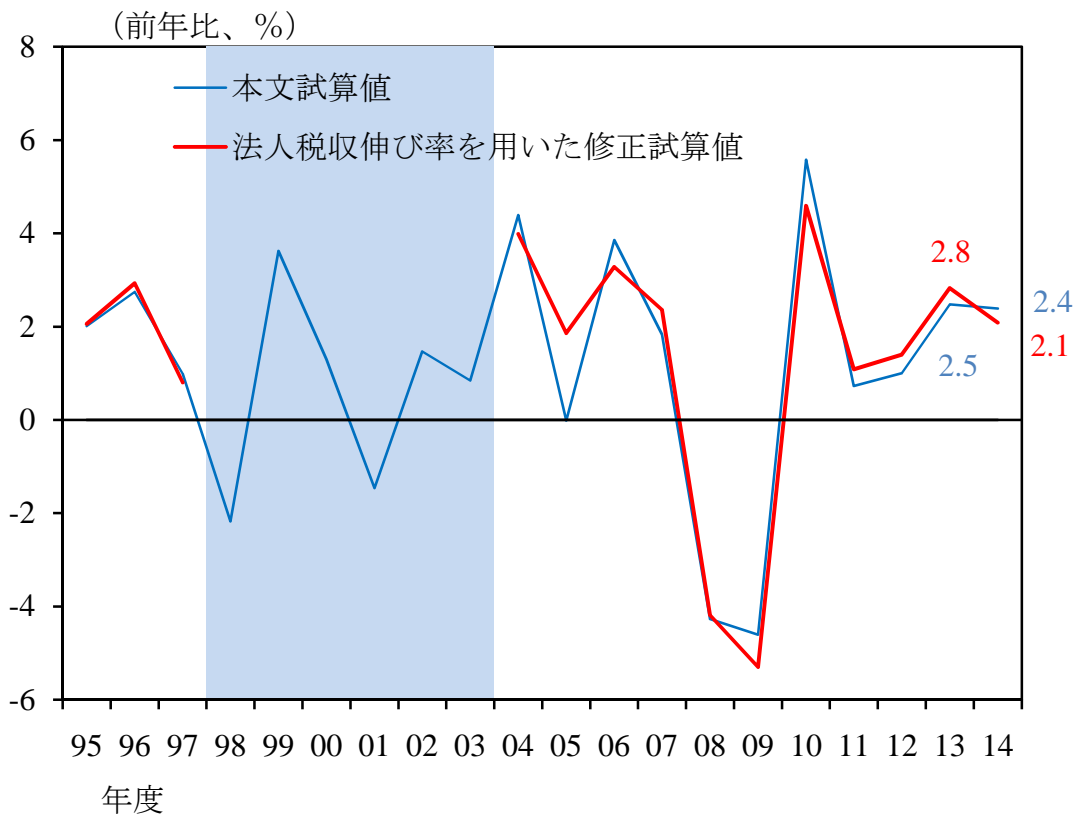
(注) 98～03年度は本文試算値同様、税収データを利用していない。

補論図表 6 営業余剰の試算に法人税収の伸び率を用いた分配側 GDP 試算値

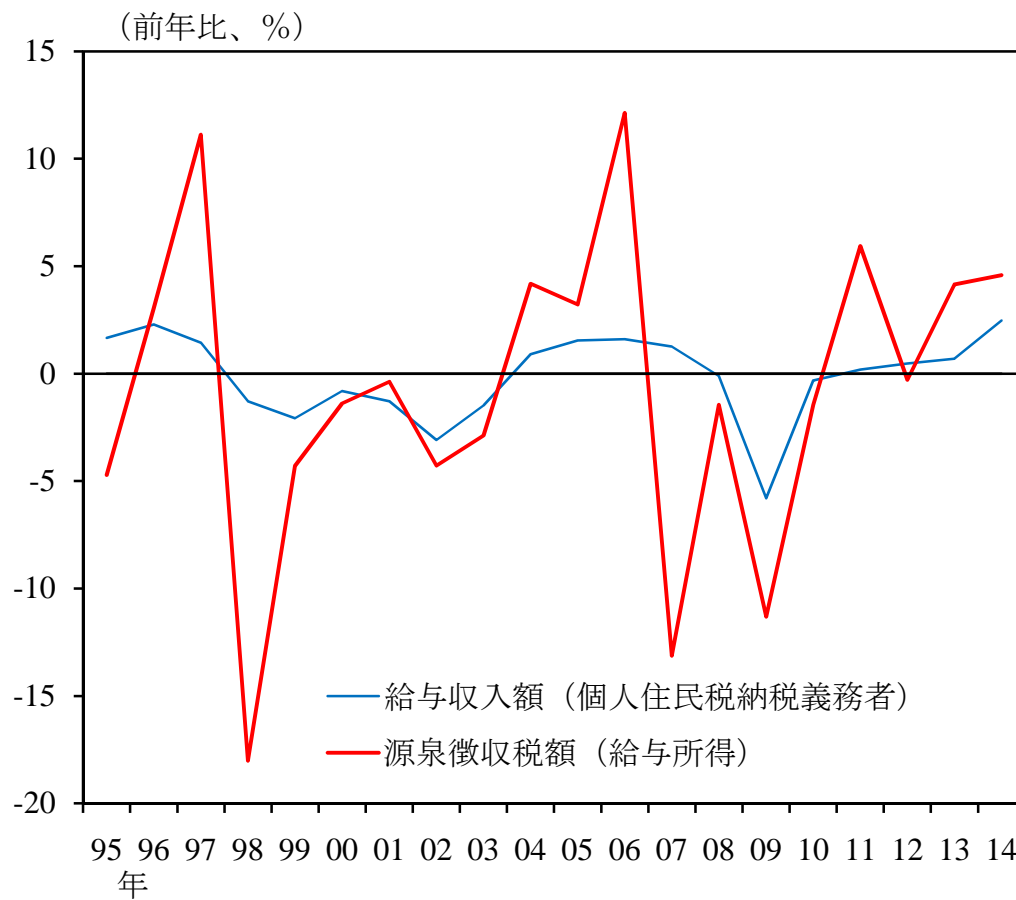
(1) 実額 (名目)



(2) 前年比 (実質)



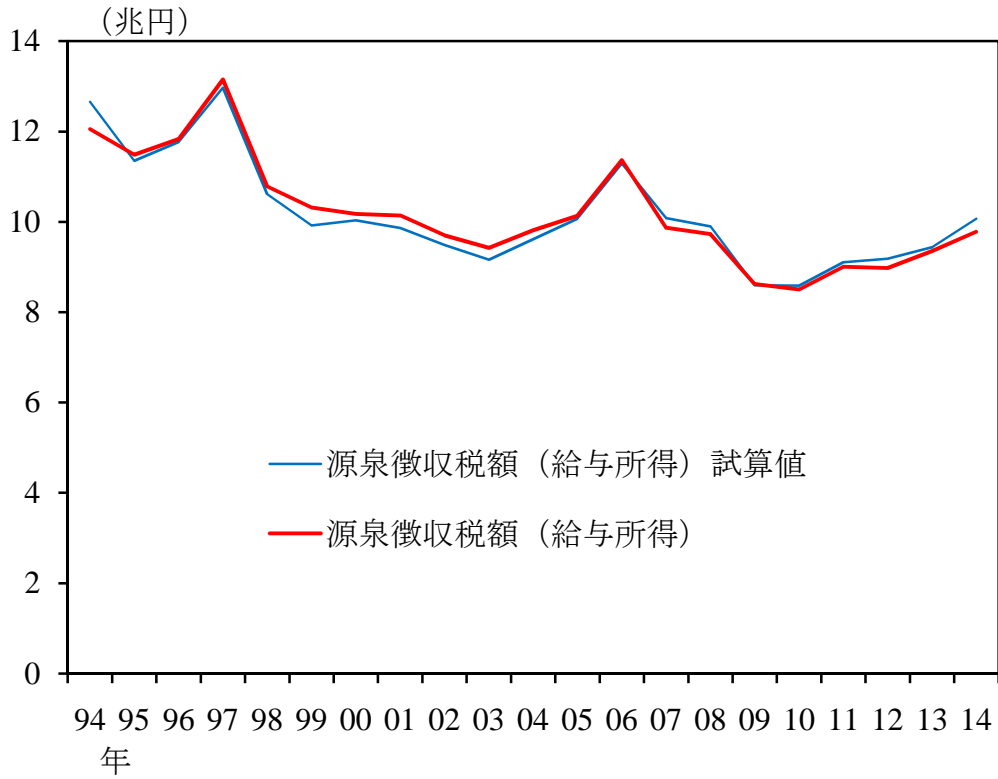
補論図表7 給与収入額と源泉徴収税額の推移（伸び率）



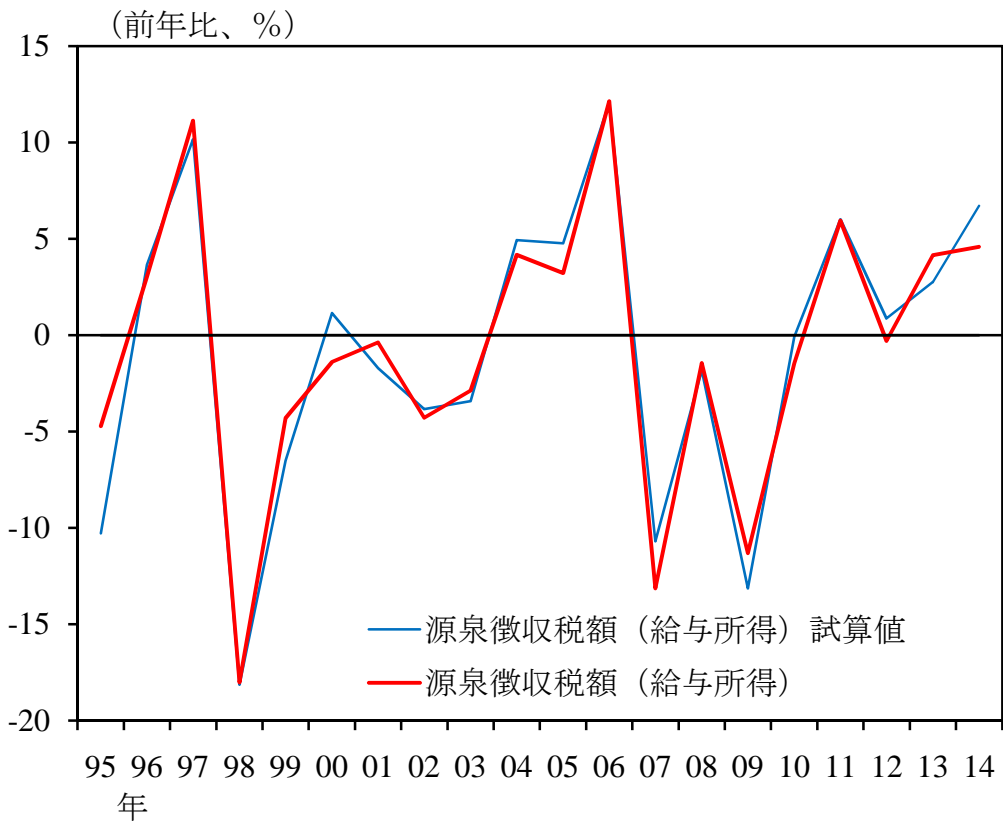
(資料) 総務省「市町村税課税状況等の調」、国税庁「国税庁統計年報」

補論図表 8 源泉徴収税額の試算

(1) 実額



(2) 前年比



補論図表 9 給与収入額と税支払額の分布

①個人住民税納税義務者の給与収入総額（▲は前後年のピーク、▼は前後年のボトム）

	94	97	00	03	07	10	14	97年との差
合計（兆円）	216.5	▲ 228.3	218.9	▼ 206.3	▲ 217.5	▼ 204.0	211.9	▲16.5
<構成比：%>								
200万円以下	4.0	3.9	4.4	5.1	5.7	6.0	5.8	1.9
200～300万円	9.5	8.5	8.7	9.3	9.9	10.5	10.5	2.0
300～500万円	26.6	25.1	25.5	26.0	25.6	27.6	27.0	1.9
500～700万円	22.7	22.1	21.6	21.2	20.8	21.4	21.6	▲0.5
700～1,000万円	21.1	23.0	23.1	22.6	21.4	19.5	19.3	▲3.7
1,000～2,000万円	13.2	14.3	13.3	12.3	12.4	11.0	11.3	▲2.9
2,000万円超	2.9	3.2	3.4	3.5	4.3	4.0	4.5	1.3

②個人住民税の納税義務者数

	94	97	00	03	07	10	14	97年との差
合計（万人）	4,521	4,639	4,550	4,436	4,771	4,653	4,769	130
<構成比：%>								
200万円以下	13.4	13.9	15.6	17.5	19.4	20.0	19.6	5.7
200～300万円	18.0	16.6	16.6	17.3	18.0	18.4	18.6	2.0
300～500万円	32.4	31.3	31.1	30.7	29.6	30.9	30.5	▲0.8
500～700万円	18.4	18.4	17.6	16.8	16.1	15.9	16.3	▲2.1
700～1,000万円	12.3	13.7	13.5	12.7	11.9	10.5	10.5	▲3.2
1,000～2,000万円	5.0	5.6	5.1	4.6	4.5	3.8	4.0	▲1.7
2,000万円超	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.06

③所得税額（構成比は試算）

	94	97	00	03	07	10	14	97年との差
合計（10億円）	12,056	13,154	10,176	9,424	9,870	8,501	9,781	▲3,373
<構成比：%>								
200万円以下	1.3	1.4	1.5	1.7	1.6	1.4	1.2	▲0.2
200～300万円	4.4	4.8	4.6	4.9	4.5	3.9	3.5	▲1.2
300～500万円	14.4	15.9	15.4	15.3	13.4	11.5	10.9	▲5.0
500～700万円	14.9	15.3	14.3	14.3	12.9	12.5	12.4	▲2.9
700～1,000万円	21.2	23.3	22.8	22.3	20.6	20.1	19.7	▲3.6
1,000～2,000万円	29.5	25.8	24.7	23.3	22.8	25.9	25.4	▲0.5
2,000万円超	14.3	13.5	16.7	18.1	24.3	24.7	26.8	13.4

④平均税率（民間給与実態統計）

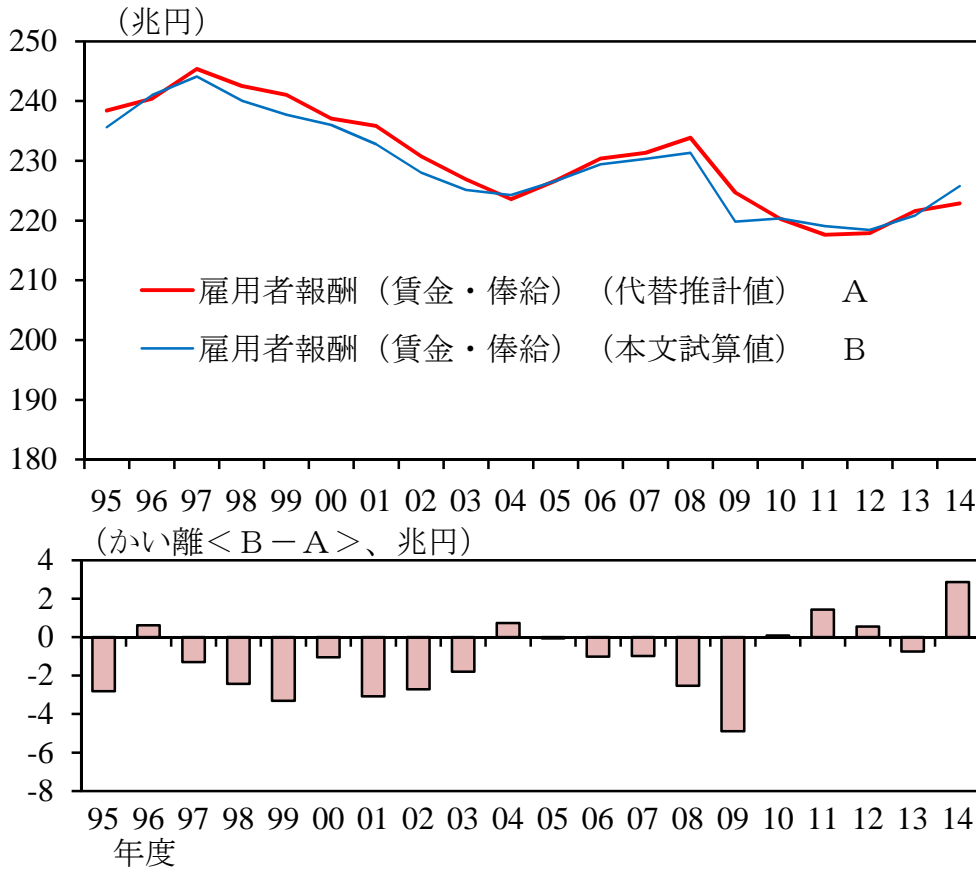
	94	97	00	03	07	10	14
合計	5.6	5.4	4.4	4.3	4.4	3.9	4.3
200万円以下	1.9	2.1	1.5	1.5	1.3	1.0	1.0
200～300万円	2.8	3.3	2.5	2.4	2.1	1.6	1.6
300～500万円	3.2	3.6	2.8	2.6	2.4	1.8	1.9
500～700万円	3.8	3.9	3.0	3.0	2.9	2.4	2.7
700～1,000万円	5.8	5.7	4.4	4.3	4.4	4.4	5.0
1,000～2,000万円	12.8	10.5	8.9	8.7	8.8	10.1	10.6
2,000万円超	28.3	23.2	21.6	22.4	24.0	25.1	26.6

（注）100万円以下は0%台。

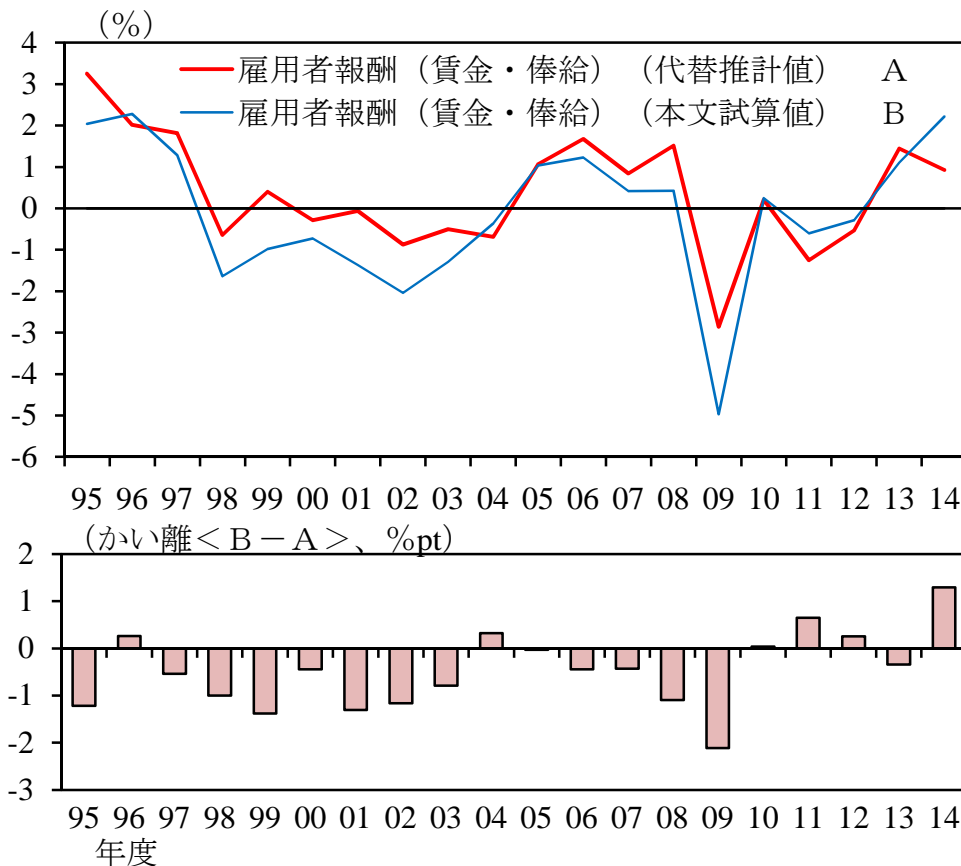
（資料）総務省「市町村税課税状況等の調」、
国税庁「国税庁統計年報」「民間給与実態統計」

補論図表10 雇用者報酬の代替推計（本文試算との比較）

(1) 実額



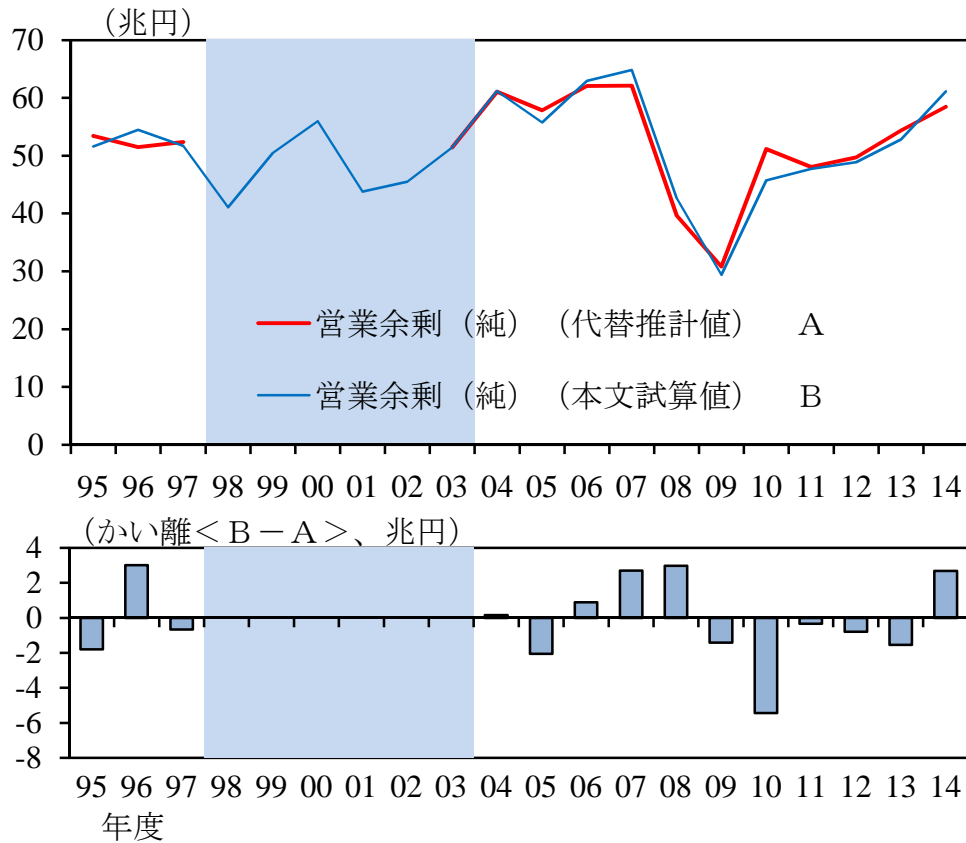
(2) 前年比



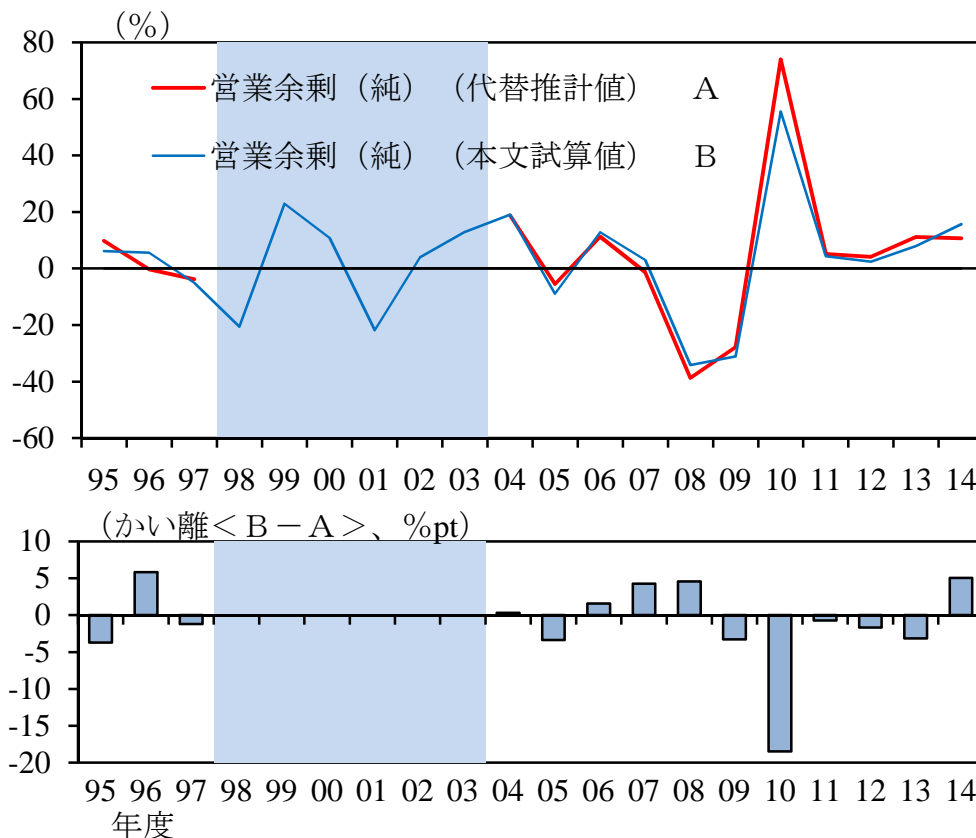
(注) 代替推計の前年比の値は、当期の代替推計値（実額）と前年の本文試算値（実額）から算出。

補論図表11 営業余剰（純）の代替推計（本文試算との比較）

(1) 実額



(2) 前年比



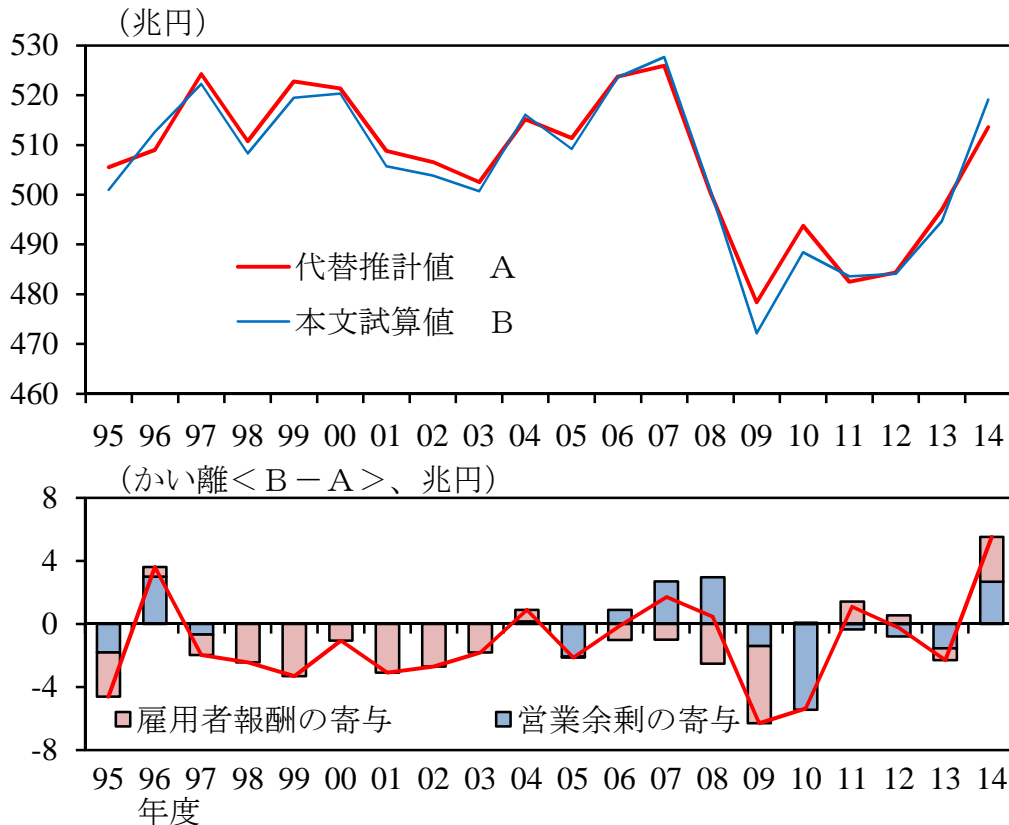
(注1) 98～03年度は本文試算値同様、税込データを利用していない。

(注2) 代替推計では我が国SNAのデータも一部利用しているが、この遡及訂正の影響は勘案せず、直近の2014年SNA確報を用いている（したがって、完全なリアルタイムの推計とはなっていない）。

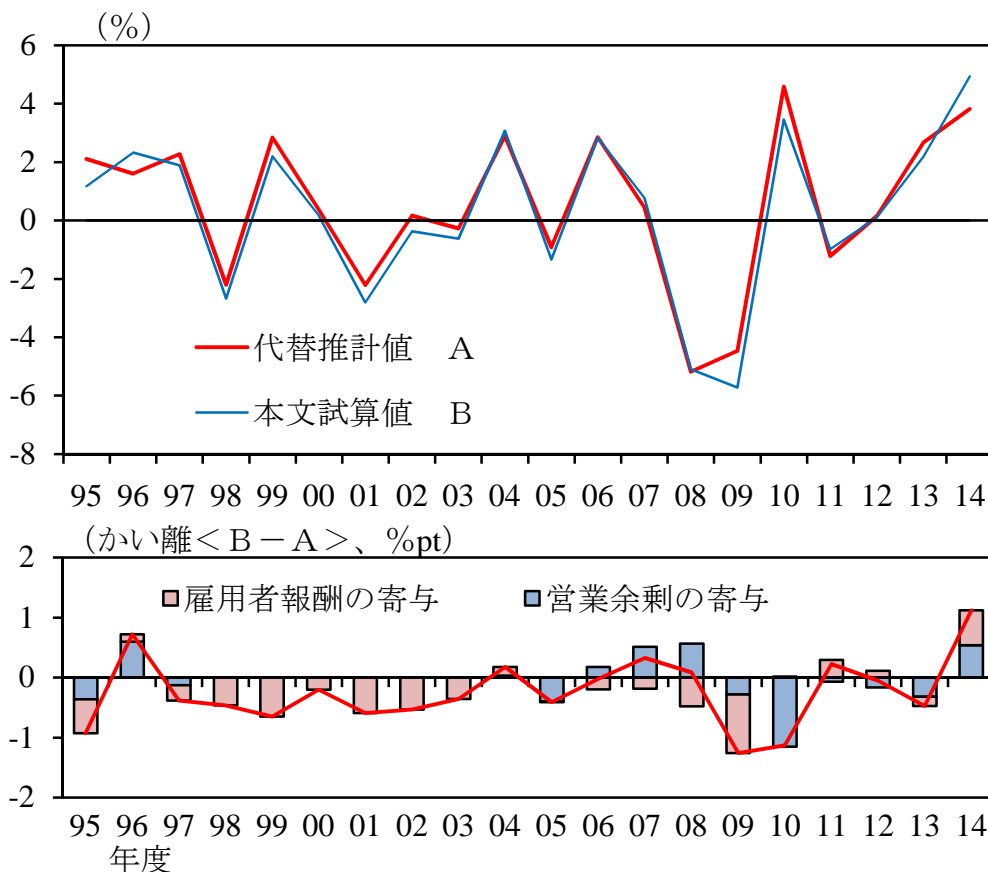
(注3) 代替推計の前年比の値は、当期の代替推計値（実額）と前年の本文試算値（実額）から算出。

補論図表12 分配側GDPの代替推計（本文試算との比較）

(1) 実額



(2) 前年比

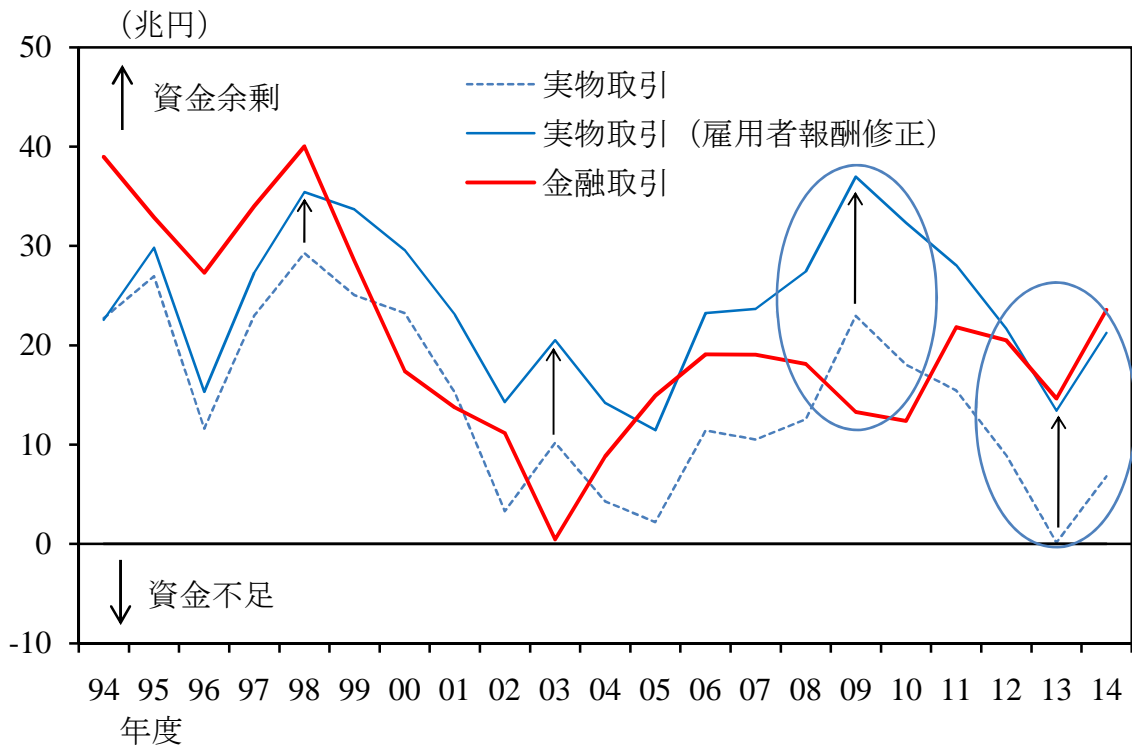


(注1) 代替推計では我が国SNAのデータも一部利用しているが、この遡及訂正の影響は勘案せず、直近の2014年SNA確報を用いている（したがって、完全なりアルタイムの推計とはなっていない）。

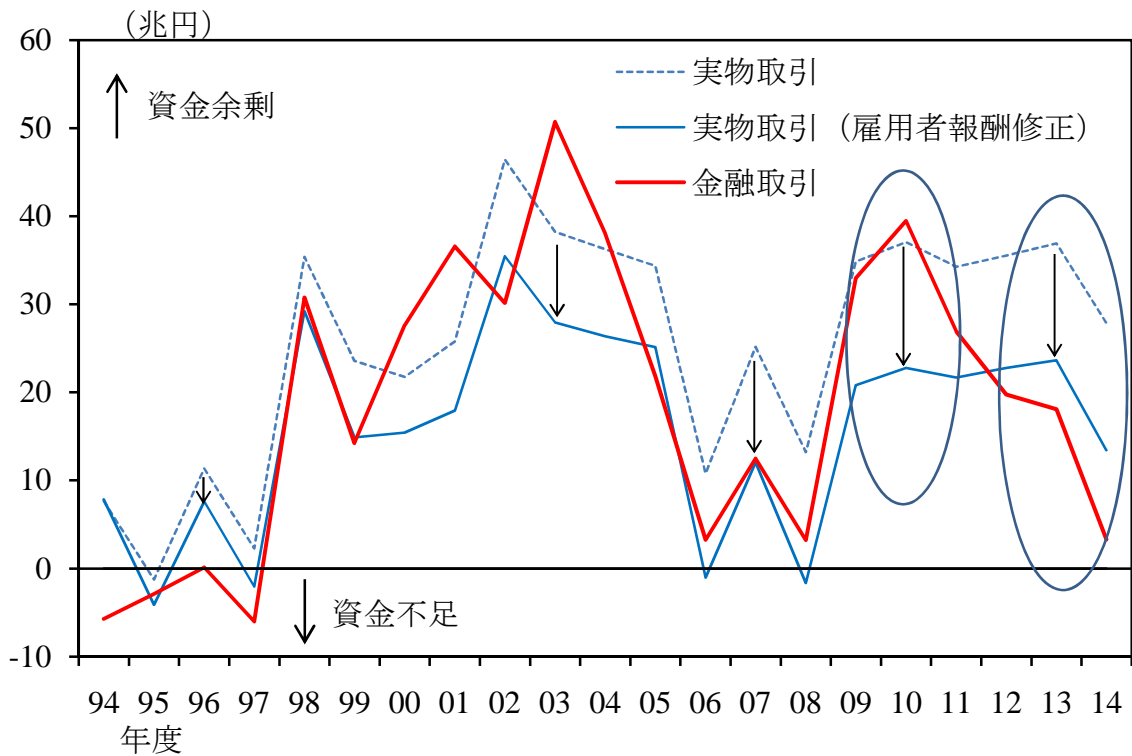
(注2) 代替推計の前年比の値は、当期の代替推計値（実額）と前年の本文試算値（実額）から算出。

補論図表13 雇用者報酬（試算値）の家計及び法人の純貸出／純借入への影響

(1) 家計の純貸出／純借入

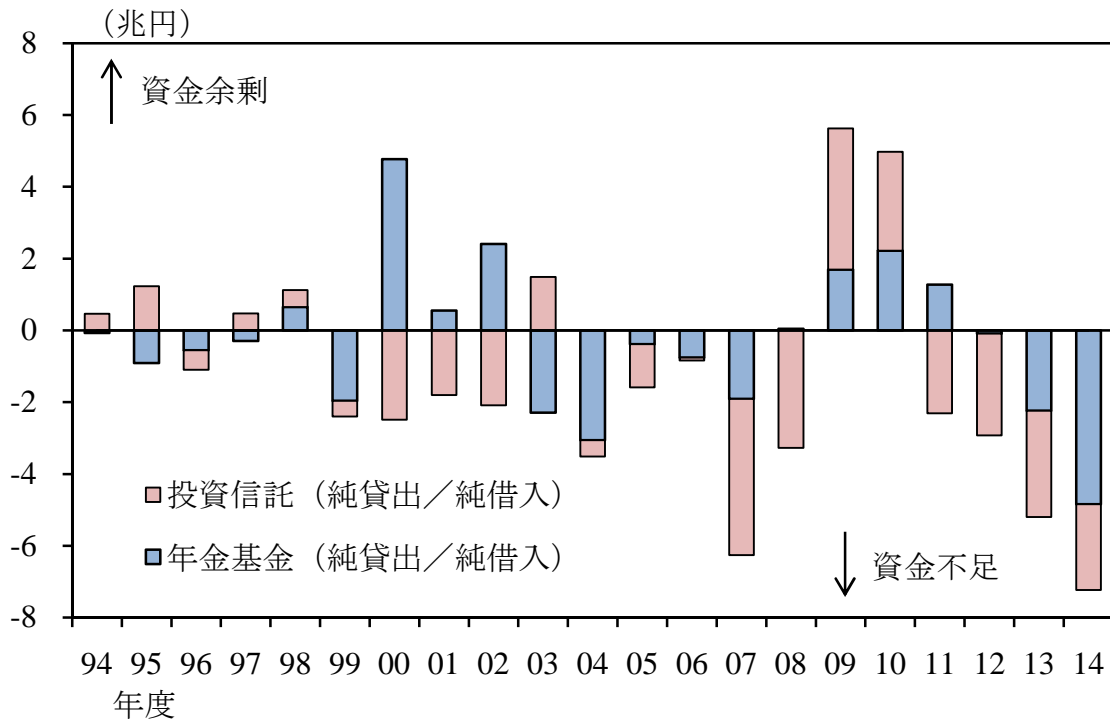


(2) 法人（金融機関を含む）の純貸出／純借入

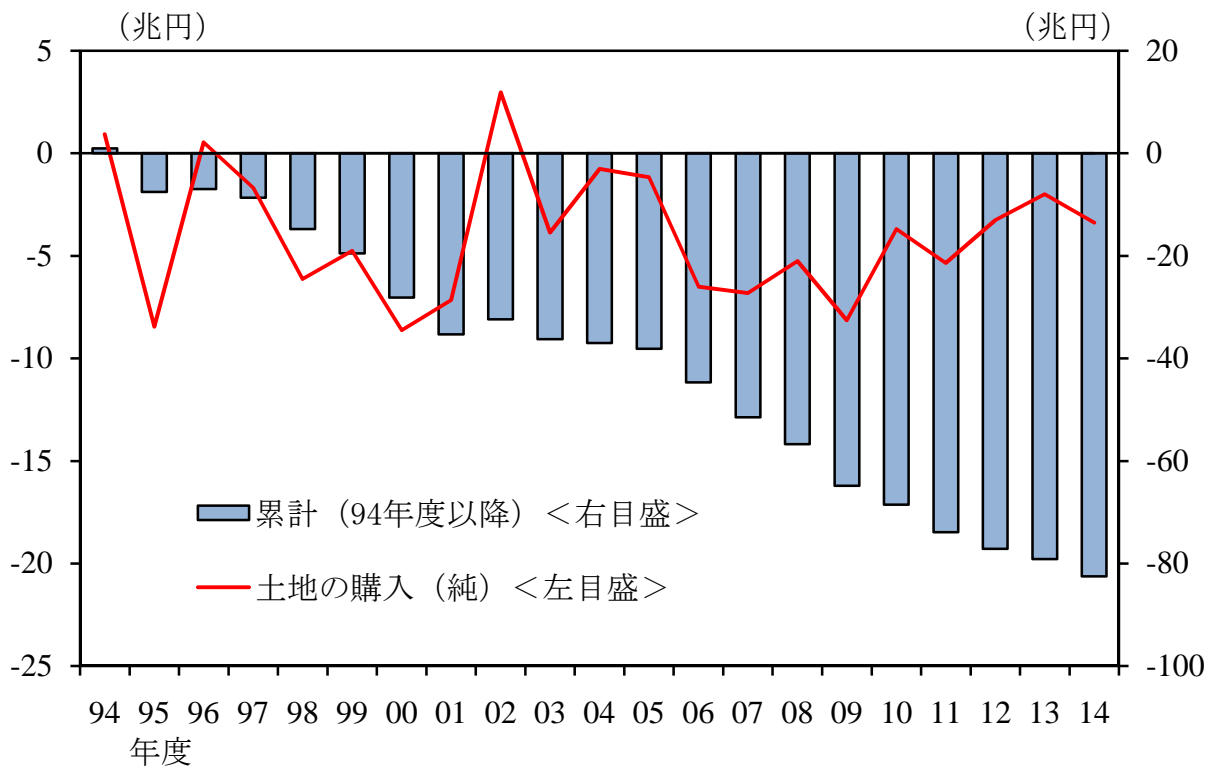


補論図表14 投資信託、年金基金の純貸出／純借入と家計の土地の購入（純）

(1) 投資信託、年金基金の純貸出／純借入（資金過不足）



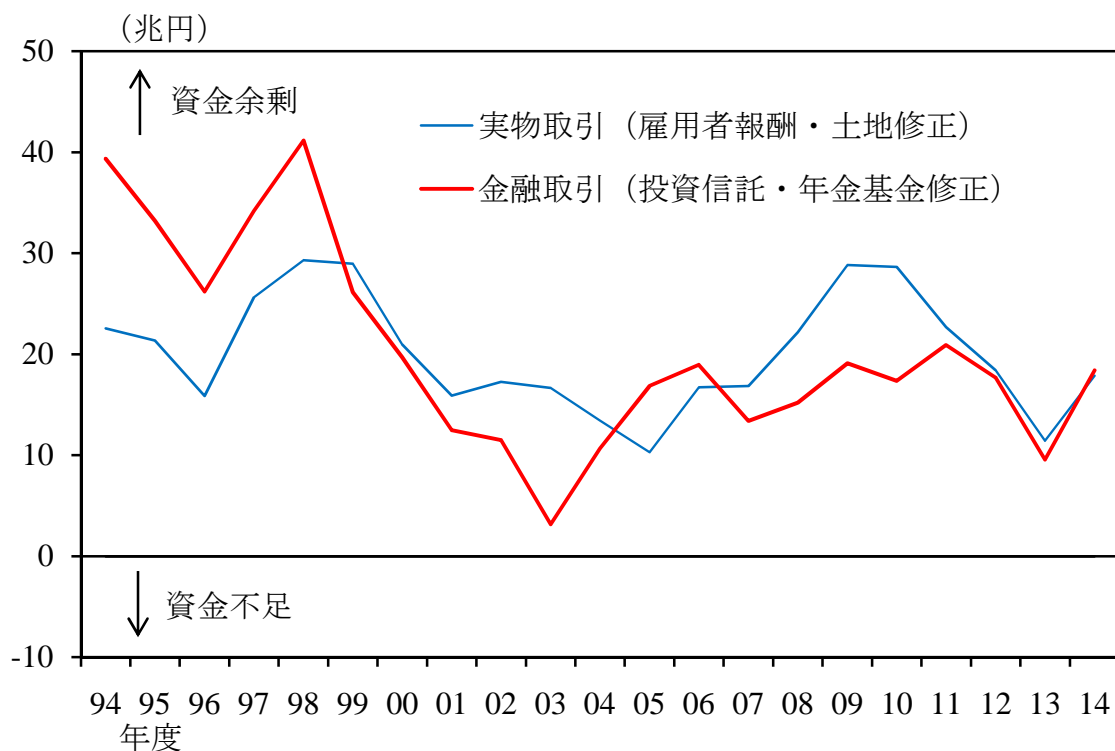
(2) 家計の土地の購入（純）



(資料) 内閣府「国民経済計算確報」

補論図表15 追加的な修正による家計及び法人の純貸出／純借入への影響

(1) 家計の純貸出／純借入



(2) 法人 (金融機関を含む) の純貸出／純借入

